

# 米国の電子政府法

平野 美恵子

## はじめに

米国の電子政府法は、2002年12月17日にブッシュ大統領の署名を受けて成立し、一部の規定を除き、2003年4月17日に施行された。

この法案が連邦議会上院に提出されたのは、2001年5月1日、下院への提出は、同7月11日のことであった。その2ヵ月後に、同時多発テロ事件が発生している。この事件が米国に与えた衝撃は、計り知れないものがある。電子政府法案についても、第III編「情報セキュリティ」が格段に強化されたところに、この事件の影響が認められる。また、電子政府の総合窓口である連邦インターネット・ポータル First Gov の利用が2001年の680万人から2002年に3700万人にまで激増したが、これもテロ関連情報の提供が引き金となっている<sup>(注1)</sup>。

世論調査団体 Hart-Teeter が2003年4月に発表した電子政府に関するアンケート調査報告書<sup>(注2)</sup>によれば、電子政府は、テロとの戦いと国土安全保障に資するものであると答えた者が全体の54%を占めている。テロ捜査に関連して、個人の自由と国家安全保障のどちらが重要かという質問に、回答者の49%はテロ防止が優先されるべきと答えて捜査目的によるデータベースの検索に理解を示したが、42%は、データベースに含まれる個人情報を考慮してプライバシーの保護を優先すべきであると回答している。また、政府のウェブサイト個人情報を提供すればよりよいサービスが受けられると分かっているにもかかわらず、政府によるプライバシーの侵害やセキュリティが心配で躊躇していると回答した者が全体の44%に達している。こうした調査結果は、

同時多発テロ事件を契機に危機意識が高揚したなかにあっても、個人のプライバシー保護に対する市民の関心は依然として高く、したがってこれらの人々に電子政府の利用を拡大していくうえで、個人のプライバシー保護とセキュリティの確保がなにより重要な課題であることを示唆するものである。

電子政府法案が連邦議会に提出されてから施行されるまでのほぼ2年間に、米国の電子政府は、長足の進歩を遂げた。

本稿は、2002年電子政府法の翻訳を本誌に掲載するに当たり、ブッシュ政権による電子政府の推進に関する取組みを紹介しつつ、法律の概要を解説するものである。

## 1. ブッシュ政権による電子政府の推進

### 問題点

2001年5月1日に電子政府法案が上院に提出された頃、大統領府は、クリントン政権から継いだ電子政府関係の遺産を行政運営改革の視点から見直して、その戦略と体制を立て直す必要に迫られていた。当時、電子政府の推進に関して、次のような問題点が指摘されていたからである。

第一に、法律の遵守状況に問題があった。2000年10月、連邦議会上院の政府問題委員会トンプソン委員長<sup>(注3)</sup>が情報技術管理改革法<sup>(注4)</sup>の遵守状況を調査したところ、24の行政機関中17機関の情報技術関係の設備投資計画に不履行が認められるなど、きわめて憂慮すべき結果を得た<sup>(注4)</sup>。

第二に、電子政府の推進体制に問題があった。

連邦政府には、電子政府を所管する部署がなく、また1996年に設置された最高情報責任者協議会は、その運営を主導すべき連邦の最高情報責任者を欠いていた。

### 電子政府担当の次席次官の任命

2001年6月14日、ブッシュ大統領は、前項の第二の問題点を解決するために、行政管理予算庁に新たに電子政府・情報技術担当次席次官の官職を設け、ユニシス副社長（電子政府担当）で、かつて上院の政府問題委員会で多数党の専門スタッフを務め、前述の情報技術管理改革法の草案の作成にも関与したマーク・フォーマンを任命して、電子政府の推進を委ねた。その後、同氏は、実質的に、連邦の最高情報責任者としての役割を果たして行く。

### 縦割り行政の弊害

大統領府は、2001年7月に行政運営改革の方針書ともいべき「大統領のマネージメント・アジェンダ（President's management agenda<sup>(注5)</sup>）」を発表した。そのなかで、連邦政府全体で取り組むべき5つの課題が取り上げられたが、「電子政府の推進」は、「人的資源の戦略的運用」、「競争的な資源配分」、「財務管理の改善」、「成果重視の予算」と並ぶ重要な課題として位置付けられた。

このアジェンダが電子政府の分野で問題にしたのは、民間部門の生産性を40%も向上させた情報技術の導入が、情報技術分野で世界最大の消費者である連邦政府に、投資額に見合った労働生産性の向上をもたらしていないという事実であり、その原因を次の4点に求めた。

- ◆ 行政機関は、市民ではなく行政機関のニーズによって情報システムを評価している。
- ◆ 行政機関は、情報技術を現行業務の自動化に使用するだけで、新しい、より効率的な解決策（ソリューション）を開拓しようと

しない。

- ◆ 情報技術の導入は、時代遅れの官僚制度を改革する好機であるが、行政機関はそれをしばしば脅威と捉え、使命を終えた命令系統を温存するために無駄な投資を行なっている。
- ◆ 行政機関の多くは、他の機関の情報システムとの相互運用を考慮してこなかった。その結果、情報を紙にプリントアウトしては郵便又はファックスで送付している。

### アジェンダの戦略、検討課題、目標

アジェンダは、以上のような縦割り行政の弊害を打破するための戦略の要点を、電子調達、電子署名のような省庁横断型のプロジェクトの支援に置いた。また、これを行うために、予算のプロセスをとおして省庁に効果的な投資計画の作成を促すことに加えて、連邦職員によるタスクフォースを組織して、成果が広範に及ぶ電子政府プロジェクトの特定と電子政府の阻害要因の特定に当たらせるように指示した。

タスクフォースの検討課題は、(1)ワンストップ・サービスの実現、(2)企業の報告義務の負担軽減、(3)連邦政府と州・地方・部族の政府との情報共有の迅速化と利便性の向上、(4)連邦機関におけるコスト削減を目的とする内部処理の自動化、であった。

これとは別に、連邦政府が取り組むべきウェブ関連の課題として、連邦インターネット・ポータル First Gov. gov の整備、連邦の公開鍵基盤（PKI）の開発、2万5000ドル以上の政府調達に使用するポータル Fed Biz Opps. gov の2002年末までの開設、などを指示した。

アジェンダは、以上のことを実行することにより次のような目標への到達が期待できるとした。

- ◆ 電話、対面型窓口、ウェブのいずれの方法によっても高度な顧客サービスの提供が可

能となること。

- ◆ 政府との取引におけるコストと問題の軽減
- ◆ 政府の経常的支出の削減
- ◆ 市民によるアクセスの迅速化
- ◆ 障害者によるアクセスの増加
- ◆ 政府の透明性と説明責任の強化

### 電子政府イニシアチブ

2001年7月18日、行政管理予算庁は、アジェンダに基づき省庁を横断して80余名の連邦職員からなるタスクフォースを組織し、その検討結果を踏まえて2002年2月に23件の電子政府イニシアチブ<sup>(注7)</sup>を発足させた。

2003年4月17日、電子政府法の施行日に合わせて発表された年次報告書「電子政府戦略」<sup>(注8)</sup>は、行政管理予算庁が次の2点によって電子政府を推進したと報告している。

- (1) 行政機関内部の情報技術関係の投資を合理化するためのe-ビジネスの導入
- (2) 行政機関を横断する電子政府イニシアチブ<sup>(注9)</sup>関係の投資の4類型への統合化

この報告書は、電子政府イニシアチブが1年

表1 電子政府イニシアチブの4類型

類型	目的	代表例*
G2C (政府から市民)	ワンストップ・サービス	Recreation one-stop (内務省)
G2B (政府から企業)	企業負担の軽減。ワンストップ・サービス。XMLを使用したデジタル通信	One-stop business compliance (中小企業局)
G2G (政府から政府)	連邦政府と、州、地方の政府との情報共有	Disaster Management (連邦緊急事態管理庁)
IEE (政府内部の効率と効果)	内部処理を合理化してコストを削減	E-Training (人事管理庁)
E-Authentication (電子認証)	民間企業、市民、政府の負担の軽減	全連邦機関共通の身元確認システムの構築 (共通役務庁)

\*代表例のものと丸括弧内は主務官庁

間で2件増えて25件となり、その22件については成功の可能性が高いと記している。「大統領のマネージメント・アジェンダ」が戦略の要点とした省庁横断型のプロジェクトによる縦割行政の弊害の打破は、成果をあげつつある。

### 電子政府イニシアチブと電子政府法

同じく2003年4月17日に、行政管理予算庁の下に電子政府室が開室した。同室長には、電子政府・情報技術担当次席次官のマーク・フォーマンが大統領の指名により就任した。

前述の「電子政府戦略」は、電子政府法施行の意義を、行政管理予算庁の立場から、次のように総括している。

- ◆ 電子政府室を創設し、大統領が任命する室長を置くことにより行政管理予算庁の電子政府に関する指導的役割を法律に明記し、かつ拡大させる。
- ◆ 多数の電子政府イニシアチブ (E-Rulemaking, Geospatial One-stop, E-Records Management, E-Authentication, Disaster Management) に法的根拠を与え、また、連邦インターネット・ポータル FirstGov.gov を承認する。
- ◆ 政府情報サービスの提供の改善に向け、情報技術の革新的な使用方法を見出すために、一般公衆、民間部門、非営利部門、さらには州・地方・部族の政府と行なっている現行の意見交換を後援する。
- ◆ 連邦政府の電子的活動を可能とする情報技術関係のプロジェクトを援助するために、行政管理予算庁が承認し、共通役務庁が管理する電子政府基金を設立する。(この法律は、2007会計年度までの歳出予算化を授権)

## 2. 法律制定の経緯

### 法案の提出

電子政府法案は、2001年5月1日にリーバーマン議員（民主党）<sup>(注10)</sup>の発議で上院に、同7月11日にターナー議員（民主党）の発議で下院に、それぞれ提出され、上院の政府問題委員会と下院の政府改革委員会に付託された。これらの法案は、連邦の最高情報責任者を置くこと、各種プロジェクトと技術革新を支援するための電子政府基金を設立すること、オンライン・ナショナル・ライブラリーを開設すること、連邦の裁判所の判決録をオンラインで提供することを主な内容とするものであった。

### 法案の審議経過

法案の審議は、超党派の法案であったことから、目立った争点もなく、概ね順調に推移した。ただし、同時多発テロ事件の発生によって審議は、一時期中断された。また、2002年9月以降の上院における国土安全保障法案の審議で、リーバーマン議員から電子政府法案の規定全体を国土安全保障法案に挿入し、吸収するという修正提案が出され、それに伴う紆余曲折はあった。<sup>(注11)</sup>

法案の審議経過は、表2のとおりである。

当初、上院における法案(S.803)の審議が先行し、2002年6月27日には、上院を通過して下院

表2 法案の審議経過

年月日	下院	上院
2001. 5. 1		上院法案(S.803)提出
7.11	下院法案(H.R.2458)提出	公聴会開催
2002. 3.21		委員会による修正
6.27		上院通過
7. 8	上院法案の受理	下院に送付
9.18	公聴会開催	
11.15	下院法案の修正、可決	下院法案可決
12.17	下院法案に大統領が署名、公法律第107-347号の成立	

に送付された。しかし、第107議会期も終盤を迎えた11月15日に、下院と上院を通過し、12月17日に大統領の署名を得て、公法律第107-347号として成立したのは、下院の法案(H.R.2458)であった。

### 主な修正点

上院では、2002年3月21日に、行政管理予算庁の意向に沿って、予算規模の縮小を主な目的とする次のような法案の修正が行われた。

- ◆ 電子政府基金の歳出予算授權額を2002-2004各会計年度にそれぞれ2億ドルずつ(総額6億ドル)から2003-2006会計年度に総額3億4500万ドルに減額
- ◆ 連邦の最高情報責任者を置くことを電子政府室長を置くことに変更
- ◆ オンライン・ナショナル・ライブラリーに関する規定<sup>(注12)</sup>を削除

下院では、11月15日に大幅な法案の修正を行った。以下に、その主な内容を紹介するが、前述の上院による修正点は、下院の法案(H.R.2458)に盛り込まれた。この法案が、11月15日に上院に送付され、全会一致で可決した。

- ◆ 第III編情報セキュリティを<sup>(注13)</sup>下院で審議中の法案と差し換え
- ◆ 下院で審議中の営業秘密に関する<sup>(注14)</sup>法案を第V編「機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化」として追加
- ◆ 電子政府室に関する第101条の規定から、「上院による助言と承認を得て」という文言を削除し、大統領による電子政府室長の任命に際しての上院の関与を排除

### 3. 法律の概要

この法律は、インターネットその他の情報技術を活用して、連邦政府の電子政府サービスの効果を高め、内部処理の効率化を図るために制

定されたものである。制定の意義は、前述の「電子政府戦略」による総括で明らかであるが、法律の適用範囲は行政管理予算庁の指導的な役割が及ぶ行政府にとどまらず、司法府に及んでいる。

### 法律の目的

連邦議会は、第2条(a)項で電子政府法を審議するに当たっての認識を明らかにしている。それによれば、インターネット・ベースの技術を使用して電子政府を推進するためには、強力な指導力、よりよい体制、行政機関間の協働の改善、法律の遵守状況の監視が必要である（同(7)号）。

以上のような認識に立って制定されたこの法律の第1の目的は、強力な指導力をもつ電子政府室長を置いて（第2条(b)項(1)号）電子政府の推進体制を整備することにある。この課題は、クリントン政権の時代からの懸案事項であるが、インターネットが普及し、電子政府イニシアチブなど各種の協働が推進されるなかで、その重要性は格段に増した。

この法律の第2の目的は、政府への市民参加の拡大である。第9番目の目的に掲げられた連邦政府の透明性と説明責任とともに、電子政府サービスは、市民中心のデジタルデモクラシーの実現を目指すものである。

第3の目的は、行政機関間の協働の促進である。市民サービスを改善し、電子政府の内部処理の効果と効率を向上させる（以上、同(3)号）ために、また、企業と政府組織体に対するコスト削減と負担の軽減（同(6)号）を図るうえにも協働は欠かせない。

なお、複数の政府機関を横断する協働の実施には、それぞれの業務と情報システムの統合化が前提となる。この法律の第101条では、複数の政府機関を横断する事業のためにエンタープライズ・アーキテクチャの構築が想定され、それ

に関連して、マークアップ言語 XML の使用、そのための電子情報のカテゴリー化の規準と指針の策定、相互接続性と相互運用性の規準と指針の策定などが定められている。

この法律の目的の最後には、個人のプライバシー保護、国家安全保障、記録の保存、障害者のアクセスに関する法律その他を遵守して、政府情報サービスへのアクセスの向上を図ることが掲げられている（第2条(b)項(11)号）。

以上のような目的をもつこの法律は、「大統領のマネージメント・アジェンダ」を拠り所に行行政管理予算庁が推進してきた電子政府イニシアチブその他のブッシュ政権が進めてきた電子政府の各種の取り組みに法的根拠を与え、今後の事業に、連邦として取り組んでいくための枠組みを与えるものである。

### 法律の構成と他の法律との関係

この法律は、第1条で略称を「2002年電子政府法」と定め、第2条で連邦議会の事実認識と目的を掲げ、以下、次の5編からなる。

- 第I編 行政管理予算庁電子政府サービス
- 第II編 連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進
- 第III編 情報セキュリティ
- 第IV編 歳出予算権限の授権及び施行日
- 第V編 機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化

第III編は、国土安全保障法第X編とその構成と内容がほぼ一致しており、ほぼ同一とみなすことができる。このような重複は、審議終了直前に法案の差し換えが行なわれ、かつ、この法律と国土安全保障法の議会の通過の時期が1週間しか違わなかったことに伴う調整の不備に起因したものと考えられる。

なお、第III編第301条（合衆国法典第44編第3549条）では、この編が施行されている間、国土安全保障法第X編は適用しないと定めてい

る。

第IV編と第V編を除く各編には、他の法律を改正するための次のような規定が含まれている。なお、本稿に続く「2002年電子政府法」の訳文中、これらの規定は、かぎ括弧で囲んで表示してある。

## 第I編

### (第101条(a)項)

合衆国法典第44編「公的印刷及び文書」に電子政府室の設置等に関する規定として、第36章「電子政府サービスの管理及び推進」(第3601条～第3606条)を新規追加

## 第II編

### (第209条(c)項)

合衆国法典第5編「政府組織及び職員」第III部B款の末尾に官民人事交流に関する規定として、第37章「情報技術交流プログラム」(第3701条～第3707条)を新規追加

### (第210条(a)項、(b)項)

節約留保分共有契約を導入するための規定として、合衆国法典第10編「軍隊」第137章「一般調達」の末尾に第2332条「節約留保分共有契約」を新規追加、また「1949年連邦財産及び行政サービス法 (Federal Property and Administrative Services Act of 1949)」第III編の末尾に第317条「節約留保分共有契約」を新規追加

### (第211条(a)項)

合衆国法典第40編「公共的建造物、財産及び施設」第502条の末尾に州及び地方の政府による連邦の政府調達への参加に関する規定として、(c)項「特定供給表の使用」を新規追加

## 第III編

### (第301条(a)項)

合衆国法典第44編「公的印刷及び文書」第35章「連邦情報政策の調整」第II節「情報セキュリティ」が失効したことに伴ない全面改正し、第III節(第3541条～第3549条)として追加

### (第302条(a)項)

合衆国法典第40編「公共的建造物、財産及び施設」第11331条「連邦情報システム規準に関する責任」を全面改正

### (第303条(a)項)

連邦情報システムの規準の要件及び適用に関する規定として、国立標準技術院法第20条(合衆国法典第5編第278条g-3)を改正

### (第304条)

組織の名称を「情報セキュリティ・プライバシー諮問委員会」に変更するために、国立標準技術院法第21条(合衆国法典第5編第278条g-4)を部分改正

## 4. 各編の概要

### 第I編 行政管理予算庁電子政府サービス

この編は、行政管理予算庁による電子政府の推進体制、財源などを扱う組織法としての性格をもつ。

行政管理予算庁に電子政府室を創設して大統領が任命する室長を置くこと、最高情報責任者協議会<sup>(註16)</sup>に関する規定を設けて電子政府室長が協議会議長代理として実質的にその運営を主導すること、財務省の下に電子政府基金を設立して共通役務庁がこれを管理し、資金拠出先の推薦等、実質的な運営は行政管理予算庁が行うことなどを内容とする(以上、第101条)。

### 第II編 連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進

この編は、連邦機関の責務条項と、電子政府の能力を強化するための各種の施策を掲げる。

◆ 行政機関の長の責務として、プロジェクトの策定に当たり、コンピュータをもたない人々、インターネットにアクセスできない人々のために代替策を講じること、障害者に対しては、1973年リハビリテーション法

第508条に基づきアクセスの改善策を講じることが規定されている(第202条(c)項、同(d)項)。

- ◆ 連邦政府のインターネット・ポータル First Gov をさらに市民中心型に整備するために、その設計と運用の基準を定めている(第204条)。
- ◆ First Gov とは別に、連邦の各裁判所にウェブ・サイトを開設するために、その設計と運用の基準と、合衆国最高裁判所長官を中心とする推進体制を定めている(第205条)。
- ◆ 市民に対するサービスの向上に資する規定として、プライバシー規定(第208条)、地域技術センターに関する調査研究(第213条)、インターネット・アクセスの格差が連邦政府のオンライン・サービスに与える影響等に関する調査研究(第215条)などがある。
- ◆ 業務の効率化、経費節減などに資する規定として、電子署名(第203条)、情報技術分野の人材開発(第209条)、節約留保分共有イニシアチブ<sup>(注17)</sup>(第210条)、州と地方の政府による連邦政府調達への参加(第211条)などがある。

以上のうち、第209条に含まれる官民の情報技術交流プログラム(第209条(c)項)は制定の日から5年間の、また節約留保分共有イニシアチブ(第210条)は、2005年9月30日までの時限立法である。前者については、民間企業から行政機関に派遣された者が派遣元の企業にとって経済的価値のある他社の企業秘密等にアクセスし、漏示する危険性ととも官民癒着の発生が懸念されている。後者については、情報技術分野で、連邦レベルの実績がほとんどない契約方式<sup>(注18)</sup>の導入を図るプロジェクトで、年間5件以内限定して実施する。この契約を履行する

ために連邦調達規則(Federal Acquisition Regulation)の一部改正を必要とする。会計検査院は、連邦政府による実施は、きわめて困難であるとの見解を示している<sup>(注19)</sup>。

### 第III編 情報セキュリティ

この編は、連邦の業務と資産を支える情報資源のセキュリティに関する包括的な規定である。国家安全保障関係の情報システムとそれ以外の情報システムに二分して、それぞれの情報セキュリティの政策、原則、規準、指針の実行と監視などを定めている。

各行政機関における情報セキュリティ政策とその実施と進捗の監督については、行政管理予算庁長官が権限を有し、責任を負うが、国防総省と中央情報局の情報システムに関しては、その権限を国防長官と中央情報長官に委譲するものとされる(第301条)。

国立標準技術院が策定した規準と指針に基づき、連邦の情報システムに関する規準と指針を定め、命令する権限は、商務長官が有するものとする。ただし、大統領が、公衆の利益にかなうと判断したときは、大統領は、商務長官が定めた規準、指針を拒否又は修正することができる。なお、国家安全保障関係の情報システムに関する規準と指針は、法律による別段の授権及び大統領の指示により実行され、監視される(第302条)。

### 第IV編 歳出予算権限の授権及び施行日

—略—

### 第V編 機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化

この編は、行政機関が機密保持を誓約したうえで収集した統計情報を保護するためのA部と、統計業務の効率化を図るための情報共有に関するB部からなる。これら両部に先行する第

503条では、行政管理予算庁長官は、この編で定める守秘義務と開示の政策を調整し、監視しなければならないとされる。

A部では、統計情報の提供者の同意を得ずに統計以外の目的で個人が識別可能な形態の情報を開示してはならないとされ、職務上知りえた情報を故意に漏示した者に対する料料と刑罰が定められている。

B部では、連邦政府による情報の提出の要請における重複を排除し、企業の報告義務の負担の軽減と経費節減を図る目的のために、商務省国勢調査局、同経済分析局及び労働省労働統計局を指定統計機関として、それらの間での企業データの共有を許可するとともに、識別可能な形態の情報に関する秘密の保護の原則の遵守を定めている。ただし、指定統計機関の間で契約を締結することにより、識別可能な企業データについても共有を可能としている（第524条）。

## 5. 法律の要点

### 電子政府の推進体制の整備

この法律の第101条は、行政管理予算庁が連邦の電子政府に指導的な役割を果す体制を定めている。ただし、連邦の裁判所に関しては、三権分立の原理に基づき、合衆国最高裁判所長官を中心とする、行政府とは異なる推進体制がとられる（第205条）。また、国防総省、中央情報局などの国家安全保障関係の情報システムと、連邦全体の情報セキュリティに関しても、行政管理予算庁の指導力は及ばない（第301条ほか）。

### 企業のコストと負担の軽減

この法律は、市民中心型の電子政府の実現を目指すものであるが、企業に対するサービスの向上を重視するものでもある。その代表例として、商務省国勢調査局、同経済分析局及び労働省労働統計局による企業データの共有がある

（第V編B部）。

企業データの共有により、企業側は、複数の統計機関に同一データを重複して提出するためのコストと負担が軽減される一方、統計機関も、同一のデータを請求し、処理する重複作業が不要となり、統計作成コストが軽減される。会計検査院は、2、3年後に、年間1000万ドルの経費節減を見込んでいる。<sup>(注20)</sup>なお、企業データの共有化には、指定統計機関間での統計概念の明確化が前提となることから、統計精度の向上も期待されている。

### 個人のプライバシー保護

電子政府の今後の重要な課題に、利用者のプライバシー保護がある。この法律では、プライバシー規定（第208条）を設け、個人の身元を直接的、間接的に推定可能とする情報を新規に収集する場合、又は関連した情報技術を開発し、調達する場合に、事前のプライバシー影響評価の実施を義務付けている。

この第208条以外にも、多くの規定にプライバシー保護に関する文言又は1974年プライバシー法（合衆国法典第5編第552a条）の遵守が盛り込まれている。ただし、1974年プライバシー法については、行政機関による通常的使用の範囲に限り、個人データの共有を認める除外規定が設けられているため、電子政府による大量のデータ収集が個人情報的大幅な流用を招くのではないかと、一部で懸念されている。<sup>(注21)</sup>

### おわりに

連邦政府は、あと数年で連邦公務員の高齢化に伴う人的資源の危機に直面し、情報技術分野の要員に限ると、2006年頃には関係職員の半数以上が退職可能な年齢に達すると言われている。電子政府による内部処理の効率化は、そうした時代の、連邦政府の大幅なダウンサイジン

グとアウトソーシングに対する備えでもあろう。

ブッシュ大統領は、この法律の制定時のステートメントで、この法律を「市民中心、成果志向、市場ベースの連邦政府の実現という、行政改革の原則に従うもの」と述べている。米国の電子政府は、市民中心型の、顧客ニーズに合ったオンライン・サービスの再編を行って利用を拡大しつつ、内部処理の効率化、経費の節減にも積極的に取り組んできた。この法律の制定により、デジタルデモクラシーに大きな一歩を踏み出したと言われる米国の電子政府の今後を注目していきたい。

(注)

- (1) 経営コンサルティングとITソリューションの分野の世界的企業アクセンチュアが2003年1月に世界22カ国を対象に実施した調査報告書“eGovernment leadership : engaging the customer.”による。アクセンチュアのホームページ<[http://www.accenture.com/xd/xd.asp?it=enweb&xd=newsroom%5Cepresskit%5Cegovernment%5Cegov\\_epress.xml](http://www.accenture.com/xd/xd.asp?it=enweb&xd=newsroom%5Cepresskit%5Cegovernment%5Cegov_epress.xml)> (last access 2003.7.22)
- (2) 世論調査団体 Hart-Teeter が Council for Excellence in Government とアクセンチュアの依頼で実施した。調査実施日は、2003年2月と推定される。4月14日発表。“The new e-government equation : ease, engagement, privacy and protection” <<http://www.cio.gov/documents/egovpoll2003.pdf>> (last access 2003.7.22)
- (3) 一般に、クリンガー・コーエン法 (Clinger-Cohen Act of 1996) と称される。
- (4) “Investigative report of Senator Fred Thompson on Federal agency compliance with the Clinger-Cohen Act, October 20, 2000” の Executive summary による。連邦議会上院政府問題委員会ホームページ<<http://govaffairs.senate.gov/101900table.htm>> (last access 2003.7.22)
- (5) “President’s management agenda” 行政管理予算庁のホームページ<[http://www.whitehouse.gov/omb/budintegration/pma\\_index.html](http://www.whitehouse.gov/omb/budintegration/pma_index.html)> (last access 2003.7.22)
- (6) 「部族政府」とは、(A)インディアンの部族、団体、国家…(中略)…、(B)アラスカ先住民権益措置法に従い設置されたアラスカ先住民の地域又は村落の法人をいう。(第101条(a)項により追加された合衆国法典第44編第3601条(8)号の定義から抜粋)
- (7) イニシアチブとは、先導的なプロジェクトという意で用いられる。
- (8) “E-Government strategy : implementing the President’s management agenda for E-government.” 行政管理予算庁ホームページ<<http://www.whitehouse.gov/omb/>> (last access 2003.7.22)
- (9) 4 類型とは、(表1)の最上段の G2C から IEE までをいう。最下段の E-Authentication は、4 類型のすべてに関係するイニシアチブである。
- (10) 上院政府問題委員会委員長(当時)。2004年の大統領選挙に出馬を表明
- (11) リーバーマン上院議員は、2002年9月18日の上院本会議で、既に上院で可決され、下院に送付済みの電子政府法案 (S.803) の規定全体を国土安全保障法案に挿入し、吸収してしまう修正提案を行った。同議員は、その理由として、電子政府法案は国土安全保障の使命を帯びた政府機関における脆弱な情報システムの改善に資するものであると説明し、上院はこの修正提案を全会一致で可決した。この修正案は、中間選挙を前にして民主・共和両党間の対立により上院の審議が混迷を深めていたために実現しなかったが、選挙後の両党間の協議により、電子政府法案中の情報セキュリティに関する規定のみが国土安全保障法案に組み込まれることになった。

9月18日の上院におけるリーバーマン議員の修正提案は、連邦議会上院会議録(2002.9.18) [Page : S8744]に掲載されている。<<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/F?r107:1:./temp/r107b62>

Mqs:e229992 : > (last access 2003.7.22)

- (12) オンライン・ナショナル・ライブラリーの開発、拡張、保守の目的のために、全米科学財団 (National Science Foundation) と米国議会図書館に2002会計年度にそれぞれ500万ドルずつ、その後の会計年度にはそれぞれ必要額の歳出予算化を承認するとしていた。
- (13) 「2002年連邦情報セキュリティ管理法 (H.R. 3844)」
- (14) 「2002年機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化法案 (H.R.5215)」
- (15) 会計検査院は含まない。
- (16) 1996年7月6日付大統領令第13011号により設置
- (17) Share-in-savings initiatives savings (節約留保分) とは、行政機関に対する財政上の留保又は歳入の増加 (連邦政府所管の手数料、税金、債務、債券その他の徴収による歳入の増加を除く。) を含む行政機関により実現された一時的な貯蓄金若しくはその他の利得をいう (合衆国法典第10編第2332条(c)項(2)号、1949年連邦財産及び行政サービス法第317条(c)項(2)号)。

- (18) Todd Datz, "A more perfect union : the E-Government Act of 2002" CIO Magazine (2003.3.1) 最高情報責任者協議会ホームページ <<http://www.cio.com/archive/030103/union.html>> (last access 2003.7.22)
- (19) 2002年10月9日、下院、政府改革委員会での証言による。
- (20) 民間の契約者がプロジェクトの前金を支払い、政府機関は前金を支払うことなく調達ができる契約であって、契約者はプロジェクトから派生した節約留保分から払戻しを受けることができる (第210条(a)項、合衆国法典第10編第2332条(a)項の要約)。
- (21) Gail Repsher Emery, "GAO : Share-in-savings motivates, but tough to do." Washington Technology (2003.3.6) <<http://www.washingtontechnology.com/cgi-bin/udt/im.display.printable?client.id=wtdaily-test&story.id=20194>> (last access 2003.7.22)

(ひらの みえこ・専門調査員)

# 2002年電子政府法（公法律第107-347号）

E-Government Act of 2002 (Public Law107-347)

平野 美恵子 訳

## 第1条 略称；目次

### (a) 略称

この法律は、「2002年電子政府法」として引用することができる。

### (b) 目次

この法律の目次は、次のとおりとする。

第1条 略称；目次

第2条 事実認識及び目的

## 第I編 行政管理予算庁電子政府サービス

第101条 電子政府サービスの管理及び推進

第102条 調整的改正

## 第II編 連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進

第201条 定義

第202条 連邦機関の責任

第203条 執行機関による電子署名の使用及び受理方法の互換性

第204条 連邦インターネット・ポータル

第205条 連邦の裁判所

第206条 規制機関

第207条 政府情報のアクセスの容易性、有用性及び保存

第208条 プライバシー規定

第209条 連邦の情報技術人材開発

第210条 節約留保分共有イニシアチブ

第211条 州及び地方の政府に対する連邦供給表による情報技術の調達への授権

第212条 報告の統合化に関する調査研究及びパイロット事業

第213条 地域技術センター

第214条 先端情報技術による危機管理の強化

第215条 インターネット・アクセスの格差

第216条 地理情報システムの共通プロトコル

## 第III編 情報セキュリティ

第301条 情報セキュリティ

第302条 情報技術の管理

第303条 国立標準技術院

第304条 情報セキュリティ・プライバシー諮問委員会

第305条 技術的及び調整的改正

## 第IV編 歳出予算権限の授権及び施行日

第401条 歳出予算権限の授権

第402条 施行日

## 第V編 機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化

第501条 略称

第502条 定義

第503条 政策の調整及び監督

第504条 他の法律への影響

### A部 機密扱いの情報の保護

第511条 事実認識及び目的

第512条 データ及び情報の使用及び開示に関する制限

第513条 科料及び刑罰

### B部 統計業務の効率化

第521条 事実認識及び目的

第522条 統計機関の指定

第523条 指定統計機関の責任

第524条 指定統計機関による企業データの共有

第525条 指定統計機関から提供される企業データの使用制限

第526条 調整的改正

## 第2条 事実認識及び目的

### (a) 事実認識

連邦議会は、次のとおり認識する。

- (1) コンピュータ及びインターネットの使用は、社会的相互作用並びに市民、民間企業及び政府間の関係を急速に変えつつある。
- (2) 連邦政府は、情報技術の進歩を、政府の機能及びサービスの向上、より効率的な業績の達成、政府情報へのアクセスの拡大並びに政府への市民参加の拡大に適用することに、一律に成功してきたわけではない。
- (3) 連邦政府によるインターネット・ベースのサービスの多くは、個々の省庁又は機関の管轄の境界内で個別に開発され、提供されているものであって、機能別又はテーマ別に調整して統合化されたものではない。
- (4) 行政機関間の連携協力に関するインターネット・ベースの政府サービスについて、その開発及び推進をとりわけ困難なものにしている原因の一端は、行政機関間の連携協力を十分な資金提供により援助する仕組みが欠如していることにある。
- (5) 電子政府は、政府の業績及び成果の向上をとおして、行政機関の内部に、及び行政機関を横断して、その影響力を拡張していくものである。
- (6) 電子政府は、政府を運営するための重要な要素の一つであって、財政、調達、人的資源その他と並んで、政府の業績を向上させるための運営上の枠組の一部として実施されるべきものである。

(7) インターネット・ベースの技術を利用して改善されうる政府の能力を十分に活用していくためには、強力な指導力、よりよい体制、行政機関間の協働の改善とともに、行政機関による情報資源管理に関する法律の遵守状況の一層の監視を必要とする。

### (b) 目的

この法律は、次のことを目的とする。

- (1) 行政管理予算庁の新しい電子政府室 (Office of Electronic Government) に室長を置くことにより、電子政府のサービス及びプロセスを開発し、推進する連邦政府の取組みに効果的な指導力を与えること。
- (2) 政府への市民参加の機会を増大させるために、インターネット及びその他の情報技術の使用を促進すること。
- (3) 行政機関間の協働が関係機能の統合化をとおして市民へのサービスに改善をもたらす場合は、電子政府サービスの提供における協働を推進し、行政機関間の協働が電子政府の内部処理の効果と効率に改善をもたらす場合は、その処理の利用における協働を推進すること。
- (4) 行政機関の使命及びプログラムの業績目標を達成するために政府の能力を改善すること。
- (5) 市民中心の政府情報サービスを提供するために、行政機関の内部で、及び行政機関を横断して、インターネット及び新技術の使用を促進すること。
- (6) 企業及び他の政府組織体のコスト及び負担を軽減すること。
- (7) 政策決定者による、よりよい情報に基づく政策決定を促進すること。
- (8) 多重チャンネルをとおして高品質な政府情報サービスへのアクセスを促進すること。
- (9) 連邦政府の透明性及び説明責任を強化す

ること。

- (10) 官民両部門の組織の最優良事例（best practices）を適宜、活用することにより、行政機関の運営を変革すること。
- (11) 個人のプライバシー保護、国家安全保障、

記録の保存及び障害者のためのアクセスに関する法律並びにその他の関係する法律を遵守した態様で、政府情報サービスへのアクセスの向上を図ること。

## 第 I 編 行政管理予算庁電子政府サービス

### 第101条 電子政府サービスの管理及び推進

#### (a) 一般規定

合衆国法典第44編は、第35章の後に次の章を加えることにより改正される。

#### 「第36章 電子政府サービスの管理及び推進

「第3601条 定義

「第3602条 電子政府室

「第3603条 最高情報責任者協議会

「第3604条 電子政府基金

「第3605条 電子政府サービス及びプロセスの整備に係る革新的解決策を奨励するプログラム

「第3606条 電子政府報告書

#### 「第3601条 定義

「この章において、次の各号に掲げる用語の意味は、第3502条の定義に定めるところによる。

「(1) 「室長(Administrator)」とは、第3602条に基づき置かれる電子政府室の室長をいう。

「(2) 「協議会 (Council)」とは、第3603条に基づき置かれる最高情報責任者協議会 (Chief Information Officers Council) をいう。

「(3) 「電子政府 (electronic Government)」とは、ウェブ・ベースのインターネット・アプリケーションその他の情報技術を、これらの技術が導入される業務

と結び付けて、次のいずれかの目的のために政府が使用することをいう。

「(A) 公衆、他の行政機関及び他の政府組織体に対する政府情報サービスのアクセス及び提供の向上を図ること。

「(B) 政府の運営に効果、効率、高品質のサービス又は変革を盛り込むための改善をもたらすこと。

「(4) 「エンタープライズ・アーキテクチャ (enterprise architecture)」とは、次のことをいう。

「(A) 意味

「(i) 使命を定義付ける戦略的情報資産の基礎の一つ

「(ii) 使命の遂行に必要な情報

「(iii) 使命の遂行に必要な技術

「(iv) 使命に関する要求の変化に対応して新技術を導入するための移行プロセス

「(B) 範囲

「(i) ベースライン・アーキテクチャ (baseline architecture)

「(ii) ターゲット・アーキテクチャ (target architecture)

「(iii) 移行計画 (sequencing plan)

「(5) 「基金(Fund)」とは、第3604条に基づき置かれる電子政府基金 (E-Government Fund) をいう。

「(6) 「相互運用性 (interoperability)」とは、正確に、効率的に、かつ整合性をもつ

てデータの通信及び交換を行うための、異なるオペレーティング・システム、ソフトウェア・システム、アプリケーション及びサービスの能力をいう。

〔7〕「統合サービスの提供 (integrated service delivery)」とは、行政機関の管轄の境界によらず、機能別又は主題別に統合された、インターネット・ベースの連邦政府の情報又はサービスの提供をいう。

〔8〕「部族政府 (tribal government)」とは、次に定めるところをいう。

〔A〕合衆国の本土(アラスカ州を除く。)に所在するインディアンの部族、バンド (band)、国家及びその他の組織的な集団又は共同体の管理機関であって、インディアンとしての地位を理由に合衆国政府からインディアンに提供される特別なプログラム及びサービスの受給資格が認定されているもの

〔B〕アラスカ先住民権益措置法 (Alaska Native Claims Settlement Act 合衆国法典第43編第1601条以下)により置かれるアラスカ先住民の地域又は村落の法人

### 〔第3602条 電子政府室

〔a〕行政管理予算庁に電子政府室を置く。

〔b〕その室の長として大統領が任命する室長を置く。

〔c〕室長は、次のことを実行することにより長官を助けるものとする。

〔1〕この章に定めるすべての職務

〔2〕2002年電子政府法第II編に基づき長官に付与されるすべての職務

〔3〕他の法律による他の電子政府イニシアチブ

〔d〕室長は、次の各号に掲げるものを含めて、関連する法律に基づき電子政府を推進させるための戦略的指示を行うことにより、行政管理予算庁長官及び管理担当副長官を助け、かつ、情報規制問題室 (Office of Information and Regulatory Affairs) の室長に協力するものとする。

〔1〕第35章<sup>(注1)</sup>

〔2〕合衆国法典第40編第III部

〔3〕第5編第552a条(一般にプライバシー法 (Privacy Act) として引用される。)

〔4〕政府文書事務削除法 (Government Paperwork Elimination Act) (合衆国法典第44編第3504条注)

〔5〕2002年連邦情報セキュリティ管理法 (Federal Information Security Management Act of 2002)<sup>(注2)</sup>

〔e〕室長は、この章、第35章、2002年電子政府法及びその他、次の各号に係る法律に基づき電子政府が法律を遵守した態様で推進されていることを、情報規制問題室長及び行政管理予算庁内のその他の室と協力して監視しなければならない。

〔1〕情報技術のための資金計画及び投資管理

〔2〕エンタープライズ・アーキテクチャの構築

〔3〕情報セキュリティ

〔4〕プライバシー

〔5〕政府情報のアクセス、普及及び保存

〔6〕障害者用の情報技術のアクセスの容易性

〔7〕その他、電子政府に関すること。

〔f〕この章の要件に従い、室長は電子政府に関する次の職務を遂行することにより長官を助けるものとする。

〔1〕電子政府イニシアチブの開発及び効

- 果的な管理に必要な資源について長官に助言すること。
- 〔(2) 電子政府に関する政府全体の戦略及び優先順位の変更を長官に提言すること。
- 〔(3) 電子政府に関する総合的な指導及び指示を行政府に与えること。
- 〔(4) パイロット事業、調査研究、実験及び革新的な技術の使用を支援することにより、行政機関、とくに複数の機関が協働するイニシアチブによる情報技術の革新的な使用を促進すること。
- 〔(5) 第3604条に基づき置かれる電子政府基金からの資金の分配並びにその適切な管理及び調整を監視すること。
- 〔(6) 行政機関による電子政府及び情報技術の有効利用を促進するために共通役務庁が行うプログラムについて、共通役務庁長官と調整すること。
- 〔(7) 第3603条に基づき置かれる最高情報責任者協議会の活動を、議長である管理担当副長官の代理として主導すること。
- 〔(8) 第40編第11331条に基づき国立標準技術院（National Institute of Standards and Technology）により作成され、商務長官により公表される連邦政府のための情報技術の規準に関する枠組み設定の方針を確立すること、最高情報責任者協議会、専門家、民間部門及び非営利部門の関係者、州、地方及び部族の政府関係者から適切な提言が得られた場合は、それに配慮すること、並びに次の規準及び指針を含めて、必要に応じて民間規格（commercial standards）の活用の最大化を図ることにより長官を助けること。
- 〔(A) 第3504条に基づき定める相互接続性（interconnectivity）及び相互運用性（interoperability）に関する規準及び指針
- 〔(B) 2002年電子政府法第207条(d)項に基づく手続に従い、例えばXMLを使用するように、技術の有効利用を可能とするための連邦政府の電子情報のカテゴリー化に関する規準及び指針
- 〔(C) 連邦政府のコンピュータ・システムの効率及びセキュリティに関する規準及び指針
- 〔(9) 現行の次に掲げる意見の交換を後援すること。
- 〔(A) 民間部門及び非営利部門の指導者間におけると同様に、連邦、州、地方及び部族の政府の行政、立法及び司法の各部門の電子政府の指導者間における協働を奨励し、情報資源の収集、利用及び管理に関する最優良事例及び革新的取組みへの理解を深めるために行われるもの
- 〔(B) 政府情報サービスの提供を改善するための情報技術の利用に関する協働をとおして、政府の業績の改善を目的とするもの
- 〔(C) 次の内容が含まれるもの
- 〔(i) 革新的なモデルの作成
- 〔(I) 電子政府の管理及び政府情報の技術契約のためのモデル
- 〔(II) 集中的な検討を行い、又は別に委託研究を実施して作成されるモデル
- 〔(ii) 政府から企業へのトランザクションの効率を高めるためのインターネット・ベース技術の使用に関する官民協働の機会の特定
- 〔(iii) プログラム・マネージャ及びその他の政府職員に、情報技術の革新的な使用の開発及び導入を奨励する

ための仕組みの特定

〔iv〕 インターネット・アクセス及び情報技術における格差に官民及び政府間の協働により取り組むための機会の特定

〔10〕 一般公衆が政策及びプログラムの策定及び実施に参加する活動のうち、もっとも効果的な市民中心の戦略を使用するという目的の達成を目指し、かつ、類似の、又は関係する情報サービスの提供を行なう複数の機関が関与する活動を後援すること。

〔11〕 共通役務庁及びその他の機関による2002年電子政府法第204条に基づく統合インターネット・ベース・システムの開発に関する業務を監視すること。

〔12〕 電子調達イニシアチブの効果的な実行を保証するために、連邦調達政策室長と調整すること。

〔13〕 共通役務庁、司法省及び合衆国アクセス委員会 (United States Access Board) を含む連邦機関を次のことにより援助すること。

〔A〕 1973年リハビリテーション法 (Rehabilitation Act of 1973) 第508条 (合衆国法典第29編第794d条) に基づくアクセスの容易性に関する規準の実施

〔B〕 それらの規準の遵守を、予算の審査及びその他の方法により保証すること。

〔14〕 行政機関の内部の、及び行政機関を横断するエンタープライズ・アーキテクチャの構築を監視すること。

〔15〕 電子政府の活動を、業務に適合した、適切で、リスク基盤に立脚し、かつ費用対効果のあるセキュリティを組み込んだものとするための行政機関の取組み

を監視することにより長官及び管理担当副長官を助けること。

〔16〕 この条に基づき置かれる電子政府室を管理すること。

〔17〕 第3606条に基づき定められた電子政府報告書を準備することにより長官を助けること。

〔g〕 長官は、電子政府室、情報規制問題室及びその他の関係部署を含めて、行政管理予算庁が2002年電子政府法に基づくすべての職務を適切に遂行するために必要な職員及び資源を確保するものとする。

### 〔第3603条 最高情報責任者協議会

〔a〕 行政府に最高情報責任者協議会を置く。

〔b〕 協議会は、次のとおり構成される。

〔1〕 行政管理予算庁管理担当副長官 (協議会議長)

〔2〕 電子政府室長

〔3〕 情報規制問題室長

〔4〕 第31編第901条(b)項に基づき定められた各機関の最高情報責任者

〔5〕 中央情報局の最高情報責任者

〔6〕 第3506条(a)項(2)号(B)に基づき陸軍省、海軍省及び空軍省に最高情報責任者が指名されているときは、当該省の最高情報責任者

〔7〕 その他、議長により指名された合衆国の幹部職員又は職員

〔c)(1) 電子政府室長は、管理担当副長官の代理として協議会の活動を主導するものとする。

〔2)(A) 協議会副議長は、協議会委員のなかから協議会により選出されるものとする。

〔B) 副議長は、1年を任期とし、複数の任期を務めることができる。

〔3) 共通役務庁長官は、協議会に対して、

行政的及びその他の援助を提供しなければならない。

〔d〕 協議会は、連邦政府の情報資源の企画、収集、整備、近代化、利用、運用、共有及び業績に関係する行政機関の業務の改善を図るための、行政機関間の主たる評議会に指定される。

〔e〕 協議会は、その責務を遂行するために州、地方及び部族の政府代表と定期的に協議しなければならない。

〔f〕 協議会は、次のことを含めて職務を遂行しなければならない。

〔1〕 長官のために、連邦政府の情報資源管理政策及び要件に関する提言を策定すること。

〔2〕 情報資源管理に関する経験、知識、最優良事例及び革新的な取組みを共有すること。

〔3〕 情報技術の利用により政府の業績の改善を図るための複数の機関によるプロジェクト及びその他の革新的なイニシアチブを特定し、開発し、かつ調整することにより室長を助けること。

〔4〕 この章及び2002年電子政府法第II編に基づく行政機関の情報資源管理のための共通業績評価基準（common performance measures）を作成し、その使用を促進すること。

〔5〕 国立標準技術院法第20条（合衆国法典第15編第278条 g-3）に基づき作成され、第40編第11331条に基づき公表される情報技術の規準に関する提言を策定し、次の規準及び指針を含めて、必要に応じて民間規格の使用の最大化を図るために、適宜、国立標準技術院及び室長に協力すること。

〔A〕 第3504条<sup>（注3）</sup>で定める相互接続性及び相互運用性のための規準及び指針

〔B〕 2002年電子政府法第207条(d)項に基づく手続に従い、例えば XML を使用するように、技術の有効利用を可能とするための連邦政府の電子情報のカテゴリー化に関する規準及び指針

〔C〕 連邦政府のコンピュータ・システムの効率性及びセキュリティに関する規準及び指針

〔6〕 情報資源管理関係の採用、訓練、適性検査及び専門的能力の開発について、人事管理庁に協力して連邦政府の需要を査定し、対応すること。

〔7〕 連邦記録法（Federal Records Act）が連邦政府の情報資源管理の活動に有効に対応しうるか否かを合衆国公文書館長（Archivist of the United States<sup>（注4）</sup>）に協力して評価すること。

#### 〔第3604条 電子政府基金

〔a)(1) 合衆国財務省に電子政府基金を置く。

〔2〕 基金は、インターネットその他の電子的方法の革新的な使用を開発し、導入することをとおして連邦政府がその電子的処理能力を拡張することができると長官が承認し、電子政府室長が援助するプロジェクトを支援するために、共通役務庁長官により管理されるものとする。

〔3〕 この項に基づくプロジェクトに、次の取組みを含めることができる。

〔A〕 連邦政府の情報サービスを公衆（個人、企業、被支給者（grantees）並びに州及び地方の政府を含む。）に一層速やかに利用可能とするもの

〔B〕 公衆による給付の申請、サービスの受領、ビジネスチャンスの追求、情報の提出その他、連邦政府とのトランザクションをより簡便にするもの

〔C〕 情報技術の利点を活かして、連邦機

関相互の、並びに州及び地方の政府との情報共有及びトランザクションを可能にするもの

- 〔b)(1) 室長は、次のことを行うものとする。
- 〔A) 資金拠出に関する提案の受領及び審査の手続を定めること。
- 〔B) 手続の策定及び提案の審査に当り、最高情報責任者協議会、首席財務官協議会 (Chief Financial Officers Council) 及びその他の行政機関間の運営協議会 (management councils) を含む行政機関間の協議会と協議すること。
- 〔C) 行政機関が基金から受領する資金を、類似の目的で行政機関が利用可能な他の資金と調整することにより長官を助けること。
- 〔2) 室長は、提案を審査し、及び基金を運営するに当り、次の手続を遵守し、具体化しなければならない。
- 〔A) 行政機関による実質的な関与又は資金の拠出を必要とするプロジェクトにあっては、行政機関の長の代理として機関全体に権限が及ぶ幹部職員がこれを承認し、かつ、その者が行政機関の長に直接、報告すること。
- 〔B) プロジェクトは、基本的資金計画及び投資管理プロセスを遵守すること。
- 〔C) 行政機関は、その提案において、関係機関からの資金参加及びそれらの資金が基金からの援助とどのように調整されるかを特定し、あわせて基金から入手可能な全額が支出された後のプロジェクトの継続を見込んだ計画を盛り込むこと。
- 〔D) 行政機関間の協議会による推薦を検討した後に、長官は、室長の助けを受けて、基金からの資金拠出の候補の

プロジェクトを最終的に決定する権限を有すること。

〔E) 諸機関は、資金の拠出を受けたプロジェクトの成果を評価すること。

〔c) 室長は、資金拠出を求める提案を推薦するに当り、次のことを行うものとする。

〔1) 次の要件が提案に含まれているか否かを審査の基準とすること。

〔A) 市民、企業、連邦政府又はその他の政府を含めて、サービスの対象が特定されていること。

〔B) そのプロジェクトが提供するどのようなサービス又は情報が、(A)に基づき特定されたサービス対象のニーズに合致するかが明示されていること。

〔C) 適切なセキュリティを保証し、かつ、プライバシーを保護するものであること。

〔D) 適用範囲が行政機関を横断するものであって、主な機関又は1機関が実施する次のプロジェクトが含まれていること。

〔i) 複数の機関に利益を与えうるもの

〔ii) 他機関の支持が得られるもの

〔E) 行政機関の使命及び戦略目標に直結した業績目標を有し、かつ、その目標に関連した中間的成果が得られること。

〔2) 提案に次の要件が含まれているか否かを基準に評価することも可能とすること。

〔A) 政府全体に適用でき、又は影響が及ぶこと。

〔B) サービス対象である公衆の支持が証明されていること。

〔C) 連邦によるサービスの提供の入口を州、地方又は部族の政府による

サービス提供の入り口と統合すること。

〔D〕 非政府部門からの資金参加が特定されていること。

〔E〕 関係する行政機関からの資金参加が特定されていること。

〔F〕 目標の達成に、ウェブベースの技術が使用されていること。

〔G〕 記録情報の管理及びアクセスの戦略が特定されること。

〔H〕 市民中心の政府に向けて発展する行政機関の活動に市民が一層効果的に参加し、かつ相互関係をもつことを後援するものであること。

〔I〕 政府情報サービスを公衆に直接、提供するか、又は提供用の基盤を提供するものであること。

〔J〕 統合サービスの提供を援助するものであること。

〔K〕 技術の導入に伴う変化が機関横断型の業務プロセスにどのように反映されるかが記載してあること。

〔L〕 新規の、又は革新的な提案であって、諸機関の内部の既存の資金の流れに代わるものではないこと。

〔d〕 基金は、2002年電子政府法第204条に基づく統合インターネット・ベース・システムの資金として使用することができる。

〔e〕 共通役務庁長官が上院及び下院の歳出予算委員会、上院政府問題委員会、下院政府改革委員会並びに上院及び下院の所管の委員会に、拠出金の分配の方法及び拠出がこの章の目的に資するものであることを通知し、かつ説明する文書を提出してから15日までの間、基金からの拠出されるいかなる資金も、行政機関に譲渡することはできない。

〔f〕(1) 長官は、第3606条に基づき作成する報

告書により、基金の運営に関する年次報告を連邦議会に対して行わなければならない。

〔2〕 (1)号に基づく報告書には、次の事項を記載するものとする。

〔A〕 長官が基金からの資金の拠出を承認したすべてのプロジェクト

〔B〕 資金の拠出を受けたこれらのプロジェクトが期日までに達成した成果

〔g〕(1) 当該基金に次の金額の歳出予算化を授権する。

〔A〕 2003会計年度に4500万ドル

〔B〕 2004会計年度に5000万ドル

〔C〕 2005会計年度に1億ドル

〔D〕 2006会計年度に1億5000万ドル

〔E〕 2007会計年度に必要な額

〔2〕 この項に基づき歳出予算化された基金は、支出されるまで使用可能とする。

**〔第3605条 電子政府のサービス及びプロセスの整備に係る革新的解決策を奨励するプログラム**

〔a〕 プログラムの設立

室長は、電子政府のサービス及びプロセスの発展及び増強を図るために契約者による技術革新及び卓越性の追求を奨励する政府全体のプログラムを設立し、これを推進しなければならない。

〔b〕 革新的解決策を募集するための公告

室長は、そのプログラムに基づき、連邦調達政策協議会（Council of Federal Procurement Policy）<sup>(註5)</sup>及び連邦調達政策室長（Administrator for Federal Procurement Policy）と協議し、電子政府のサービス及びプロセスの発展及び増強に資する、独自で、かつ革新的な解決策を募集することを公告しなければならない。

〔c〕 複数機関による技術援助チーム

〔(1) 室長は、連邦調達政策協議会及び連邦調達政策室長と協議し、電子政府のサービス及びプロセスの発展及び増強を図るために、独自で、かつ革新的な解決策を提供するものとして室長に提出された提案の審査を援助するために、複数の機関による技術援助チームを組織しなければならない。同チームは、協議会に参加する諸機関の職員であって、提案の実施可能性を容易に評価できる科学技術分野の専門的知識を有する者をもって構成する。

〔(2) 技術援助チームは、次のことを行うものとする。

〔(A) 個々の提案の実施可能性、科学技術上の長所及び経費の見積りを評価すること。

〔(B) 個々の提案及びその評価結果を室長に提出すること。

〔(3) 技術援助チームは、懸案中の調達のために提出された提案、又は特定機関の要請により提出された提案を検討し、又は評価してはならない。

〔(4) 室長は、技術援助チームから提案及び評価結果を受領した後、第3604条に基づき設立される電子政府基金から資金を拠出することが適当な提案を推薦することについて検討し、提案の主題にもっとも近い使命を有する行政機関への回付が適切であるときは、提案及び評価結果の回付を検討しなければならない。

#### 〔第3606条 電子政府報告書

〔(a) 長官は、電子政府の現状報告を毎年3月1日までに、上院政府問題委員会及び下院政府改革委員会に提出しなければならない。

〔(b) (a)項に基づく報告書は、次に掲げる事項

を含むものでなければならない。

〔(1) 2002年電子政府法第202条<sup>(注6)</sup>(f)項に基づく行政機関による報告の概要

〔(2) 第3604条(f)項により報告が要求される情報

〔(3) 2002年電子政府法のその他の目標及び規定に関する連邦政府による遵守状況の記載〕

#### (b) 技術的及び調整的改正

合衆国法典第44編の目次は、第35章に関する次の項目を加えることにより改正される。

〔第36章 電子政府サービスの管理及び推進 第3601条〕

#### 第102条 調整的改正

##### (a) 電子政府及び情報技術

###### (1) 一般規定

合衆国法典第40編第3章は、第304条の後に次の新しい条を加えることにより改正される。

#### 〔第305条 電子政府及び情報技術

〔共通役務庁長官は、連邦機関による電子政府及び情報技術の有効利用を促進するために同庁が行なう事業に関し、電子政府室長と協議しなければならない。〕

###### (2) 技術的及び調整的改正

同第40編第3章の目次は、第304条に関する項目の後に次を加えることにより改正される。

〔第305条 電子政府及び情報技術〕

##### (b) 副長官の管理的職務に関する変更

合衆国法典第31編第503条(b)項は、次のとおり改正される。

(1) (5)号、(6)号、(7)号、(8)号及び(9)号を、それぞれ(6)号、(7)号、(8)号、(9)号及び(10)号に再指定すること。

(2) (4)号の後に次の項目を加えること。

「(5) 第44編第3603条に基づき置かれる最高情報責任者協議会議長」

(c) 電子政府室

(1) 一般規定

合衆国法典第31編第5章は、第506条の後に次を加えることにより改正される。

「第507条 電子政府室

「第44編第3602条に基づき置かれる電子政府室は、行政管理予算庁の内部の室とする。」

(2) 技術的及び調整的改正

合衆国法典第31編第5章の目次は、第506条に関する項目の後に次の項目を加えることにより改正される。

「第507条 電子政府室」

(注)

- (1) 合衆国法典第44編第35章
- (2) 本法第III編第301条(a)項参照
- (3) 合衆国法典第44編第3504条(b)項(2)号(B)
- (4) 合衆国文書管理官とも訳される。
- (5) 行政管理予算庁の所管
- (6) 第202条(g)項と訂正されるべき誤記であろう。

## 第II編 連邦政府による電子政府サービスの管理及び推進

### 第201条 定義

別段の定めがある場合を除き、この編においては合衆国法典第44編第3502条及び第3601条の<sup>(注1)</sup>定義を適用する。

### 第202条 連邦機関の責任

(a) 一般規定

各機関の長は、次のことに責任を負うものとする。

- (1) この法律の要件（この法律により行われる改正を含む）、行政管理予算庁長官により作成される関連の情報資源管理の政策及びガイダンス並びに商務長官により公表される関連の情報技術の規準を遵守すること。
- (2) この法律に基づき長官により作成される情報資源管理の政策及びガイダンス並びに商務長官により公表される関連の情報技術の規準を、それぞれの機関内で関係職員全員に速やかに、かつ、効果的に周知を図ること。
- (3) 第204条に基づき連邦政府の情報サービ

スを公衆に提供するための統合インターネット・ベース・システムの開発、維持及び推進に関する長官及び共通役務庁長官の取組みを助けること。

(b) 業績の統合

- (1) 電子政府が機関の目標、戦略目標及び法的命令にどこまで到達できたかを測定するために、諸機関は、業績評価基準（performance measures）を作成しなければならない。
- (2) この条に基づき業績を測定するに当たり、諸機関は、既存のデータ収集に実行可能な範囲内で依存しなければならない。
- (3) 諸機関が検討すべき業績測定（performance measurement）の領域には、次のことが含まれる。
  - (A) 顧客サービス
  - (B) 行政機関の生産性
  - (C) 商業的な最優良事例の使用を含む、革新的な情報技術の導入
- (4) 行政機関は、その業績目標（performance goals）を必要に応じて、市民、企業及び他

の政府を含む重要な集団並びに連邦政府の内部の業務に関連付けなければならない。

(5) 必要に応じて、行政機関は、その業績目標を(4)号に基づき特定される集団にまとめて関連付け、それらの集団に対する政府情報サービスの提供に情報技術を利用するものとする。

(c) **アクセス減少の回避**

インターネットによる政府情報サービスの提供に関する政策を発表し、プログラムを実施するに当たり、行政機関の長は、インターネットにアクセスできない人々への影響に注意を払い、実行可能な範囲で次のことを行わなければならない。

(1) インターネットにアクセスできない人々に、政府情報サービスの利便性が減少しないことを保証すること。

(2) コンピュータを持たない、又はインターネットにアクセスできない人々に、政府情報サービスをさらに入手しやすくするための、代替する提供方法を追求すること。

(d) **障害者に対するアクセスの容易性**

この法律に基づき連邦の省庁及び諸機関により講じられるすべての措置は、1973年リハビリテーション法第508条(合衆国法典第29編第794d条)に従うものでなければならない。

(e) **後援活動**

諸機関は、情報技術を使用して、公衆が政策及びプログラムの策定及び実施に参加する活動を後援しなければならない。

(f) **最高情報責任者**

合衆国法典第44編第36章<sup>(註2)</sup>(この法律により追加)に基づき指名された各機関の最高情報責任者は、次のことに責任を負うものとする。

(1) 最高情報責任者協議会の職務に参加すること。

(2) 相互接続性及び相互運用性の共通基準、連邦政府の電子情報のカテゴリー化並びに

コンピュータ・システムの効率及びセキュリティを含めて、商務長官により公表される情報技術の規準に関し、それぞれの機関内でその実施状況を監視すること。

(g) **電子政府の現状報告**

(1) **一般規定**

各機関は、電子政府の現状に関する次の内容の年次報告書を作成し、長官に提出しなければならない。

(A) 当該機関による電子政府イニシアチブの実施状況

(B) 当該機関によるこの法律の遵守状況

(C) 当該機関の電子政府イニシアチブによる顧客へのプログラムの提供における業績の向上

(2) **提出**

各行政機関は、この項に基づき年次報告書を次のとおり提出しなければならない。

(A) 長官が命じた期日及び方法により長官に提出すること。

(B) 関係する報告要件に合致させること。

(C) 当該機関に関連するこの編のいかなる条項にも対応すること。

(h) **技術の使用**

この法律のいかなる規定も、法に定める機関の使命及びプログラムを実現させるために、情報技術を利用し、又はこれを管理して政府情報サービスの提供を行う行政機関の責任に優先するものではない。

(i) **国家安全保障システム**

(1) **適用除外**

(2)号に基づく場合を除き、この編は、合衆国法典第40編第11103条で定義される国家安全保障システムに適用しない。

(2) **適用範囲**

この条、第203条及び第214条は、実行可能で、かつ、法に合致した範囲内で、国家安全保障システムに適用する。

## 第203条 執行機関による電子署名の使用及び 受理方法の互換性

### (a) 目的

この条は、適切に安全な政府との電子的取引のために、相互運用可能な電子署名の実現を図ることを目的とする。

### (b) 電子署名

政府文書事務削除法（公法律第105-277号；112Stat.2681-749through2681-751）の目的を達成するために、各執行機関（合衆国法典第5編第105条に基づく定義による。<sup>(注3)</sup>）は、電子署名の使用及び受理の方法が長官が発表した関連の政策及び手続と互換性を有するものであることを保証しなければならない。

### (c) 電子署名の権限

共通役務庁長官は、デジタル署名の処理を含めて電子署名の使用における執行機関間の効率的な相互運用性を可能にする枠組を構築することにより長官を助ける。

### (d) 歳出予算権限の授権

電子署名の互換性及びこの条で定めるその他の活動のために、連邦ブリッジ認証局（Federal bridge certification authority）の整備及び運用を保証するために、2003会計年度に800万ドル又は必要とされる金額の歳出予算化を、及びその後の各会計年度に必要とされる金額の歳出予算化を共通役務庁に授権する。

## 第204条 連邦インターネット・ポータル

### (a) 一般規定

#### (1) 公衆のアクセス

長官は、共通役務庁長官及びその他の機関と協力して、公衆に政府情報サービスへのアクセスを提供する統合インターネット・ベース・システムを維持し、その発展を図らなければならない。

#### (2) 基準

実行可能な範囲内で、統合システムは、次の基準に従って設計され、かつ、運用されなければならない。

(A) 市民、企業及び他の政府を含む重要な集団を対象に、インターネット・ベースの政府情報サービスを行政機関の管轄の境界で分断されることなく、機能別又は主題別に統合して提供すること。

(B) 市民の活動に関連するインターネット・ベースの政府のサービスを1ヶ所で利用可能とすることを保証するために継続して取組むこと。

(C) 連邦政府の情報サービスを、必要に応じて、州、地方及び部族の政府が提供するインターネット・ベースの情報サービスと統合してアクセス可能とすること。

(D) 1又は複数の機関が保有する連邦政府の情報を、プライバシーを保護し、法律を遵守する方法でアクセス可能とすること。

### (b) 歳出予算権限の授権

統合インターネット・ベース・システムの維持、改善及び推進のために2003会計年度に1500万ドル、及び2004会計年度から2007会計年度までの各会計年度に必要とされる金額の歳出予算化を共通役務庁に授権する。

## 第205条 連邦の裁判所

### (a) 個々の裁判所のウェブサイト

合衆国最高裁判所首席裁判官、各巡回区及び地方の首席裁判官、連邦請求裁判所（Court of Federal Claims）の首席裁判官並びに各連邦地方裁判所の首席破産裁判官（chief bankruptcy judge）は、それぞれが裁判長又は裁判官を務める裁判所において、次の各号に掲げる情報を搭載し、又はそれらの情報のウェブサイトにリンクするウェブサイトを開設し、その維持を図らなければならない。

- (1) 裁判所の所在地及び窓口案内に関する情報（事務室及び裁判官室の電話番号及び担当者名を含む。）
  - (2) 裁判所の地方規則(local rules)及び裁判所審理規則（standing orders）又は一般的審理規則（general orders）
  - (3) 裁判所に各裁判官の個別な規定があれば、それを記載すること。
  - (4) 各訴訟に関する事件要録情報（docket information）へのアクセス
  - (5) 裁判所から発表されるすべての判決録の内容を、公式の法廷記録による発表の有無を問わず、テキスト検索が可能なフォーマットで利用可能とすること。
  - (6) (c)項に基づき提供される範囲内で、裁判所に電子形態で提出された文書へのアクセスを可能とすること。
  - (7) その他、裁判所が公衆に有用であると認める情報（ダウンロード可能なフォーマットによるものを含む。）
- (b) **オンライン・データの維持**
- (1) 情報の更新  
各ウェブサイト上の情報及び規則は、定期的に更新され、合理的に最新の状態に保たなければならない。
  - (2) 結審した訴訟  
この条の施行日以降に発表される判決録がすべてオンラインで利用可能とすることを除いては、結審から1年以上を経過した訴訟に関する電子ファイル及び事件要録情報は、オンラインによる提供を要求されない。
- (c) **電子ファイリング (electronic filings)**
- (1) 一般規定  
(2)号に基づき定める規定又は(3)号に基づき定める規則による場合を除き、各裁判所は、電子的に提出された文書をオンラインで一般に利用可能としなければならない。

裁判所は、紙の形態で提出されたいかなる文書も、これを電子形態に変換することができる。変換が行われた範囲内で、当該電子版文書は、オンラインで利用可能としなければならない。

(2) 除外規定

封印して提出された文書のように、一般公衆が利用できない方法で提出された文書は、オンラインで利用可能としてはならない。

(3) プライバシー及びセキュリティ上の問題

(A)(i) 合衆国最高裁判所は、電子的提出文書に関するこの項に基づき、文書の電子ファイリング及び一般に利用可能とすることから懸念されるプライバシー及びセキュリティを保護するための規則を合衆国法典第28編第2072条及び第2075条に従い定めなければならない。

(ii) 当該規則は、プライバシー及びセキュリティ上の問題に連邦の裁判所全体で統一的に対処することが可能な範囲内で定めるものとする。

(iii) 当該規則は、個人情報保護を保護し、又はその他必要な情報セキュリティを維持するために、連邦及び州の裁判所の最優良事例を考慮したものでなければならない。

(iv) 当該規則がプライバシー及びセキュリティの保護を目的として、特定カテゴリーの情報の編集を定める場合は、その情報を含む別の適切な文書の提出を希望する当事者が、未編集の文書を封印して提出することができ、その文書は、裁判所により記録の一部として保管され、裁判所の裁量により、及び合衆国法典第28編第131章により発せられた適用可能な規則に従い、共有ファイル (public file) 中の編集済みの

写し（copy）と差換えられ、又はそれに追加されなければならないことをその規則において定めるものとする。

(B)(i) 合衆国司法会議（Judicial Conference of the United States）は、(ii) に従い、暫定的な規則を発することができ、かつ、この号の要件に適合し、(A)に基づき求められる規則の施行日に失効するその規則の適用に関する解説書（interpretative statement）を發表することができる。

(ii) (A)に基づき求められる規則が発せられるまで、電子ファイリングに起因するプライバシー及びセキュリティ上の問題の保護を目的に、特定のカテゴリの情報の編集について定める裁判所又は合衆国司法会議の規則又は命令は、(A)(iv) に準拠し、かつ、それに合致したものと解釈される。

(C) 合衆国司法会議は、(A)に基づき定めた規則が施行されてから1年以内に、及びその後は2年ごとに、プライバシー及びセキュリティの保護を目的とする規則の妥当性に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない。

**(d) 事件要録の関係文書へのリンク**

合衆国司法会議は、当該訴訟の事件表（docket sheet）から取得される各訴訟に関するすべてのファイリング、判決及び裁定（rulings）にリンクする事件要録をオンラインで掲載するための技術的な実行可能性を調査しなければならない。

**(e) 電子的事件要録情報の整備経費**

司法歳出予算法（Judiciary Appropriation Act, 1992）第303条(a)項（合衆国法典第28編第1913条注）は、その前段における「今後は、しなければならない（shall hereafter）」を削除し、「必要な範囲でのみ可能とする（may,

only to the extent necessary)」を加えることにより改正される。

**(f) 日程要件**

(a)項に基づくウェブサイトは、施行日から2年以内に開設されなければならない。ただし、電子形態の保管文書へのアクセスは、この編の施行日から4年以内に開始するものとする。

**(g) 繰延措置**

**(1) 一般規定**

**(A) 選択**

**(i) 通知**

合衆国最高裁判所首席裁判官、首席裁判官及び首席破産裁判官は、合衆国裁判所事務局（Administrative Office of the United States Courts）に対し、合衆国最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所又は地方の破産裁判所に関する、この条の要件による繰延措置の通知を提出することができる。

**(ii) 内容**

(A)に基づき提出される通知には、次の内容を記載するものとする。

**(I) 繰延措置の理由**

(II) 当該裁判所又は地方がより広範な公衆の情報アクセスを可能とするためにオンライン方式又はそれに代わる方法を使用している場合は、それを記載すること。

**(B) 除外規定**

合衆国最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所又は地方の破産裁判所が(a)項に基づきウェブサイトを維持する場合は、(b)項(1)号の規定を遵守しなければならない。

**(2) 報告書**

この編の施行日から1年以内に、及びその後については毎年、合衆国司法会議は、

上院の政府問題委員会及び司法委員会並びに下院の政府改革委員会及び司法委員会に、次の報告書を提出しなければならない。

- (A) この項に基づき合衆国裁判所事務局に提出されたすべての通知が収録されていること。
- (B) すべての通知が要約され、評価されていること。

## 第206条 規制機関

### (a) 目的

この条は、次のことを目的とする。

- (1) アクセス、説明責任及び透明性を増強するために、情報技術を利用して行政規則の制定及び発付における業績を向上させること。
- (2) 合衆国法典第5編第5章第II節（一般に行政手続法（Administrative Procedures Act）として引用される。）に基づく要件に従い、電子的方法により、政府への市民参加を高めること。

### (b) 行政機関がオンラインで提供する情報

各行政機関（合衆国法典第5編第551条<sup>(注4)</sup>の定義による。）は、長官と協議し、当該機関による決定が可能な範囲内で、合衆国法典第5編第552条(a)項(1)号及び(2)号に基づき連邦官報への掲示が義務付けられたすべての情報を公衆のアクセスが可能な連邦政府のウェブサイトに掲載することを確保しなければならない。

### (c) 電子的方法による提出

行政機関は、合衆国法典第5編第553条(c)項に基づく電子的方法による提出を可能な範囲内で受理しなければならない。

### (d) 電子的文書管理

#### (1) 一般規定

長官と協議し、機関による決定が可能な範囲内で、公衆によるアクセスが可能な連

邦政府のウェブサイト、合衆国法典第5編第553条に基づく規則制定のための電子的文書管理（electronic docketing）を搭載することを確保しなければならない。

#### (2) 利用可能な情報

次のことに関して長官と協議し、機関による決定が可能な範囲内で、機関の電子的文書管理をオンラインで一般に利用可能としなければならない。

(A) 合衆国法典第5編第553条(c)項に基づくすべての提出物

(B) 電子的提出の如何を問わず、行政規則又は慣例により合衆国法典第5編第553条(c)項に基づく規則制定のための文書管理に含まれるその他の資料

#### (e) 期限

行政機関は、長官が定め、（この法律により加えられた）第44編第3606条に基づく連邦議会への最初の年次報告書において報告した日程に従い、この条の要件を実施しなければならない。

## 第207条 政府情報のアクセスの容易性、有用性及び保存

### (a) 目的

この条は、インターネット情報を含む政府情報に関し、これを組織化し、保存し、かつ公衆のアクセスを容易にする方法を改善することを目的とする。

### (b) 定義

この条において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「委員会（Committee）」とは、(c)項に基づき置かれる政府情報に関する行政機関間委員会（Interagency Committee on Government Information）のことをいう。

(2) 「ディレクトリ（directory）」とは、ウェブサイトリンクする次のような主題分類

- をいう。
- (A) インターネット上の政府情報を主題別に組織化するもの
- (B) 編集者が関与して作成できるもの
- (c) **行政機関間委員会**
- (1) 委員会の設置
- この編の制定日から180日以内に、長官は、政府情報に関する行政機関間委員会を置く。
- (2) 委員会の構成
- 委員会は、長官又は長官から指名を受けた者をもって議長に充てる。
- (A) 委員には、次の機関の代表者が含まなければならない。
- (i) 国立公文書館・記録管理局  
(National Archives and Records Administration)
- (ii) 連邦機関の最高情報責任者室
- (iii) その他、行政府の関係幹部職員
- (B) 連邦の立法府及び司法府の代表者を加えることができる。
- (3) 機能
- 委員会は、次のことを行うものとする。
- (A) 市民擁護団体（public advocacy organization）のような関係団体との協議を含め、公的な協議を最大限に行うこと。
- (B) この条の規定により調査を実施し、長官及び連邦議会に勧告を提出すること。
- (C) 連邦政府情報へのアクセス、その普及及び保存の有効事例を共有すること。
- (4) 終了時期
- 委員会は、長官が定めた期日に終了することができる。ただし、この条に基づき要求される勧告をすべて提出するまで委員会を終了してはならない。
- (d) **情報のカテゴリー化**
- (1) 委員会の機能
- この法律の制定日から2年以内に、委員

会は次のことに関する勧告を長官に提出しなければならない。

- (A) 政府情報の組織化及びカテゴリー化を可能とするために、最大限に開かれた規準を採用すること。
- (i) 検索可能な識別子によることを含めて、電子的に検索可能な方法
- (ii) 行政機関を横断して相互運用が可能な方法
- (B) 当該規準に基づき分類されるべき政府情報のカテゴリーを定義すること。
- (C) 行政機関による規準の導入に関する優先順位を決定し、かつ、日程を作成すること。
- (2) 長官の責務
- (1)号に基づく勧告の提出から1年以内に、長官は、次の政策を発表しなければならない。
- (A) 政府情報の組織化及びカテゴリー化を可能とする、最大限に開かれた規準を次の方法で使用することを行政機関に要請すること。
- (i) 検索可能な識別子によることを含めて、電子的に検索可能な方法
- (ii) 行政機関を横断して相互運用が可能な方法
- (iii) 必要に応じて、合衆国法典第44編第3602条(f)項(8)号に基づく規定を遵守すること。
- (B) 当該規準に基づき分類を必要とする政府情報のカテゴリーを定義すること。
- (C) 行政機関による規準の導入に関する優先順位を決定し、かつ、日程を作成すること。
- (3) 政策の変更
- (4)号に基づく行政機関の報告書が提出された後に、長官は、必要に応じて、委員会及び関係団体と協議し、政策を変更しなければ

ばならない。

(4) 行政機関の機能

各行政機関は、第202条(g)項で定める報告書において、当該機関が(2)号(A)に基づき発表した政策に従うものであることを毎年、長官に報告しなければならない。

(e) 公衆による電子情報へのアクセス

(1) 委員会の機能

この法律の制定日から2年以内に、委員会は、長官及び合衆国公文書館長に次のことに関する勧告を提出しなければならない。

(A) インターネット上の政府情報及びその他の電子的記録に、合衆国法典第44編第21章、第25章、第27章、第29章及び第31章が効果的かつ包括的に適用されることを確保するための政策及び手続が行政機関により採用されること。

(B) 行政機関による政策及び手続の実施に日程を課すこと。

(2) 合衆国公文書館長の責務

(1)号に基づく委員会の勧告が提出されてから1年以内に、合衆国公文書館長は、次の政策を発表しなければならない。

(A) インターネット上の政府情報及びその他の電子的記録に、合衆国法典第44編第21章、第25章、第27章、第29章及び第31章が効果的かつ包括的に適用されることを確保するための政策及び手続が行政機関により採用されることを要請すること。

(B) 行政機関による政策及び手続の実施に日程を課すこと。

(3) 政策の変更

(4)号に基づく行政機関の報告書が提出された後に、合衆国公文書館長は、必要に応じて、委員会及び関係団体と協議し、政策を変更しなければならない。

(4) 行政機関の責務

各行政機関は、第202条(g)項に基づき定められた報告書において、当該機関が(2)号(A)に基づき発表された政策に従うものであることを毎年、長官に報告しなければならない。

(f) 行政機関のウェブサイト

(1) 行政機関のウェブサイトの規準

この編の施行日から2年以内に、長官は、行政機関のウェブサイトに関するガイダンスを次のことを含めて発表しなければならない。

(A) 次の情報に直接リンクするための要件がウェブサイトに含まれること。

(i) 行政機関の使命及び法の定める権限に関する記載

(ii) 合衆国法典第5編第552条(一般に情報自由法(Freedom of Information Act)と称される。)(a)項(1)号及び(b)項に基づき公衆に利用可能な情報

(iii) 行政機関の組織機構に関する情報

(iv) 合衆国法典第5編第306条に基づき策定された行政機関の戦略計画

(B) 一般利用者を行政機関のウェブサイトへに誘導するための、次の要件を含む行政機関の必要最小限の目標

(i) 検索結果を得るまでの検索スピード

(ii) 検索結果の適合性

(iii) データの集合及び分割のためのツール

(iv) 情報を保護するためのセキュリティ・プロトコル

(2) 行政機関の要件

(A) この法律の制定日から2年以内に各行政機関は、次のことを行わなければならない。

(i) 委員会と協議し、パブリック・コメントを求めること。

- (ii) インターネット及びその他の方法で行政機関が公衆に利用可能とし、かつアクセスを容易にしようと意図する政府情報を決定するための手続の確立
- (iii) 利用可能とし、及びアクセスを容易とする政府情報の優先順位及び日程の作成
- (iv) パブリック・コメントを得るための最終決定、優先順位及び日程の作成
- (v) その最終決定、優先順位及び日程のインターネット上への掲示
- (vi) 第202条(g)項に基づき定められた報告書による最終決定、優先順位及び日程の長官への提出
- (B) 各行政機関は、委員会と協議し、パブリック・コメントを求めた後に、適宜、必要に応じて、その機関による決定、優先順位及び日程を変更しなければならない。
- (3) 公衆用連邦政府ウェブサイトの公共ドメインのディレクトリ (public domain directory)
  - (A) 構築
 

この編の施行日から2年以内に、長官及び各行政機関は次のことを行わなければならない。

    - (i) 公衆用連邦政府ウェブサイトの公共ドメインのディレクトリの開発及び構築
    - (ii) 第204条に基づき構築される統合インターネット・ベース・システムにリンクするインターネット上へのディレクトリの掲示
  - (B) 開発
 

各行政機関の支援を受けて、長官は次のことを行わなければならない。

    - (i) 次に掲げる者による入力を含めた協力を得て、ディレクトリの開発を指揮

すること。

- (I) 行政機関の図書館員
- (II) 情報技術管理者
- (III) プログラム・マネージャ
- (IV) 記録管理者
- (V) 連邦寄託図書館員
- (VI) その他の関係者
- (ii) 公衆用連邦政府ウェブサイトの点検及び分類に使用する公共ドメイン主題分類表の作成
- (C) 更新
 

各行政機関の支援を受けて、電子政府室長は、次のことを行わなければならない。

  - (i) ディレクトリを6月を超えない期間ごとに必要に応じて更新すること。
  - (ii) 関係者にディレクトリの改善を要請すること。
- (g) 連邦政府の助成による研究開発へのアクセス
  - (1) 政府全体のリポジトリ (repository) 及びウェブサイトの開発及び維持
    - (A) リポジトリ及びウェブサイト
 

行政管理予算庁長官（又は、長官の代理人）は、科学技術政策局長 (Director of the Office of Science and Technology Policy) 及びその他の関係機関と協議し、次に掲げるものの開発及び維持を確保しなければならない。

      - (i) 連邦政府の助成による研究開発関係の情報を可能な限り最大限に統合するものであって、かつ、次の要件に合致するリポジトリ
        - (I) 合衆国法典第5編第552条に基づく情報の保護に関係する規定に従い、連邦政府から助成を受け、次の者により実施される研究開発に関する情報を搭載するもの

- (aa) 州、地方及び外国の政府を含む連邦政府以外の機関、企業、教育機関、非営利団体、連邦の助成を受ける研究開発センター、並びに私人
- (bb) 研究開発を行う研究所、センター、及び事務所を含む連邦政府の組織体
- (II) 個々の研究開発の事業又は賞に関する情報を統合するものであって、次の情報が含まれるもの
  - (aa) 事業又は賞の開始及び終了の予定日
  - (bb) 事業又は賞の目的及び科学技術上の焦点に関する簡潔な要約
  - (cc) 事業又は賞を主催する組織体又は機関及びその案内情報
  - (dd) 事業又は賞に与えられる連邦資金の通算支給推定総額及び事業又は賞を受けた研究が継続中の各会計年度における推定支給額
  - (ee) この項により要求される情報の一部又は全部に、一般公衆と共有することを妨げる何らかの制限が事業又は賞に付されている場合は、その制限を必要とする理由
  - (ff) その他、適当と判断される情報
- (ii) 連邦の研究開発に関するリポジトリの全部又は一部を扱う 1 又は複数のウェブサイト、連邦機関及び一般公衆を含む連邦以外の組織体による利用を可能とし、かつ、検索を可能とするために、次のことを行なうこと。
  - (I) 連邦の研究開発の活動の調整
  - (II) 連邦の研究開発の運営担当者間の協働
  - (III) 連邦機関の間での、並びに連邦機  
関及び連邦以外の組織体の間での技術移転
  - (IV) 政策決定者及び公衆による連邦の研究開発活動に関する情報へのアクセス
- (B) 監督
 

行政管理予算庁長官は、この項に基づき要求されるすべての情報を諸機関が提供することを保証するために、必要なガイダンスを発表しなければならない。
- (2) 行政機関の責務
 

この項に基づき連邦の研究開発を助成する機関は、行政管理予算庁長官が定めた方法でリポジトリへの搭載が求められた情報を提供しなければならない。
- (3) 委員会の責務
 

委員会は、この法律の制定日から18月以内に、科学技術政策局長と協力し、かつ関係者との協議を経て、次のことに関する勧告を長官に提出しなければならない。

  - (A) この項に基づき置かれるリポジトリに対する行政機関の情報の報告に係る改善策
  - (B) 連邦機関及び連邦の助成を受ける研究開発センターによる研究成果の普及に係る改善策
- (4) 長官の責務
 

長官は、(3)号に基づく委員会による勧告の提出を受けて、(この法律により加えられた) 第44編第3606条に基づく電子政府報告書のなかで、委員会及び長官による勧告を連邦議会に報告しなければならない。
- (5) 歳出予算権限の授権
 

この項に基づき連邦政府全体のリポジトリ及びウェブサイトに関する開発、維持及び運用のために、次のとおりの歳出予算化を授権する。

  - (A) 2003会計年度から2005会計年度までの

各年度ごとに200万ドル

- (B) 2006会計年度及び2007会計年度の各年度に必要とされる金額

## 第208条 プライバシー規定

### (a) 目的

この条は、市民中心の電子政府を推進する行政機関が、個人情報のプライバシー保護を十分に確保することを目的とする。

### (b) プライバシー影響評価

#### (1) 行政機関の責務

##### (A) 一般規定

行政機関は、次のことを行うに先立ち、(B)で定める措置を講じなければならない。

(i) 識別可能な形態で情報を収集し、維持し、又は配信するために情報技術を開発し、又は調達すること。

(ii) 次の情報収集に新規に着手すること。

(I) 情報技術を使用して収集、維持、又は配信を行うもの

(II) 連邦政府の行政機関、外郭機関 (instrumentality) 又は職員に該当しない、10人若しくはそれ以上の者に同一の質問を行ない、又は同一の報告要件を課した場合において、物理的に、又はオンラインで特定の個人との連絡を可能とする識別可能な形態の情報が含まれるもの

##### (B) 行政機関の活動

各行政機関は、(A)に基づき要求される範囲で次のことを行わなければならない。

(i) プライバシー影響評価の実施

(ii) 行政機関の長が決定したときは、最高情報責任者又は同等の上級職員によるプライバシー影響評価の再審査の確

保

(iii) (ii)に基づく再審査の終了後、実行可能な場合は、当該機関のウェブサイト上への掲載、連邦官報に掲載又はその他の方法によりプライバシー影響評価を公表すること。

### (C) 機密扱いの情報

セキュリティ上の理由から、又は評価のなかに機密情報、機密扱いの情報若しくは個人情報が含まれているときは、それを保護するために、(B)(iii)については、これを修正し、又は実施しないことができる。

### (D) 長官に対する写しの提供

行政機関は、資金の拠出を要求した各システムに関するプライバシー影響評価の写しを長官に提供しなければならない。

### (2) プライバシー影響評価の内容

#### (A) 一般規定

長官は、プライバシー影響評価に必要な内容を明記したガイダンスを行政機関に発表しなければならない。

#### (B) ガイダンス

(i) ガイダンスは、プライバシー影響評価の対象となる情報システムの規模、当該システム内に識別可能な形態で存在する情報のセンシティブティ及びその情報を不正に開示したことから生じる被害のリスクに見合うものでなければならない。

(ii) ガイダンスは、プライバシー影響評価が次のことに取り組むことを要求しなければならない。

(I) どのような情報を収集するのか。

(II) 何故その情報を収集するのか。

(III) 行政機関による情報の使用目的

(IV) 情報共有を行う相手

- (V) 収集の対象となる情報及び情報共有の方法に関し、本人の同意を得るためにどのような告知又は機会が用意されているか。
  - (VI) 情報の安全性はどのように保たれるか。
  - (VII) 記録システムは合衆国法典第5編第552a条(一般に「プライバシー法」として引用される。)に基づき開発されているか。
- (3) 長官の責任
- (A) 長官は、諸機関のためにプライバシー影響評価の実施に関する政策及び指針を策定しなければならない。
  - (B) 長官は、連邦政府全体のプライバシー影響評価の実施の進捗を監視しなければならない。
  - (C) 長官が適当と判断したときは、識別可能な形態の情報が存在する既存の情報システム又は継続中の情報の収集に関しても、長官は、諸機関にプライバシー影響評価の実施を要請しなければならない。
- (c) 行政機関のウェブサイト上のプライバシー保護
- (1) ウェブサイト上のプライバシー政策
    - (A) 告知の指針
 

長官は、行政機関の公衆用ウェブサイト上でプライバシーの告知を行なうためのガイダンスを作成しなければならない。
    - (B) 内容
 

ガイダンスは、合衆国法典第5編第552a条に従い、プライバシーの告知が次のことに対応するように要求するものでなければならない。

      - (i) どのような情報を収集するのか。
      - (ii) 何故その情報を収集するのか。
      - (iii) 行政機関による情報の使用目的

- (iv) 情報共有を行う相手
  - (v) 収集の対象となる情報及び情報共有の方法に関し、本人の同意を得るためにどのような告知又は機会が用意されているか。
  - (vi) 情報の安全性はどのように保たれるか。
  - (vii) 合衆国法典第5編第552a条(一般に「プライバシー法」として引用される。)及び個人のプライバシー保護に関係するその他の法律に基づく個人の権利
- (2) 機械可読フォーマットにおけるプライバシー政策
- 長官は、プライバシー政策を機械可読標準フォーマットに変換することを行政機関に要求するガイダンスを発表しなければならない。
- (d) 定義
- この条において「識別可能な形態 (identifiable form)」とは、情報の問い合わせを受けたある個人の身元が直接的又は間接的な方法により合理的に推定される何らかの情報の表示をいう。

## 第209条 連邦の情報技術人材開発

- (a) 目的
- この条は、政府の情報サービスを提供するために情報技術を使用する連邦の人材の技能の向上を目的とする。
- (b) 人材開発
- (1) 一般規定
 

人事管理庁長官は、行政管理予算庁長官、最高情報責任者協議会及び共通役務庁長官と協議し、次のことを行わなければならない。

    - (A) 情報技術及び情報資源管理に係る連邦政府の人材に関する需要を継続的に

分析すること。

- (B) 現行の情報技術及び情報資源管理の訓練が(A)で記した人材に関する需要を満足させていない点を特定すること。
- (C) 情報技術及び情報資源管理に係る連邦政府の人材に関する需要予測に対応して、カリキュラム、訓練の方法及び訓練の優先事項の策定を監視すること。
- (D) 連邦政府の情報資源管理の需要への対応を確保するために、情報技術分野における連邦職員の訓練を評価すること。
- (2) 情報技術訓練プログラム
- 各執行機関の長は、人事管理庁長官、最高情報責任者協議会及び共通役務庁長官と協議し、この項の要件に合致した情報技術訓練プログラムを開設し、運用しなければならない。当該プログラムは、次の要件を満たすものでなければならない。
- (A) 関係諸機関の特殊な情報技術及び情報資源管理の需要に対応して、情報技術分野を幅広く扱うカリキュラムを有すること。
- (B) 厳しい基準に基づいて策定され、かつ適用されること。
- (C) 自己ペースの課程、オンライン講座、実地訓練及び遠隔授業の特徴が、訓練効果の減少又は学術的水準の低下をもたらすことなく適用できる場合は、それらを活用して、効率性を最大限に活かした計画であること。
- (3) 政府全体の政策及び評価
- 人事管理庁長官は、行政管理予算庁長官との連携を図り、執行機関の使命に照らしてそれぞれのプログラム要件に妥当かつ正当な相違点があることに注意を払い、訓練の業績基準 (performance standards) を作成し、かつ、執行機関によるこの項の統一の実施を促すための政策を発表しなければ

ばならない。

- (4) 最高情報責任者の権能及び責任
- 執行機関の最高情報責任者は、当該機関の長の権能、指揮及び統制に従い、この項の実施に関する当該機関の長の権限、機能及び責務のすべてを執行しなければならない。最高情報責任者は、当該機関の長がこの項に従い定める政策が当該機関全体で遂行されることを確保しなければならない。
- (5) 情報技術訓練の報告
- 行政管理予算庁長官は、執行機関の長が、この項の実施に係る情報技術及び情報資源管理の人材に関する統一的な情報を収集し、かつ、維持することを確保しなければならない。
- (6) 職員を連邦以外の雇用者に派遣する権限
- この項の前号までの規定を実施するに当たり、人事管理庁長官は、連邦職員を連邦以外の雇用者に派遣するプログラムを用意することができる。人事管理庁長官は、必要と考える業務及び責務の条件を含む当該プログラムの規則を定めなければならない。
- (7) 調整条項
- (6)号に基づくプログラムが開設され、当該プログラムの要件に従い派遣が行われる場合を除き、合衆国法典第5編第3703条に定める派遣を行ってはならない。
- (8) 職員の参加
- 情報資源管理の需要及び他の職業分野の資源需要から生じた制約に従い、並びにそれらを総合した人材開発の戦略に対応して、行政機関は、情報技術の職業訓練への職員の参加を奨励しなければならない。
- (9) 歳出予算権限の授権
- この項の規定を執行するために、2003会計年度に1500万ドル、その後の各会計年度に必要な金額の歳出予算化を人事管理庁に

授權する。

(10) 執行機関の定義

この項の目的のために、「執行機関 (Executive agency)」とは、((c)項により加えられた) 合衆国法典第5編第3701条に基づく「行政機関 (agency)」に与えられた意味を有する。

(c) 情報技術交流プログラム

(1) 一般規定

合衆国法典第5編第III部B款は、その末尾に次の項目を加えることにより改正される。

「第37章 情報技術交流プログラム

「条

「第3701条 定義

「第3702条 一般規定

「第3703条 民間部門の企業への職員の派遣

「第3704条 民間部門の企業からの従業員の配置

「第3705条 コロンビア特別区技術統括責任者事務所への適用

「第3706条 報告要件

「第3707条 規則

「第3701条 定義

「この章の目的のために、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

「(1) 「行政機関 (agency)」とは、会計検査院を除く、執行機関をいう。

「(2) 「派遣 (detail)」とは、当該用語が使用される状況に応じて、次のいずれか適当な意味を有する。

「(A) 行政機関の職員が、その者を任用する行政機関から民間部門の企業に身分を変更することなく配置 (assignment) 又は出向 (loan) をすること。

「(B) 民間部門の企業の従業員が、その者

を雇用する民間部門の企業から行政機関に身分を変更することなく配置 (assignment) 又は出向 (loan) をすること。

「第3702条 一般規定

「(a) 配置の権限

行政機関の長は、民間部門の企業の要請を受け、又は合意により、かつ、関係職員の同意を得て、行政機関の職員を民間部門の企業に配置し、又は民間部門の企業の従業員を行政機関に配置することができる。次の各号のすべてに該当する者を、有資格者とする。

「(1) 情報技術管理の分野に従事する者

「(2) その者の現在の監督者からその業績が高く評価されている者

「(3) 今後、増大する情報技術管理の責任を担うことが期待されている者

行政機関の職員については、GS11以上 (又は同等<sup>(注5)</sup>) のレベルで任用され、キャリア若しくは条件付きのキャリア、又は例外的業務に勤務する同等の地位にある職員であって、2002年電子政府法第209条(b)項の適用要件が当該職員の配置案に合致した場合においてのみ、このプログラムへの参加資格を有する。

「(b) 合意事項

この章に基づきその権限を行使する各行政機関は、職員の派遣期間及び条件について行政機関と関係職員との間で取り交わす合意書を用意しなければならない。行政機関の職員の場合は、合意書に次の内容が記載されなければならない。

「(1) 派遣の終了後、職員は、派遣の期間と同等の期間、公務に従事すべきこと。

「(2) 職員が合意事項の実施義務を怠る場合は、(行政機関の長による任用の決定

のように完全かつ十分な理由がある場合を除き、) 職員は、派遣に要した費用の全額を合衆国に弁済する責任を負うべきこと。

(2)号に基づく総額は、合衆国の負債として取り扱われるものとする。

〔c〕 終了

行政機関又は民間部門の関係企業は、その理由の如何を問わず、随時、派遣を終了させることができる。

〔d〕 任期

任期は3月から1年までの期間とし、3月の区切りで、全体として1年までの期間、これを延長することができる。ただし、この章の制定日から5年を経過した後は、この章に基づく派遣を開始することができない。

〔e〕 援助

最高情報責任者協議会は、人事管理庁の合意を得て、この章に基づく派遣候補者リストを維持し、この章に基づく派遣対象者に資する指導教育の関係（mentoring relationship）を確立し、かつ、当該プログラムの宣伝を行なうことを含めて、この章の執行を援助することができる。

〔f〕 考慮すべき事項

この章に基づく権限の行使において、行政機関は、次のことに考慮しなければならない。

〔1〕 第3703条及び第3704条で定める派遣に関し、中小企業が適切な役割を果たすことを保証する必要性

〔2〕 第3703条で定める派遣を、情報技術管理分野における職員訓練に関する行政機関の需要にもっともよく合致したものとするための方策

〔第3703条 民間部門の企業への職員の派遣

〔a〕 一般規定

この章に基づき民間部門の企業に配置される行政機関の職員は、その派遣期間中、その者の行政機関における正規の職務に配置されたものと見なされる。

〔b〕 第81章との調整

いかなる法律の規定にもかかわらず、この章に基づき民間部門の企業に配置される行政機関の職員は、第81章第I節に基づく補償範囲、権利及び手当を保持する資格を付与され、派遣期間中は、合衆国による任用と見なされる。ただし、職員又はその被扶養者が、保険料は民間部門の企業が全額負担するという保険契約に基づき民間部門の企業から何らかの支払金を受け、又は同一の傷害若しくは死亡を理由にその他の何らかの給付金を民間部門の企業から受けた場合は、支払金又は給付金の全額を第81章第I節に基づき別に支払うべき補償金に充当しなければならない。

〔c〕 弁済

この章に基づく民間部門の企業への職員の派遣は、第3375条に基づき連邦機関、州若しくは地方の政府の職員に適用されるものと同一条件で任地までの、又は任地からの旅費及び交通費並びに派遣期間中の職員の給与又はその一部に関し、民間部門の企業による弁済を必要とする方式、又は必要としない方式のいずれかにより実施することができる。行政機関が旅費及び交通費又は給与の支払いのために使用した支出金は、弁済されない。

〔d〕 不法行為賠償責任；監督

この章に基づき民間部門の企業に派遣される行政機関の職員には、連邦不法行為請求法（Federal Tort Claims Act）及びその他の連邦の不法行為賠償責任法が適用される。民間部門の企業に派遣される行

政機関の職員の職務は、行政機関と企業との間の合意書に基づき監督することができる。

〔e〕 中小企業

〔1〕 一般規定

各行政機関の長は、この章に基づき当該行政機関から民間部門の企業に対する派遣の少なくとも20%は毎年、中小企業向けとすることの確保に必要な措置を講じなければならない。

〔2〕 定義

この項の目的のために、次の用語の意味は、当該の規定に定めるところに従う。

〔A〕 「中小企業 (small business concern)」とは、(中小企業局長により適時改正される) 中小企業法 (Small Business Act) 第3条(a)項(2)号に基づき中小企業局長が定める定義及び基準を満たす企業をいう。

〔B〕 「年 (year)」とは、この章の制定日から12月の期間をいい、かつ、この章に基づく派遣を行なうことができる、その後の12月ごとの期間をいう。

〔C〕 ある年に「行われた (made)」派遣とは、その年に開始された派遣をいう。

〔3〕 報告要件

(1)号を遵守することができなかった行政機関は、その年の最終日から90日以内に、下院の政府改革委員会及び中小企業委員会並びに上院の政府問題委員会及び中小企業委員会に報告書を提出しなければならない。その報告書には、次のことが含まれるものとする。

〔A〕 その年に、この章に基づき行われた当該行政機関から民間部門の企業への派遣の総件数

〔B〕 総件数に占める中小企業への派遣件数(及び比率)

〔C〕 (1)号に違反した行政機関に関しては、その理由

〔4〕 例外

この章に基づき行われた民間部門の企業への派遣がつねに年間5件未満の行政機関に対し、この項を適用してはならない。

〔第3704条 民間部門の企業からの従業員の配置〕

〔a〕 一般規定

この章に基づき行政機関に配置される民間部門の企業の従業員は、その配置期間において当該機関に派遣されたものと見なされる。

〔b〕 契約条件

この章に基づき行政機関に配置される民間部門の企業の従業員の契約条件は、次のとおりとする。

〔1〕 派遣元の民間部門の企業から引き続き給料及び給付金を受領することができること。

〔2〕 (a)項にもかかわらず、次に掲げる規定の目的のために、民間部門の企業の従業員は、当該機関の職員と見なされること。

〔A〕 第73章

〔B〕 第18編第201条、第203条、第205条、第207条、第208条、第209条、第603条、第606条、第607条、第643条、第654条、第1905条及び第1913条

〔C〕 第31編第1343条、第1344条及び第1349条(b)項

〔D〕 連邦不法行為請求法及びその他の連邦の不法行為賠償責任法

〔E〕 1978年政治倫理法 (Ethics in the

Government Act of 1978)

〔F〕 1986年内国歳入法典（Internal Revenue Code）第1043条

〔G〕 連邦調達政策局法（Office of Federal Procurement Policy Act）第27条

〔3〕 その者の派遣元である民間部門の企業に商業上の価値がある営業秘密又はその他の非公開情報にアクセスしてはならないこと。

〔4〕 大統領が定める規則に従うこと。

この章に基づき民間部門の企業から行政機関に派遣される従業員の監督は、関係行政機関と民間部門の企業との間の合意書に従い、行なうことができる。当該の配置は、その従業員の派遣期間中の給与若しくはその一部に関し、又は民間部門の企業の従業員福利制度に対する負担金に関し、行政機関による弁済を伴う方式、又は伴わない方式のいずれかにより行なうことができる。

〔c〕 第81章との調整

この章に基づき行政機関に配置される民間部門の企業の従業員が、その派遣期間中に職務遂行により身体に傷害を受け、その結果、障害を被り、又は死亡した場合は、第81章第I節の目的のために、第8101条で定める職務遂行により傷害を受けた従業員として取扱われなければならない。ただし、従業員又はその被扶養者が、保険料は民間部門の企業が全額負担するという保険契約に基づき民間部門の企業から何らかの支払金を受け、又は同一の傷害若しくは死亡を理由にその他の何らかの種類の給付金を受領した場合は、支払金又は給付金の全額を第81章第I節に基づき別に支払うべき補償金に充当しなければならない。

〔d〕 連邦政府に対する特定経費の請求の禁止

民間部門の企業は、この章に基づき行政機関に派遣した従業員に対し、その派遣期間中に企業が支払った給料又は給付金に関する経費を、連邦との契約に基づく直接又は間接に要した経費として連邦政府に請求することはできない。

#### 〔第3705条 コロンビア特別区技術統括責任者事務所への適用〕

〔a〕 一般規定

コロンビア特別区の技術統括責任者は、この章に基づく行政機関の長と同様に、コロンビア特別区技術統括責任者事務所の職員を民間部門の企業に配置し、又は民間部門の企業の従業員を当該事務所に配置するための手続を取ることができる。

〔b〕 契約条件

(a)項により行われる配置は、この章に基づく行政機関の長により行われる配置と同一の条件によるものとする。ただし、(a)項による配置に当該の契約条件を適用する場合は、この章における合衆国の法律又は規則の規定に対する参照は、1978年コロンビア特別区政府包括的能力主義人事法（District of Columbia Government Comprehensive Merit Personnel Act of 1978）（sec.1-601.01et seq., D.C. Official Code）及びコロンビア特別区選挙資金改革及び利害の衝突法（District of Columbia Campaign Finance Reform and Conflict of Interest Act）（sec.1-1106.01, D.C. Official Code）第601条を含む、コロンビア特別区の法律又は規則の適用条項への参照と見なされる。

〔c〕 定義

この条の目的のために、「技術統括責任

者事務所 (Office of the Chief Technology Officer)」とは、1998年技術統括責任者事務所設置法 (Office of the Chief Technology Officer Establishment Act of 1998) (sec.1-1401et seq., D.C. Official Code) に基づきコロンビア特別区政府の行政府に置かれる事務所をいう。

#### 「第3706条 報告要件

##### 「(a) 一般規定

人事管理庁は、毎年4月30日までに、及び10月31日までに、それぞれ直前の、3月31日及び9月30日に終了する6月におけるこの章に関する業務状況を要約した半年間の報告書を作成し、下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に提出しなければならない。

##### 「(b) 内容

各報告書には、次のことに関する6月の活動が含まれものとする。

「(1) 当該期間において各行政機関に派遣され、又は各行政機関から派遣された者の総数

「(2) (1)号に基づく各派遣に関する、次の事項を含めた簡単な記載

「(A) 派遣された者の氏名及びその者の派遣先又は派遣元である民間部門の企業又は行政機関(特定の局その他の行政機関の構成単位を含む。)の名称

「(B) 派遣された者の派遣先及び派遣元における職務、責任及び給与の等級を含む、それぞれの待遇

「(C) 各人の派遣の期間及び目的

「(3) その他、事務所が適当と判断した情報

##### 「(c) 公表

(a)項に基づき提出された各報告書は、次の方法で公表されなければならない。

「(1) 連邦官報で公表

「(2) インターネット上で公開

「(d) 行政機関の協力

行政機関は、当該事務所から要請があった場合において、事務所がこの条を実施するために必要な情報及び報告書を提供しなければならない。

#### 「第3707条 規則

「人事管理庁長官は、この章を執行するための規則を定めなければならない。」

##### (2) 報告書

この法律の制定日から4年以内に、会計検査院は、(この項により加えられた)合衆国法典第5編第37章の業務に関する報告書を作成して、下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に提出しなければならない。当該報告書には、次の事項が含まれなければならない。

(A) 同第37章により設けられたプログラムの有効性に関する評価

(B) 当該プログラムの継続の是非(修正の必要性の有無)又は廃止の容認のいずれかに関する勧告

##### (3) 事務的改正

—略—

##### (d) 倫理規定

(1) 特定の通信に関する1年間の制限

合衆国法典第18編第207条(c)項(2)号(A)は、次のとおり改正される。

(A) (iii)の末尾の「又は」を削除すること。

(B) (iv)の末尾の終止符を削除し、「;又は」を加えること。

(C) 末尾に次を加える。

「(v)第5編第37章に基づき民間部門の企業から行政機関に配置されたこと」

(2) 機密扱いの情報の開示

合衆国法典第18編第1905条は、「(合衆国

法典第15編第1311-1314条)」の後に、「又は第5編第37章に基づき行政機関に配置されている、若しくは配置されていた民間部門の企業の従業員」を加えることにより改正される。

(3) 契約上の助言

合衆国法典第18編第207条は、その末尾に次を加えることにより改正される。

〔(1) 元派遣者による契約上の助言

第5編第37章に基づき行政機関に派遣された民間部門の企業の従業員が、その派遣の終了後1年以内の期間において、当該行政機関との契約に関して、(合衆国以外の)者の代理で、説明し、助力し、助言し、又は援助していることを知りながら、これを行なう者は誰でも、この編の第216条で定めるところにより罰せられる。〕

(4) 調達情報の開示に関する制限

連邦調達政策局法第27条(合衆国法典第41編第423条)は、(a)項(1)号の後に次の新しい文を加えることにより改正される。

「合衆国法典第5編第37章に基づき行政機関に配置された民間部門の企業の従業員は、前文における制限に加えて、法律で定める場合を除き、当該従業員は、その任期終了後3年以内の期間において、請負契約の入札若しくは申込みに関する情報又は供給業者選定に関する情報であると知りながら、これを開示してはならない。」

(e) 既存の人事交流プログラムに関する報告

(1) 交流プログラムの定義

この項の目的のために、「人事交流プログラム(exchange program)」とは、管理者交流プログラム、合衆国法典第5編第33章第VI節に基づくプログラム、及び次のいずれかの要件に合致するその他のプログラム

をいう。

(A) 連邦政府の職員を連邦以外の雇用者の下に配置すること。

(B) 連邦以外の雇用者の従業員を連邦政府に配置すること。

(C) 双方

(2) 報告要件

この法律の制定日から1年以内に、人事管理庁は、既存のすべての人事交流プログラムを特定する報告書を作成し、下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に提出しなければならない。

(3) 明記すべき情報

その報告書は、各プログラムごとに次に掲げる事項を含むものとする。

(A) プログラムの規模、資格要件及び参加のための契約条件を含む、プログラムに関する簡潔な記載

(B) 当該プログラムが設置された根拠法又はその他の権限に関する具体的な引用

(C) 情報窓口となる者の氏名及び情報に到達する方法

(D) その他、人事管理庁が適当であると認めた情報

(f) 政府全体の情報技術訓練プログラムの設置に関する報告書

(1) 一般規定

2003年1月1日までに、人事管理庁は、最高情報責任者協議会及び共通役務庁長官と協議し、次のことに関する見直しを行い、その報告書を下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に提出しなければならない。

(A) 連邦政府全体の職員が利用可能な既存の情報技術訓練プログラムの妥当性

(B)(i) 当該プログラムが既に1又は複数存在する場合は、それらの改善のための勧告

(ii) 当該プログラムが存在しない場合は、プログラムの計画及び設置を可能とするための勧告

(C) (B)に基づく勧告に関し、合衆国法典第5編第37章に基づくプログラムが勧告の実施に役立つ可能性

(2) 費用見積り

報告書には、(1)号(B)に基づき勧告されたプログラム(又は改善策)に関し、当該プログラムの実施及び運用に伴う費用の見積り(又は改善される当該プログラムの費用見積り上の差異)が含まなければならない。

(g) 技術的及び調整的改正

(1) 合衆国法典第5編に対する改正

合衆国法典第5編は、次のとおり改正される。

(A) 第3111条の末尾に次の規定を加えること。

「(d) 第31編第1342条にもかかわらず、行政機関の長は、この編の第37章及び人事管理庁の規則に基づき合衆国のための奉仕活動を受け入れることができる。」

(B) 第4108条の(d)項を削除する。

(C) 第7353条(b)項の末尾に次の規定を加えることにより改正される。

「(4) この条におけるいかなる規定も、民間部門の企業の従業員が、第37章に基づき行政機関に配置されている間、同章により当該企業から引続き給料及び諸手当を受領することを除外するものではない。」

(2) 合衆国法典第18編の改正

合衆国法典第18編第209条は、その末尾に次の規定を加えることにより改正される。

「(g)(1) この条は、民間部門の企業の従業員が、第5編第37章に基づき行政機関に配置されている間、同章により当該企業から引

続き給料及び諸手当を受領することについて、除外するものではない。

「(2) この項の目的のために、「行政機関(agency)」とは、行政機関(第5編第3701条により定義される。)及びコロンビア特別区技術統括責任者事務所をいう。」

(3) その他の改正

公法律第100-238号(合衆国法典第5編第8432条注)第125条(c)項(1)号は、次のとおり改正される。

(A) (B)の末尾の「又は」を削除する。

(B) (C)の末尾の「及び」を削除し、「又は」を加える。

(C) 末尾に次の規定を加える。

「(D) 合衆国法典第5編第37章に基づき連邦機関から民間部門の企業に派遣された職員；及び」

第210条 節約留保分共有イニシアチブ

(a) 国防に関する契約

(1) 合衆国法典第10編第137章は、その末尾に次の新しい条を加えることにより改正される。

「第2332条 節約留保分共有契約

「(a) 節約留保分共有契約の締結権限

「(1) 行政機関の長は、使命に関係する手続若しくは行政上の手続を改善するために、又はその使命の達成を促進し、かつ、契約履行により得られる節約留保分を契約者と分ち合うために、連邦政府が契約する(第40編第11101条(6)号の定義による)情報技術のための節約留保分共有契約(share-in-savings contract)を締結することができる。

「(2)(A) (B)で定める場合を除き、節約留保分共有契約は、5年以下の期間のものを対象

に落札されなければならない。

〔B〕 契約の落札に先立ち、行政機関の長が書面で次のとおり決定したときは、5年を超えて10年以下の期間の節約留保分共有契約を落札することができる。

〔i〕 契約の期間が5年又はそれ以下に限られた場合において、想定される危険率の水準及び契約者が引受ける投資により、政府の必要とする情報技術を適正かつ合理的な価格で競争的に取得することが阻害される可能性が高いこと。

〔ii〕 取得される情報技術は、政府に相当な利益をもたらすに足る期間にわたり、継続して使用される可能性が高いこと。

〔3〕 この条の権限による契約は、最大限に実行可能な範囲で、客観的成果を識別し、かつ、達成度の測定に使用する業績基準（performance standards）及び報酬を支払う前に達成すべき目標を含む、成果主義に基づく契約でなければならない。

〔4〕 この条の権限による契約は、契約者が契約に基づき受領すべき報酬額を左右する節約留保分の分配率について、その根拠となる定量化できる基準線（quantifiable baseline）を定めた条項を含むものでなければならない。そのような契約の履行を開始するに先立ち、行政機関の上級調達官（senior procurement executive）は、その条項の条件は定量化できるものであって、かつ、連邦政府に価値をもたらす可能性が高いものであることを書面で決定しなければならない。

〔5〕(A) 行政機関の長は、この条に基づく貯蓄金共有契約を使用して、契約に基づき契約者に支払うべき節約留保分の総額を上回る節約金を得られた場合は、これを

留保することができるが、職務を遂行する連邦政府の文官の減少に起因する節約金については、いかなる部分もこれを留保することができない。(B)に定める場合を除き、節約金は、契約履行の経費のための予算又は資金に充当され、かつ、情報技術のために使用されなければならない。

〔B〕 この項に基づく行政機関の留保額は、次のとおり取り扱う。

〔i〕 予算を追加することなく、支出済みとなるまで、使用可能とすること。

〔ii〕 資金が不足している節約留保分共有の調達に伴う偶発債務に対する最初の資金に充当すること。

〔b〕 契約の破棄及び終了

〔1〕 この条に基づき締結された節約留保分共有契約を次の会計年度に継続させるための資金が確保できないときは、契約は破棄され、又は終了されなければならない。破棄又は終了の経費は、次に掲げるものから支出することができる。

〔A〕 契約の履行に使用することができる予算

〔B〕 契約に基づく情報技術の取得のための調達に使用でき、それ以外には使用しないように義務付けられている予算

〔C〕 (3)号における制限に従い、破棄又は終了の経費を支払うためにその後割当てられた資金

〔2〕 節約留保分共有契約の破棄又は終了に際して支払うべき報酬額は、契約の締結に際して、契約者と取り決めておかなければならない。

〔3〕(A) 契約の破棄又は終了の総費用のために資金が特別に用意されていない場合であっても、契約の初年度に関し、支払いに使用でき、かつ十分な資金が用意さ

れ、契約の破棄及び終了の負債に関する資金の拠出が次の条件に合致するときは、行政機関の長は、(B)の規定に従い、この条に基づく節約留保分共有契約を所定の会計年度に締結することができる。

〔(i) 契約に関する資金的裏付けのない偶発債務の金額が次のいずれか少ない方を超えないこと。

〔(I) 契約の破棄又は終了の推定費用の25%

〔(II) 50万ドル

〔(ii) 100万ドルを超える資金的裏付けのない偶発債務が行政管理予算庁長官又は同長官が指名した者により承認されている場合

〔(B) この章の適用を受けるすべての行政機関が単一の会計年度に(A)に基づき締結することができる節約留保分共有契約の総件数は、2003、2004及び2005の各会計年度にそれぞれ5件を超えてはならない。

〔(c) 定義

この条において使用される次の用語の意味は、当該各号に定めるところに従う。

〔(1) 「契約者(contracting)」とは、行政機関と契約を締結する民間の組織体をいう。

〔(2) 「節約留保分(savings)」とは、次のいずれかの意味を有する。

〔(A) 行政機関の財政上の節約留保分(monetary savings to an agency)

〔(B) 行政機関により実現される適時の貯蓄金又はその他の利得(benefits)であって、歳入の増大(連邦政府の管轄に属する手数料、税金、債務、債券その他の徴収によるものを除く。)によるものを含む。

〔(3) 「節約留保分共有契約(share-in-savings

contract)」とは、次の条件に基づく契約をいう。

〔(A) 契約者が次のいずれかの解決策を提供するもの

〔(i) 行政機関の使命に関係する手続又は行政上の手続の改善

〔(ii) 行政機関の使命の達成の促進

〔(B) 行政機関が次のいずれかを行ったことから派生した節約留保分について、その割当て分に等しい金額を行政機関の長が契約者に支払うもの

〔(i) 解決策の実施から生じた使命に関係する手続又は行政上の手続の改善

〔(ii) 行政機関の使命の達成の促進

〔(d) 終了の時期

いかなる節約留保分共有契約も、2005年9月30日より後にこの条に基づき締結してはならない。」

(2) 第137章の冒頭の目次は、その末尾に次の新しい項目を加えることにより改正される。

「第2332条 節約留保分共有契約」

(b) その他の契約

1949年連邦財産及び行政サービス法(Federal Property and Administrative Services Act of 1949)の第III編は、その末尾に次の条を加えることにより改正される。

「第317条 節約留保分共有契約

〔(a) 節約留保分共有契約の締結権限

〔(1) 執行機関(executive agency)の長は、使命に関連する手続若しくは行政上の手続を改善するために、又はその使命の達成を促進し、かつ、契約の履行により得られる節約留保分を契約者と分かち合うために、連邦政府が契約する(合衆国法典第40編第11101条(6)号の定義による)情報技術

のための節約留保分共有契約を締結することができる。

〔(2)(A) (B)で定める場合を除き、節約留保分共有契約は、5年以下の期間のものを対象に落札されなければならない。

〔(B) 契約の落札に先立ち、執行機関の長が書面で次のとおり決定したときは、5年を超えて10年以下の期間の節約留保分共有契約を落札することができる。

〔(i) 契約の期間が5年又はそれ以下に限られた場合は、想定される危険率の水準及び契約者が引受ける投資により、政府の必要とする情報技術を適正かつ合理的な価格で競争的に取得することが阻害される可能性が高いこと。

〔(ii) 取得される情報技術は、政府に相当な利益をもたらすに足る期間にわたり、継続して使用される可能性が高いこと。

〔(3) この条の権限による契約は、最大限に実行可能な範囲で、客観的成果を識別し、かつ、達成度の測定に使用する業績基準及び報酬を支払う前に達成すべき目標を含む、成果主義に基づく契約でなければならない。

〔(4) この条の権限による契約は、契約者が契約に基づき受領すべき報酬額を左右する節約留保分の分配率について、その根拠となる定量化できる基準線を定めた条項を含むものでなければならない。そのような契約の履行を開始するに先立ち、執行機関の上級調達官は、その条項の条件は定量化できるものであって、かつ、連邦政府に価値をもたらす可能性が高いものであることを書面で決定しなければならない。

〔(5)(A) 執行機関の長は、この条に基づく貯蓄金共有契約を使用して、契約に基づき契

約者に支払うべき節約金の総額を上回る節約金を得られた場合は、これを留保することができるが、職務を遂行する連邦政府の文官の減少に起因する節約金については、いかなる部分もこれを留保することはできない。(B)に定める場合を除き、節約金は、契約履行の経費のための予算又は資金に充当され、かつ、情報技術のために使用されなければならない。

〔(B) この項に基づく執行機関の留保額は、次のとおり取扱う。

〔(i) 予算を追加することなく、支出済みとなるまで、使用可能とすること。

〔(ii) 節約留保分共有の調達に関する資金が不足している場合は、それに伴う偶発債務に対する最初の資金に充当すること。

〔(b) 契約の破棄及び終了

〔(1) この条に基づき締結された節約留保分共有契約を次の会計年度に継続させるための資金が確保できないときは、契約は破棄され、又は終了されなければならない。破棄又は終了の経費は、次に掲げるものから支出することができる。

〔(A) 契約の履行に使用することができる予算

〔(B) 契約に基づく情報技術の取得のための調達に使用でき、それ以外には使用しないように義務付けられている予算

〔(C) (3)号における制限に従い、破棄又は終了の経費を支払うためにその後割当てられた資金

〔(2) 節約留保分共有契約の破棄又は終了に際して支払うべき報酬額は、契約の締結に際して、契約者と取り決めておかなければならない。

〔(3)(A) 契約の破棄又は終了の総費用のため

に資金が特別に用意されていない場合であっても、契約の初年度に関し、支払いに使用でき、かつ十分な資金が用意され、契約の破棄及び終了の負債に関する資金の拠出が次の条件に合致するときは、執行機関の長は、(B)の規定に従い、この条に基づく節約留保分共有契約を所定の会計年度に締結することができる。

〔(i) 契約に関する資金的裏付けのない偶発債務の金額が次のいずれか少ない方を超えないこと。

〔(I) 契約の破棄又は終了の推定費用の25%

〔(II) 50万ドル

〔(ii) 100万ドルを超える資金的裏付けのない偶発債務が行政管理予算庁長官又は同長官が指名した者により承認されている場合

〔(B) この章の適用を受けるすべての執行機関が単一の会計年度に(A)に基づき締結することができる節約留保分共有契約の総件数は、2003、2004及び2005の各会計年度にそれぞれ5件を超えてはならない。

〔(c) 定義

この条において使用される次の用語の意味は、当該各号の定めるところに従う。

〔(1) 「契約者 (contractor)」とは、執行機関と契約を締結する民間の組織体をいう。

〔(2) 「節約留保分(savings)」とは、次のいずれかの意味を有する。

〔(A) 執行機関の財政上の節約留保分

〔(B) 執行機関により実現される適時の貯蓄金又はその他の利得であって、歳入の増大（連邦政府の管轄に属する手数料、税金、債務、債券その他の徴収によるものを除く。）によるものを含む。

〔(3) 「節約留保分共有契約(share-in-savings contract)」とは、次の条件に基づく契約をいう。

〔(A) 契約者が次のいずれかの解決策を提供するもの

〔(i) 執行機関の使命に関係する手続又は行政上の手続の改善

〔(ii) 執行機関の使命の達成の促進

〔(B) 執行機関が次のいずれかを行ったことから派生した節約留保分について、その割当て分に等しい金額を執行機関の長が契約者に支払うもの

〔(i) 解決策の実施から生じた使命に関係する手続又は行政上の手続の改善

〔(ii) 執行機関の使命の達成の促進

〔(d) 終了の時期

いかなる節約留保分共有契約も、2005年9月30日より後にこの条に基づき締結してはならない。」

(c) 奨励策の策定

行政管理予算庁長官は、上院政府問題委員会、下院政府改革委員会及び執行機関と協議して、今後の会計年度において執行機関に資金が予算化されたときに、執行機関が節約留保分共有契約から派生した（契約者の割当て分を支払った後の）節約金の一部の留保を許可する方法を策定しなければならない。

(d) 規則

この法律の制定日から270日以内に、この条で定める規定を実施するために、連邦調達規則(Federal Acquisition Regulation)を改正しなければならない。その改正は、次のことを内容とする。

(1) 節約留保分共有契約の選定及び落札に競争的手続の使用を定めること。

(A) 契約者の節約留保分の持分が、関係する危険率及び市況を反映したものとなる

ことを保証すること。

(B) その他、政府に最大の価値をもたらすものとする。

(2) 技術の刷新 (technology refreshment) のための革新的な条項及び標準的でない連邦取得規則の契約条項の使用を含む、執行機関による節約留保分共有契約の使用の促進を図るために、関係する規制の柔軟な運用を認めること。

(e) 追加的ガイダンス

共通役務庁長官は、次のことを行うものとする。

(1) 節約留保分共有契約の使用の可能性がある機会の特定

(2) 行政管理予算庁長官と協議し、相互に利益のある節約留保分の分配率及び節約留保分を測定することができる基準線を決定するための指針を執行機関に提供すること。

(f) 連邦議会に対する行政管理予算庁の報告書  
行政管理予算庁長官は、執行機関と協議し、この法律の制定日から2年以内に次の内容を内容とする報告書を連邦議会に提出しなければならない。

(1) 各執行機関がこの条により、及びこの条による改正に基づき締結した節約留保分共有契約の件数並びに個々の契約ごとの次の事項に関する記載

(A) 取得した情報技術

(B) 契約者に対する報酬の総額

(C) 実現された節約留保分又はその他の測定可能な利得の総額

(2) 節約留保分の測定を可能とする事業の基本コストの決定に関する執行機関の能力に関する記載

(3) 執行機関による節約留保分共有契約の効果的な利用を確保するために長官が法律の追加的改正を適当であると判断したときは、何らかの勧告

(g) 連邦議会に対する会計検査院の報告書

(f)項に基づき要求される報告書が連邦議会に提出されてから6月以内に、会計検査院長は、その報告書の見直しを行い、次のことを含む報告書を連邦議会に提出しなければならない。

(1) 見直しの結果

(2) 執行機関の使命に関係した手続及び行政の手続の改善並びに執行機関の使命の達成に関する節約留保分共有契約の使用の有効性について、会計検査院長による独立評価を行なうこと。

(3) 節約留保分共有契約の締結権限を継続すべきか否かに関する勧告を行うこと。

(h) 節約留保分共有パイロット事業の廃止

(1) 廃止

合衆国法典第40編第11521条は、廃止される。

(2) パイロット事業の権限に対する調整的改正

(A) 合衆国法典第40編第11501条は、次のとおり改正される。

(i) その条の見出し中の「プログラム (programs)」を削除し、「プログラム (program)」を加えること。

(ii) (a)項(1)号において、「パイロット・プログラムの実施」を削除し、「この編の第11521条の要件によるパイロット事業の実施」を加えること。

(iii) (a)項(2)号において、「各パイロット・プログラム」を削除し、「そのパイロット事業」を加えること。

(iv) (b)項において、「制限 (LIMITATIONS-)」から「7億5000万ドル (\$750,000,000)」までを削除し、次の規定を加えることにより改正すること。

「総額に関する制限—この章に基づ

き実施されるパイロット事業に基づき締結することを義務付けられた契約の総額は、3億7500万ドルを超えてはならない。」

(v) (c)項(1)号において、「パイロット (a pilot)」を削除し、「そのパイロット (the pilot)」を加えること。

(B) 同第40編第115章の次の規定は、それぞれ「パイロット (a pilot)」を削除し、「そのパイロット (the pilot)」を加えることにより改正される。

(i) 第11502条(a)項

(ii) 第11502条(b)項

(iii) 第11503条(a)項

(iv) 第11504条

(C) 同第115章第11505条は、「プログラム (programs)」を削除し、「プログラム(program)」を加えることにより改正される。

(3) 調整的改正の追加

(A) 合衆国法典第40編第11522条は、第11521条に再指定される。

(B) 同第40編第115章の見出しは、「プログラム (PROGRAMS)」を削除し、「プログラム(PROGRAM)」を加えることにより改正される。

(C) 同第115章第I節及び第II節の各節の見出しは、「プログラム (PROGRAMS)」を削除し、「プログラム(PROGRAM)」を加えることにより改正される。

(D) 同第115章の冒頭の目次で、第I節に関する項目は、次のとおり改正される。

「第I節--パイロット事業の実施」

(E) 同第115章の冒頭の目次において、第II節に関する項目は、次のとおり改正される。

「第II節--特定のパイロット・プログラム」

(F) 第11501条の冒頭の目次にある同条に

関する項目は、「プログラム (PROGRAMS)」を削除し、「プログラム(PROGRAM)」を加えることにより改正される。

(G) 同第115章の冒頭の目次は、第11521条に関する項目を削除し、第11522条に関する項目を第11521条として再指定することにより改正される。

(H) 合衆国法典第40編第III部の章の目次中の第115章に関する項目は、次のとおり改正される。

「第115章 情報技術調達プログラム 第11501条」

(i) 定義

この条において、「契約者 (contractor)」、「節約留保分 (savings)」及び「節約留保分共有契約 (share-in-savings contract)」とは、(b)項により加えられた) 1949年連邦財産及び行政サービス法の第317条において当該用語に与えられた意味を有する。

**第211条 州及び地方の政府に対する連邦供給表による情報技術の調達の授権**

(a) 特定供給表の使用権限

合衆国法典第40編第502条は、その末尾に次の新しい項を加えることにより改正される。

「(c) 特定供給表の使用

「(1) 一般規定

室長は、(ファームウェアを含む) 自動的データ処理装置、ソフトウェア、補給品、周辺装置及び(連邦供給分類コード・グループ70に含まれる) サービスのための共通役務庁の連邦供給表 (Federal supply schedules) を州又は地方の政府の使用に供することができる。

「(2) 自主的な使用

(1)号に従い州又は地方の政府が連邦供

給表を使用する場合は、供給表により連邦政府に販売を行う企業は、当該供給表による州又は地方の政府に対する販売に関し、自主的に参加するものとする。

〔3〕 定義

この項においては、次に定めるところの意味を有する。

〔A〕 「州又は地方の政府 (State or local government)」には、州、地方、地域若しくは部族の政府又はそれらの(地方の教育機関又は高等教育機関を含む)外郭機関が含まれる。

〔B〕 「部族の政府 (tribal government)」とは、次に定めるところをいう。

〔i〕 合衆国本土（アラスカ州を除く。）に所在するインディアンの部族、バンド、国家及びその他の組織的な集団又は共同体の管理機関であって、インディアンとしての地位を理由に合衆国政府からインディアンに提供される特別なプログラム及びサービスの受給資格が認定されているもの

〔ii〕 アラスカ先住民権益措置法（合衆国法典第43編第1601条以下）により置かれるアラスカ先住民の地域又は村落の法人

〔C〕 「地方教育機関 (local educational agency)」とは、1965年初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act of 1965) 第8013条（合衆国法典第20編第7713条）において与えられた意味を有する。

〔D〕 「高等教育機関 (institution of higher education)」とは、1965年高等教育法 (Higher Education Act of 1965) 第101条(a)項（合衆国法典第20編第1001条(a)項）において与えられた意味を有する。」

(b) 手続

この法律の制定日から30日以内に、共通役務庁長官は、((a)項により加えられた)合衆国法典第40編第501条(c)項を実施するための手続を定めなければならない。

(c) 報告書

2004年12月31日までに、共通役務庁長官は、下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に対し、(a)項による改正の実施状況及び効果に関する報告書を提出しなければならない。

第212条 報告の統合化に関する調査研究及びパイロット事業

(a) 目的

この条は、次のことを目的とする。

- (1) 連邦情報システムの相互運用性の向上
- (2) 重複した情報収集の負担を軽減し、かつ提出された情報の正確さを保証することにより、連邦政府の要求に基づき行政機関に電子的に情報を提出する公衆を、規制対象の法人 (regulated community) を含めて援助すること。
- (3) 1又は複数の連邦の要件に基づき1又は複数の行政機関が保有する類似の情報を、個人のプライバシーの権利を侵すことなく何人もこれをまとめて取得できるようにすること。

(b) 定義

この条において使用される次の用語の意味は、当該各号に定めるところに従う。

- (1) 「行政機関(agency)」とは、合衆国法典第5編第105条に基づき定められた執行機関 (Executive agency) をいう。
- (2) 「人 (person)」とは、個人、信託、会社、株式会社、社団法人（政府関係法人を含む。）、パートナーシップ、結社、州、地方自治体、委員会、州の行政的下部組織、州際団体又は連邦政府の行政機関若しくは構

成単位をいう。

(c) 報告書

(1) 一般規定

この法律の制定日から3年以内に、長官は、行政機関、規制対象の法人、公益機関（public interest organization）及び公衆と協議して、行政機関を横断する連邦情報システムの統合化の進捗に関する報告書を上院政府問題委員会及び下院政府改革委員会に提出しなければならない。

(2) 内容

この条に基づく報告書は、次に掲げる内容を記載するものとする。

(A) 連邦の法律に基づき構築された個々のデータベースに搭載される情報の質、アクセスの容易性、範囲又は有用性を損なうことなく情報を電子的に収集するために使用されるデータ要素の統合

(B) 行政機関に対し、自主的でなく、法的及び規制的な要件に基づき電子的に提出される情報をアセンブリ言語に翻訳し（assembling）、文書化し（documenting）、かつその正確さを検証（validating）する際に申告者が使用するインターネット・ベースのツールを含むソフトウェアの開発又は開発の許可に関する実行可能性

(C) 少なくとも2機関が次のことに関する分散系情報システムを自主的に開発することの実行可能性

(i) 一般利用者がどの行政機関が情報を保有しているかを知ることなく、1又は複数の行政機関の情報管理簿（information holdings）又はその一部に、いつでも、確実に、かつ適時のアクセスを可能にすること。

(ii) 参加機関が保有する公共情報の統合を可能にすること。

(D) 長官の裁量でこの条の目的に関わるその他の要素を組込むことに関する実行可能性

(E) 長官が、報告の負担を軽減し、並びに行政機関の内部の、及びそれらを横断するデータベースへの公衆のアクセスを強化するために、報告の統合化を行う情報システムを使用することが適当であると判断するために勧告を行うこと。

(d) 連邦情報システムにおける統合的なデータの収集及び管理並びに相互運用性を奨励するためのパイロット事業

(1) 一般規定

(c)項に基づく調査研究の入力を支援するために、長官は、行政機関と協議し、データ要素の統合に関する一連のパイロット事業を5件まで指定しなければならない。長官は、パイロット事業の実施に関し、行政機関、規制対象の法人、公益機関及び公衆と協議しなければならない。

(2) パイロット事業の目的

(A) 一般規定

(B)で定める個々の目的は、それぞれ少なくとも1件のパイロット事業により取り組まれなければならない。

(B) 目的

この項に基づく目的は、次のとおりとする。

(i) 2又はそれ以上の報告要件のなかにある重複したデータ要素を削除することにより、情報収集の負担を軽減すること。

(ii) 一般からのアクセスを容易にするための技術及び手法を使用して、2又はそれ以上の行政機関が運用する公衆用データベースに相互運用性を付与すること。

(iii) 電子的に提出された情報のエラーを

縮減するためのソフトウェアを開発し、又はその可能性を探ること。

(3) 入力

各パイロット事業は、そのパイロット事業の有用性及び改善すべき分野に関する情報の利用者による入力を要請しなければならない。実行可能な範囲内で、長官は、この条に基づく報告及びパイロット事業の実施について、関係する行政機関、州、部族及び地方の政府と協議しなければならない。

(e) 保護

この条により授権される活動は、次の情報を保護するものでなければならない。

- (1) 合衆国法典第5編第552条(b)項(4)号による営業秘密情報 (confidential business information) 及びその他の関連する法律
- (2) 合衆国法典第5編第552条(b)項(6)号、(7)号(C)及び552a条による個人のプライバシー情報並びにその他の関連する法律
- (3) 合衆国法典第5編第552条(b)項(3)号及びその他の関連する法律によるその他の情報
- (4) 行政管理予算庁の連邦統計機密保持命令 (Federal Statistical Confidentiality Order) 及びその他の関連する法律を遵守して、専ら統計上の目的のために、秘密保護の誓約の下に収集された統計秘密情報

**第213条 地域技術センター**

(a) 目的

この条は、次のことを目的とする。

- (1) 公衆にコンピュータを提供し、かつ、インターネット・アクセスを可能とする地域技術センター (community technology center)、公共図書館及びその他の機関の有効性を調査し、その向上を図ること。
- (2) 公衆にコンピュータ技術を利用させ、及びインターネット・アクセスの利用を可能

とする地域技術センター、公共図書館及びその他の公共施設の利用者に、オンラインによる政府情報サービスの利便性について普及啓発すること。

(b) 調査及び報告

この編の施行日から2年以内に、室長は、次のことを行わなければならない。

- (1) 連邦政府資金の提供を受けた地域技術センターの最優良事例を評価するために調査の実施を確保すること。
- (2) その調査報告書を次に掲げる委員会に提出すること。
  - (A) 上院政府問題委員会
  - (B) 上院労働委員会
  - (C) 下院政府改革委員会
  - (D) 下院教育労働委員会

(c) 内容

(b)項に基づく報告書において、次の内容を考察することができる。

- (1) 成功した地域技術センターで使用されている最優良事例の評価
- (2) 次のことに関する戦略
  - (A) 地域技術センターで使用される最優良事例の評価の継続
  - (B) 地域技術センターが発展させる情報資源を共有するためのネットワークの構築
- (3) 公衆にコンピュータ及びインターネット・アクセスを提供する地域技術センター、公共図書館及びその他の機関を援助するために、最優良事例を広く活用する方法を特定すること。
- (4) 連邦資金の提供を受けたすべての地域技術センターのデータベースに、次の情報を搭載すること。
  - (A) 各センターの名称、場所、提供するサービス、センター長、その他の連絡窓口、サービス対象者数
  - (B) その他の関連情報

- (5) 地域技術センターが全国の都市部及び農村部に効果的に配置されているか否かに関する分析
- (6) 次のことに関する勧告
- (A) 地域技術センターの整備の強化
- (B) 情報資源を共有するためのネットワークの構築
- (d) **協力**
- 地域技術センターに資金を提供するすべての行政機関は、室長に対して、この条に基づく調査及び報告書の完成に必要な情報及び援助を提供しなければならない。
- (e) **援助**
- (1) 一般規定
- 室長は、教育長官と協議して、連邦のその他の関連機関並びに民間部門及び非営利部門のその他の関係者と次のことについて協力しなければならない。
- (A) 勧告の実施を援助すること。
- (B) 公衆にコンピュータ及びインターネット・アクセスを提供する地域技術センター、公共図書館及びその他の機関を援助するためのその他の方法を特定すること。
- (2) 援助の方式
- この項に基づく援助には、次の方式が含まれる。
- (A) 資金の分担
- (B) 設備機器の寄贈並びにその使用及び維持のための訓練
- (C) コンピュータ・スキル及びインターネット使用に関する基礎的研修又は教材の提供
- (f) **オンライン個別指導**
- (1) 一般規定
- 室長は、教育長官、博物館・図書館研究所長 (Director of the Institute of Museum and Library Services) その他の関係機関

及び公衆と協議し、次の内容のオンライン個別指導を開発しなければならない。

(A) インターネット上の政府情報サービスへのアクセス方法を説明するもの

(B) 利用可能なオンライン資源の案内を提供するもの

(2) **情報流通**

室長は、教育長官の援助を受けて、公衆にインターネット・アクセスを提供する地域技術センター、公共図書館及びその他の機関に対し、個別指導に関する情報を提供しなければならない。

(g) **地域技術センターの宣伝**

室長は、教育長官の援助を受け、その他の政府機関及び組織と協議して、当該センターが置かれる各地域内でセンターの利便性を啓発するための宣伝に努めなければならない。

(h) **歳出予算権限の授権**

この条に基づく、地域技術センターにおける最優良事例の調査、オンライン個別指導の開発及び普及並びに地域技術センターの宣伝のために、次のとおり歳出予算化を授権する。

(1) 2003会計年度において200万ドル

(2) 2004会計年度において200万ドル

(3) 2005会計年度から2007会計年度までにおいて必要とされる金額

**第214条 先端情報技術による危機管理の強化**

(a) **目的**

この条は、災害の準備、対応及び復旧に関する情報の流れの調整及び円滑化並びに多重チャンネルによる当該情報の利便性の確保に関する情報技術の利用方法の改善を目的とする。

(b) **一般規定**

(1) 危機対応の強化に関する調査研究

室長は、連邦緊急事態管理庁と協議して、この法律の制定日から90日以内に、危機へ

の準備、対応並びに自然的及び人為的な災害の被害管理を強化するために、情報技術の使用に関する調査研究の実施を確保しなければならない。

(2) 内容

この項に基づく調査研究は、次のことを内容とする。

(A) 技術の一層効果的な利用、情報技術研究イニシアチブの管理及び研究の進歩を次に掲げる諸機関の情報通信システムに組み込むことを含めて、危機対応及び被害管理に情報技術を効果的に利用するための調査及び実施の戦略

(i) 連邦緊急事態管理庁

(ii) 危機準備、対応及び被害管理に責任を負う、その他の連邦、州及び地方の行政機関

(B) 調査研究の過程で、改善の可能性があるると判断された分野における技術の強化に関する研究開発の機会

(3) 報告

室長は、(1)号に基づく契約の締結日から2年以内に、事実認識及び勧告を含む調査報告書を次の委員会に提出しなければならない。

(A) 上院政府問題委員会

(B) 下院政府改革委員会

(4) 行政機関間の連携協力

災害救助及び緊急援助に責任を負うその他の連邦省庁及び諸機関は、この条の実施に関し、室長に全面的に協力しなければならない。

(5) 歳出予算権限の授権

この項に基づく研究のために、2003会計年度に必要な金額の歳出予算化を授権する。

(c) パイロット事業

(b)項に基づき実施した調査の成果を踏ま

え、室長は、連邦緊急事態管理庁と協議し、パイロット事業の開始又は災害管理における情報技術の利用の最大化を目標とするその他の活動について連邦議会に報告しなければならない。室長は、当該パイロット事業を開始するに当たり、その他の関係機関と協力するものとし、適切な場合は、州、地方及び部族の政府にも協力しなければならない。

第215条 インターネット・アクセスの格差

(a) 調査研究及び報告

(1) 調査研究

共通役務庁長官は、この法律の制定日から90日以内に、全米科学財団が代理して活動する米国学術研究会議（National Academy of Science）に、オンラインによる政府サービスのインターネット・アクセスの格差を調査研究するための契約の締結を要請しなければならない。

(2) 報告

共通役務庁長官は、この法律の制定日から2年以内に、上院政府活動委員会及び下院政府改革委員会に対し、この条に基づく調査研究の最終報告書を提出し、米国学術研究会議の事実認識、結論及び勧告を発表しなければならない。

(b) 内容

(a)項に基づく報告書は、次のことに関する調査研究を含むものとする。

(1) インターネット・アクセスの格差が、政府のオンライン・サービスの有効性に与える影響を、次の観点を含めて検討したもの

(A) インターネット・アクセスに関する格差の特性

(B) インターネット・サービスの手ごろ感（affordability）

(C) 異なる住民グループ間における格差の発生状況

- (D) オンラインによる政府サービスへの効果的なアクセスの負担の軽減又は悪化を招く個人及び公衆のインターネット・アクセスの特性の変化
- (2) オンラインによる政府サービスの増大がインターネット・アクセスの格差に与える影響及び技術の進歩又は普及の進展がその負の影響を相殺する可能性
- (3) インターネット・アクセスの格差及びオンラインによる政府サービスの増大の相互作用がもたらす社会的影響
- (c) 勧告
 

報告書は、オンラインによる政府のイニシアチブが公衆の政府サービスへのアクセスの不足を増加させるという意図せざる結果を得ないための方策に関する勧告を含むものとする。
- (d) 歳出予算権限の授権
 

この条を実施するために、2003会計年度に95万ドルの歳出予算化を授権する。

## 第216条 地理情報システムの共通プロトコル

- (a) 目的
 

この条は、次のことを目的とする。

  - (1) 重複したデータ収集及び情報の縮減
  - (2) 政府の地理情報に関する協働及び規準の使用の促進
- (b) 定義
 

この条において「地理情報 (geographic information)」とは、地図その他の地球空間的な情報資源のような場所のデータ (locational data) と関係する情報システムをいう。
- (c) 一般規定
  - (1) 共通プロトコル
 

室長は、内務長官と協議し、長官に協力し、行政機関間の団体と合意し、民間部門の専門家、州、地方及び部族の政府並びに

商業規格及び国際規格の団体その他の関係者と協力して、地理情報の整備、収集、維持、流通及び適用のための共通プロトコルの開発を促進しなければならない。実行可能な場合は、室長は、この項に基づき政府間及び官民の地理情報に関するパートナーシップの具体化に努めなければならない。

- (2) 行政機関間の団体
  - (1)号にいう行政機関間の団体には、国立標準技術院及びその他の行政機関の代表者を含むものとする。
- (d) 長官
 

長官は、次のことを監視しなければならない。

  - (1) 共通プロトコルを開発するための行政機関間のイニシアチブ
  - (2) 地理情報の配列及び共通プロトコルの開発に関する効果的かつ効率的な方法について、州、地方及び部族の政府、官民パートナーシップその他の関係者との調整を図ること。
  - (3) プロトコル関係の共通規準の採用
- (e) 共通プロトコル
 

共通プロトコルは、次のとおり設計されなければならない。

  - (1) 各種の情報源から得られた機密扱いでない地理情報は、電子的な互換性及びアクセスの容易性を最大化すること。
  - (2) 相互運用性の高い地理情報システムの技術開発を次の条件に基づき推進すること。
    - (A) 連邦の行政機関、州、地方及び部族の政府並びに公衆による地理データの広範かつ低コストの使用及び共有を可能とすること。
    - (B) 地理データを使用するサービスの向上を可能とすること。
- (f) 歳出予算権限の授権
 

2003会計年度から2007会計年度までの各年

度にこの条を実施するために必要な金額の歳出予算化を授権する。

(注)

- (1) 本法第101条(a)項参照
- (2) 同上
- (3) 「執行機関 (Executive agency)」とは、行政省、

政府関係法人及び独立規制機関をいう。(合衆国法典第5編第105条)

- (4) 合衆国法典第5編第551条(1)号において、行政機関 (agency) とは、合衆国統治機関の権限を行使する機関をいい、連邦議会、連邦裁判所、合衆国属領、准州の政府、コロンビア特別区の政府は含まない。
- (5) G11とは、課長補佐又は係長レベルに相当する。

### 第III編 情報セキュリティ

#### 第301条 情報セキュリティ

##### (a) 略称

この編は、「2002年連邦情報セキュリティ管理法(Federal Information Security Management Act of 2002)」として引用することができる。

##### (b) 情報セキュリティ

###### (1) 一般規定

合衆国法典第44編第35章は、その末尾に次の新しい節を加えることにより改正される。

#### 「第III節 情報セキュリティ

##### 「第3541条 目的

「この節は、次のことを目的とする。

- 「(1) 連邦の業務及び資産を支える情報資源に対する情報セキュリティ制御の有効性を確保するための包括的な枠組みを定めること。
- 「(2) 連邦のコンピュータ環境の現状に見られる高度ネットワーク化の特性を認識し、文官、国家安全保障、法執行のコミュニティの全体にわたる情報セキュリティの取組みの調整を含めて、情報セキュリティの危機(risk)に関する政府全体の効果的な管理及び監視体制を定めること。
- 「(3) 連邦の情報及び情報システムの保護に必要な最小限の制御の開発及び維持を定

めること。

- 「(4) 連邦機関の情報セキュリティ・プログラムのよりよい監視の機構を定めること。
- 「(5) 民間部門によって設計され、構築され、運用される重要な情報基盤の保護は、国の防衛及び経済安全保障にとって重要なものであって、その保護のために市場の解決策を反映して商業的に開発された情報セキュリティ製品は、先進的、動的、頑強かつ効果的な情報セキュリティの解決策を提供するものであることを認識すること。
- 「(6) 特定の技術のハードウェア及びソフトウェアによる情報セキュリティの解決策については、商業的に開発された製品のなかから選択することが個々の行政機関に委ねられていることを認識すること。

##### 「第3542条 定義

###### 「(a) 一般規定

(b)項に定めるものを除き、この節には第3502条に基づく定義を適用する。

###### 「(b) 定義の追加

この節において使用される次の用語の意味は、当該各号の定めるところに従う。

- 「(1) 「情報セキュリティ (information security)」とは、次のことを確保するために、情報及び情報システムを不正なアクセス、使用、開示 (disclosure)、混乱 (disrup-

tion)、変更 (modification) 又は破壊 (destruction) から保護することをいう。

〔A〕 完全性 (integrity)

情報を不適切な変更又は破壊から保護すること。情報の否認防止 (nonrepudiation) 及び認証 (authenticity) の確保を含む。

〔B〕 機密性 (confidentiality)

個人のプライバシー及び営業情報の保護の手段を含む、アクセス及び開示に関する公認された制限を保持すること。

〔C〕 可用性 (availability)

適時に、かつ、確実に情報にアクセスでき、かつ、利用できることを保証すること。

〔2〕(A) 「国家安全保障システム (national security system)」とは、行政機関、行政機関との契約者又は行政機関を代行する組織によって、使用され、又は運用される次の (遠隔通信システムを含む) 情報システムをいう。

〔i〕 その機能、運用又は使用が、次のいずれかに該当するもの

〔I〕 諜報活動

〔II〕 国家安全保障に関連する暗号活動

〔III〕 軍隊 (military forces) の指揮及び統制

〔IV〕 武器又は武器システムの主要部分を構成する装備

〔V〕 軍事上又は諜報上の任務の直接的遂行に重要なものであって、次に定める(B)の要件に従うもの

〔ii〕 大統領命令又は連邦議会の制定法により定められた基準に基づき、外交政策上又は国防上の利益のために秘密指定が特に認められた情報のために設けられた手続によって常時保護されるもの

〔B〕 (A)(i)(V)の規定は、(給与、財務、物流及び人事管理への適用を含む。) 通常の行政及び業務の用途に使用されるシステムには適用しない。

〔3〕 「情報技術 (information technology)」とは、第40編第11101条において当該用語に与えられた意味を有する。

### 〔第3543条 長官の権限及び職務〕

〔a〕 一般規定

長官は、行政機関の情報セキュリティ政策及び実践を、次のことにより監視するものとする。

〔1〕 第40編第11331条に基づき公表された規準を行政機関が適時に採用し、かつ遵守することの保証を含めて、情報セキュリティに関する政策、原則、規準及び指針の実施を推進し、かつ、監視すること。

〔2〕 同第11331条及びこの節の要件に基づいて公表された規準に従い、次の情報又は情報システムに対する不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊からもたらされる危機及び被害の規模に合致した情報セキュリティの保護策を特定し、かつ、整備することを行政機関に要求すること。

〔A〕 行政機関により、又は行政機関のために収集され、又は維持される情報

〔B〕 行政機関により、又は行政機関との契約者若しくは行政機関を代行する他の組織により、使用され、又は運用される情報システム

〔3〕 国立標準技術院法 (National Institute of Standards and Technology Act) 第20条 (合衆国法典第15編第278条 g-3) に基づく規準及び指針の作成に関し、当該規準及び指針が国家安全保障システムのために作成された規準及び指針を補完するものであることを実行可能な限り最大限に

保証するために、国家安全保障システムの運用又は制御を担当する行政機関及び組織（国家安全保障庁（National Security Agency）を含む。）と調整すること。

〔(4) この節に定める要件の遵守に関する説明責任を果たすために、行政機関による当該要件の遵守状況を、第40編第11303条に基づき認められた措置によるものを含めて監視すること。

〔(5) 第3544条(b)項に基づき要求される行政機関の情報セキュリティ・プログラムを、少なくとも年1回、再審査し、承認又は不承認とすること。

〔(6) 情報セキュリティの政策及び手続を、関連の情報資源管理の政策及び手続と調整すること。

〔(7) 第3546条に基づき要求される連邦の情報セキュリティ事故センターの運用を監視すること。

〔(8) 行政機関によるこの節の要件の遵守状況を、次のことを含め、毎年3月1日までに連邦議会に報告すること。

〔(A) 第3545条により要求される評価結果の概要

〔(B) 国立標準技術院法第20条(合衆国法典第15編第278条 g-3)に基づき作成され、第40編第11331条に基づき公表された規準の作成、公表、採用及び遵守状況の評価

〔(C) 行政機関の情報セキュリティ実務における重大な欠陥

〔(D) 当該の欠陥に対処するための救済計画

〔(E) 国立標準技術院法第20条(d)項(10)号(合衆国法典第15編第278条 g-3)に基づき、国立標準技術院により作成された報告書の概要及びそれに関する長官の見解

〔(b) 国家安全保障システム

(a)項(4)号及び(8)号に定める権限を除き、この条に基づく長官の権限は、国家安全保障システムに適用しない。

〔(c) 国防総省及び中央情報局のシステム

〔(1) (a)項(1)号及び(2)号で定める長官の権限は、この項の(2)号で定めるシステムにあっては国防長官に、及びこの項の(3)号で定めるシステムにあっては中央情報長官に、それぞれ委譲されるものとする。

〔(2) この号に定めるシステムは、国防総省、国防総省の契約者又は国防総省を代行する他の組織体により運用されるシステムであって、国防総省の使命を弱める効果をもつ不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊に関する情報を処理するものとする。

〔(3) この号に定めるシステムは、中央情報局、中央情報局の契約者又は中央情報局を代行する他の組織体により運用されるシステムであって、中央情報局の使命を弱める効果をもつ不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊に関する情報を処理するものとする。

〔第3544条 連邦行政機関の責務

〔(a) 一般規定

各行政機関の長は、次に掲げることを行なうものとする。

〔(1) 次のことに責任を負うこと。

〔(A) 次に掲げるものへの不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊からもたらされる危機及び被害の規模に対応する情報セキュリティの保護を整備すること。

〔(i) 行政機関により、又は行政機関のために収集され、又は維持される情報

〔(ii) 行政機関により、又は行政機関の契約者若しくは行政機関を代行する他

の組織により使用され、又は運用される情報システム

- 〔B〕次に該当するものを含めて、この節の要件並びに関連の政策、手続、規準及び指針を遵守すること。
- 〔i〕第40編第11331条に基づき公表された情報セキュリティの規準
- 〔ii〕法律の定めるところに従い、及び大統領の指示により発表された国家安全保障システムのための情報セキュリティの規準及び指針
- 〔C〕情報セキュリティの管理プロセスが行政機関の戦略計画及び運用計画のプロセスと一体化されていることを保証すること。
- 〔2〕行政機関の上級幹部職員が、自己の統制下にある業務及び資産を支える情報及び情報システムのために、次の措置を含めて情報セキュリティを整備することを保証すること。
- 〔A〕当該情報又は当該情報システムに関する不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊からもたらされる危機及び被害の規模を評価すること。
- 〔B〕情報セキュリティの分類及び関連の要件を定める第40編第11331条に基づき公表された規準に従い、当該の情報及び情報システムを保護するために適切な情報セキュリティ・レベルを決定すること。
- 〔C〕許容しうるレベルまで危機を費用対効果的に縮減させる政策及び手続を実施すること。
- 〔D〕情報セキュリティの制御及び技術が効果的に実施されることを保証するために定期的に検査及び評価を実施すること。
- 〔3〕第3506条に基づき設置された行政機関

の最高情報責任者(同条の適用対象外とされる行政機関にあっては、これに相当する幹部職員)に次のことを含め、この節に基づき行政機関に課せられた要件の遵守を確保する権限を委譲すること。

- 〔A〕次の条件に該当する行政機関の情報セキュリティ上級担当官1名を指名すること。
- 〔i〕この条に基づく最高情報責任者の責任を遂行すること。
- 〔ii〕この条に基づき定められた職務の遂行に必要な専門的資格を、訓練及び経験を含めて有すること。
- 〔iii〕第一の職務として、情報セキュリティの職務を負うこと。
- 〔iv〕行政機関によるこの条の遵守の確保を支援することを使命とし、そのための資源を有する部署を代表すること。
- 〔B〕(b)項により要求される行政機関全体の情報セキュリティ・プログラムを作成し、これを維持すること。
- 〔C〕この編の第3543条及び第40編第11331条に基づき発せられる要件を含め、すべての適用可能な要件に対応する情報セキュリティの政策、手続及び制御技術を開発し、これを維持すること。
- 〔D〕情報セキュリティに関して重大な職責を負う職員に対し、当該の職責に関する訓練を実施し、監督すること。
- 〔E〕(2)号に基づく職責に関し、行政機関の上級職員を支援すること。
- 〔4〕行政機関によるこの節の要件並びに関連する政策、手続、規準及び指針の遵守を十分に支援することができる要員を行政機関が訓練することを確保すること。
- 〔5〕行政機関の最高情報責任者が、他の上級幹部職員と調整のうえ、改善措置の進捗を

含めてその行政機関の情報セキュリティ・プログラムの有効性に関する年次報告を行政機関の長に対して行うことを確保すること。

〔b〕 行政機関のプログラム

各行政機関は、他の行政機関、契約者若しくはその他の情報源により提供され、又は管理されている情報及び情報システムを含め、行政機関の業務及び資産を支える情報及び情報システムの情報セキュリティを整備するために、第3543条(a)項(5)号に基づき長官により承認された行政機関全体の情報セキュリティ・プログラムを次に掲げる事項を含めて、作成し、文書化し、実行しなければならない。

〔(1) 行政機関の業務及び資産を支える情報及び情報システムに対する不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊からもたらされうる危機及び被害の規模を定期的に評価すること。

〔(2) 政策及び手続は、次のとおりとすること。

〔(A) (1)号により要求される危機分析 (risk assessments) に基づくものであること。

〔(B) 許容しうるレベルまで情報セキュリティの危機を費用対効果的に縮減させるものであること。

〔(C) 各行政機関の情報システムのライフ・サイクルの全過程にわたって情報セキュリティへの対応を保証すること。

〔(D) 次のことの遵守を保証すること。

〔(i) この節の要件

〔(ii) 長官により定められる政策及び手続並びに第40編第11331条に基づき公表される情報セキュリティの規準

〔(iii) 行政機関により決定される許容可能な最小限のシステム構成要件

〔(iv) 法律の定めるところに従い、及び大統領の指示により発表される国家安全保障システムの規準及び指針を含む、その他適用可能な要件

〔(3) ネットワーク、設備及び情報システムのシステム又はグループのために、必要に応じて、適切な情報セキュリティを整備するための下位の計画を作成すること。

〔(4) 行政機関の業務及び資産を支える情報システムの契約者その他の利用者を含む要員に、次のことに関する知識を与えるセキュリティ意識訓練を行うこと。

〔(A) それらの者の活動に伴う情報セキュリティ上の危機

〔(B) それらの危機を縮減するために策定された行政機関の政策及び手続の遵守に関するそれらの者の責任

〔(5) 情報セキュリティの政策、手続及び実践の有効性に関する定期検査を、少なくとも年に1回以上、危機に対応した頻度で次のとおり実施し、かつ評価を行うこと。

〔(A) 第3505条(c)項に基づき要求される目録中、特定されるすべての情報システムの管理、運用及び技術的な制御に関する検査を含めること。

〔(B) 第3545条による評価に基づく検査を含めることができること。

〔(6) 行政機関による情報セキュリティの政策、手続及び実践における欠陥に対応するための改善措置を計画し、実施し、評価し、文書化するプロセスを定めること。

〔(7) 第3546条(b)項により発表される規準及び指針に従い、セキュリティ事件を検知し、報告し、及びそれに対応するための、次のことを含む手続を定めること。

〔(A) 実質的な被害を被る前に、当該事件に伴う危機を緩和すること。

〔(B) 第3546条(b)項にいう連邦の情報セ

- キュリティ事件センターに通知し、協議すること。
- 〔C〕 必要に応じて次の機関に通知し、協議すること。
- 〔i〕 法執行機関及び関連の監察総監室
- 〔ii〕 大統領により国家安全保障システムに関する事件のために指定された部署
- 〔iii〕 その他、法律に基づき、又は大統領の指示を受けた行政機関又は部署
- 〔8〕 行政機関の業務及び資産を支える情報システムの運用の継続性を保証するための計画及び手続
- 〔c〕 行政機関の報告
- 各行政機関は、次のことを報告しなければならない。
- 〔1〕 長官、下院の政府改革委員会及び科学委員会、上院の政府問題委員会及び通商・科学・運輸委員会、連邦議会の歳出予算を所管する委員会並びに会計検査院長に対し、情報セキュリティの政策、手続及び実践の妥当性及び有効性並びに(b)項の各要件を含めて、この節の要件の遵守状況について年次報告を行うこと。
- 〔2〕 情報セキュリティの政策、手続及び実践の妥当性及び有効性について、次のことに関する計画及び報告に反映させること。
- 〔A〕 毎年の行政機関の予算
- 〔B〕 この章の第1節に基づく情報資源管理
- 〔C〕 第40編第III部に基づく情報技術管理
- 〔D〕 第31編第1105条及び第1115条から第1119条まで、並びに第39編第2801条及び第2805条に基づくプログラムの業績
- 〔E〕 第31編第9章及び1990年首席財務官法 (Chief Financial Officers Act of 1990) (合衆国法典第31編第501条注；公法律第101-576号) (及びその法律による

- 改正) に基づく財務管理
- 〔F〕 連邦財務管理改善法 (Federal Financial Management Improvement Act) (合衆国法典第31編第3512条注) に基づく財務管理システム
- 〔G〕 第31編第3512条 (「連邦管理者財務健全法 (Federal Managers Financial Integrity Act)」と称される。) に基づく内部会計及び行政管理
- 〔3〕 (1)号又は(2)号に基づき特定された政策、手続又は実践における次のような重要な欠陥について報告すること。
- 〔A〕 第31編第3512条に基づく報告における重要な欠陥 (material weakness)
- 〔B〕 財務管理システムに関係する場合は、連邦財務管理改善法(合衆国法典第31編第3512条注)に基づく実質的遵守 (substantial compliance) の不足の事実
- 〔d〕 業績計画
- 〔1〕 (c)項の要件に加えて、各行政機関は、長官と協議し、第31編第1115条に基づき要求される業績計画(performance plan)の一部に、(b)項に基づき要求されるプログラムの遂行に必要な次の事項についての記載を含めるものとする。
- 〔A〕 期間
- 〔B〕 予算、要員の配置及び訓練を含む資源
- 〔2〕 (1)号に基づく記載は、(b)項<sup>(注1)</sup>(2)(1)で要求される危機分析に基づくものでなければならない。
- 〔e〕 公示及びパブリック・コメント
- 各行政機関は、情報セキュリティの政策及び手続が公衆との情報伝達に影響を及ぼす範囲において、その政策及び手続に関する案を適時に公示し、公衆に意見表明の機会を与えなければならない。
- 〔第3545条 年次独立評価

## 〔a〕 一般規定

〔1〕 各行政機関は、情報セキュリティ・プログラム及び実践の効果を測定するために毎年、当該プログラム及び実践に関する独立評価（independent evaluation）を実施しなければならない。

〔2〕 この条に基づく各評価は、次に掲げる事項を含むものとする。

〔A〕 行政機関の情報システムの代表的なサブセットに関する情報セキュリティの政策、手続及び実践の有効性の検査

〔B〕 次のことの遵守状況に関する評価（上記の検査結果を踏まえて実施）

〔i〕 この節の要件

〔ii〕 関係する情報セキュリティの政策、手続、規準及び指針

〔C〕 国家安全保障システムの情報セキュリティについては、必要に応じて別に発表すること。

## 〔b〕 外部監査

（c）項に従い、次のとおり行うものとする。

〔1〕 1978年監察総監法（Inspector General Act of 1978）に基づき任命される監察総監を置く各行政機関にあっては、この条により要求される年次評価は、監察総監の決定するところにより、当該監察総監又は独立の外部監査人（independent auditor）が実施するものとする。

〔2〕 (1)号が適用されない各行政機関については、評価を実施するため、当該機関の長が独立の外部監査人を雇用しなければならない。

## 〔c〕 国家安全保障システム

国家安全保障システムの運用又は制御を所掌する各行政機関は、この条により求められる評価のうち、国家安全保障システムに直接関係する部分の評価を次のとおり行うものとする。

〔1〕 行政機関の長により指定された者（entity）によってのみ実施すること。

〔2〕 危機に対応する情報システムにおいて、かつ、すべての準拠法に従い、当該情報システムの情報セキュリティ上の脆弱性に関係する情報の適切な保護が保証できるような方法で実施すること。

## 〔d〕 現行の評価

この条により要求される評価は、適用対象となる行政機関のプログラム若しくは実践に関する監査、評価又は報告の全部又は一部に基づき行うことができる。

## 〔e〕 行政機関の報告

〔1〕 各行政機関の長は、毎年、長官が定める期日に遅れることなく、この条により要求される評価結果を長官に提出しなければならない。

〔2〕 この条により要求される評価が直接的に国家安全保障システムに関わる範囲内で、長官に提出されるべき評価結果は、国家安全保障システムに直接的に関わる評価部分の概要及び評価のみを含むものとする。

## 〔f〕 情報の保護

行政機関及び評価を行なう者は、情報が開示された場合に情報セキュリティに悪影響を及ぼす可能性がある情報の保護を保証するために適切な措置を講じなければならない。その保護は、危機に対応し、かつすべての準拠法令を遵守するものでなければならない。

## 〔g〕 行政管理予算庁による連邦議会への報告

〔1〕 長官は、第3543条(a)項(8)号に基づき要求される連邦議会への報告に、この条に基づき実施した評価結果の概要を記述しなければならない。

〔2〕 この項に基づく長官の連邦議会への報告は、危機に対応し、かつすべての準拠法

の定めるところに従い国家安全保障システムの情報セキュリティ上の脆弱性に関係する情報の適切な保護が保証できるような方法により、当該システムに関する情報セキュリティ関係の情報を要約したものでなければならない。

〔(3) 中央情報長官の権限及び統制の下にある情報システム又は国防長官の権限及び統制の下にある国家外国諜報プログラム (National Foreign Intelligence Programs) のシステムに関する評価及びその他の記述は、準拠法の定めるところに従い、連邦議会の監督権限を有する所管の委員会を通じてのみ連邦議会に提供するものとする。

〔(h) 会計検査院長

会計検査院長は、定期的に評価を行い、連邦議会に対して次のことを報告するものとする。

〔(1) 行政機関の情報セキュリティの政策及び実践の妥当性及び有効性

〔(2) この節に定める要件の実施

〔第3546条 連邦情報セキュリティ事件センター

〔(a) 一般規定

長官は、中央の連邦情報セキュリティ事件センターが次のことを行なうことを保証するものとする。

〔(1) 情報セキュリティ事件の検知及び対応のガイダンスを含めて、行政機関の情報システムのオペレータに対し、セキュリティ事件に関する技術的援助を適時に提供すること。

〔(2) 情報セキュリティに脅威を与えた事件に関する情報を収集し、かつ、分析すること。

〔(3) 行政機関の情報システムのオペレータに現実的及び潜在的な情報セキュリティ

の脅威及び脆弱性に関する情報を提供すること。

〔(4) 国立標準技術院、国家安全保障システムを運用し、若しくは制御する(国家安全保障局を含む)行政機関又は部署並びに情報セキュリティに関する事件及びその関連事項に関して法律に従い、及び大統領の指示に従うその他の行政機関又は部署と協議すること。

〔(b) 国家安全保障システム

国家安全保障システムを運用し、又は制御する各行政機関は、法律に従い、大統領の指示に従い発表された国家安全保障システムの規準及び指針に合致する範囲で、情報セキュリティの事件、脅威及び脆弱性に関する情報を連邦の情報セキュリティ事件センターと共有しなければならない。

〔第3547条 国家安全保障システム

〔国家安全保障システムを運用し、又は制御する各行政機関の長は、次のことを保証することに責任を負うものとする。

〔(1) 当該システムに搭載されている情報への不正なアクセス、使用、開示、混乱、変更又は破壊から生じる危機及び被害の規模に対応した情報セキュリティの保護を整備すること。

〔(2) 法律に従い、及び大統領の指示に従い発表された国家安全保障システムの規準及び指針で要求される情報セキュリティの政策並びに実践を遂行すること。

〔(3) この節の要件を遵守すること。

〔第3548条 歳出予算権限の授権

〔この節の規定を執行するために、2003会計年度から2007会計年度までの各年度に必要なとされる金額の歳出予算化を授権する。

### 「第3549条 現行法への影響

「第5編第552a条に基づく個人のプライバシー保護、第5編第552条に基づく情報の開示、第44編第29章、第31章若しくは第33章に基づく記録の管理及び処分(disposition)、この編第35章第I節に基づく情報資源管理又は連邦議会若しくは合衆国会計検査院長への情報の開示を含め、権限に基づく情報の使用若しくは開示に関して、この節、第40編第11331条又は国立標準技術院法第20条（合衆国法典第15編第278条g-3）のいかなる規定も、大統領、行政管理予算庁若しくはその長官、国立標準技術院若しくは行政機関の長の権限に影響を及ぼすものと解釈してはならない。この節が施行されている間、この章第II節は適用しない。」

#### (2) 事務的改正

合衆国法典第44編第35章の冒頭の目次は、その末尾に次の規定を加えることにより改正される。

### 「第III節 情報セキュリティ

#### 「条

- 「第3541条 目的
- 「第3542条 定義
- 「第3543条 長官の権限及び職務
- 「第3544条 連邦行政機関の責務
- 「第3545条 年次独立評価
- 「第3546条 連邦情報セキュリティ事件センター
- 「第3547条 国家安全保障システム
- 「第3548条 歳出予算権限の授権
- 「第3549条 現行法への影響」

#### (c) 特定の行政機関に関する情報セキュリティ上の責任

##### (1) 国家安全保障上の責任

(A) 合衆国法典第44編第3542条(b)項(2)号に

より定義される国家安全保障システムの運用、制御又は管理に関し、この法律(この法律により行なわれた改正を含む。)のいかなる規定も、法律による授権及び大統領の指示を受けた国防長官、中央情報長官又はその他の行政機関の長の権限に優越しない。

(B) 合衆国法典第10編第2224条は、次のとおり改正される。

(i) (b)項中の「(b)目的及び最小限の要件(1)」を削除し、「(b)プログラムの目的」を加えること。

(ii) (b)項中の(2)号を削除すること。

(iii) (c)項(1)号に先立つ本文の中、「基盤(infrastructure)」の後に「、第44編第35章第III節の遵守によることを含む」を加える。

#### (2) 1954年原子力エネルギー法

この法律のいかなる規定も、1954年原子力エネルギー法（Atomic Energy Act of 1954）（合衆国法典第42編第2011条以下）により、又はそれに基づき定められた要件に優越しない。機密扱いのデータ又はかつて機密扱いされたデータは、1954年原子力エネルギー法（合衆国法典第42編第2011条以下）に従って取り扱われ、保護され、秘密指定され、格付けを下げられ、秘密指定を解除される。

### 第302条 情報技術の管理

#### (a) 一般規定

合衆国法典第40編第11331条は、次のとおり改正される。

#### 「第11331条 連邦情報システム規準に関する責任

##### 「(a) 規準及び指針

「(1) 命令権限

(2)号に定める場合を除き、商務長官は、国立標準技術院法第20条(a)項(2)号及び(3)号(合衆国法典第15編第278条 g-3(a)) に従い国立標準技術院により作成された規準及び指針を基礎として、連邦情報システムのための規準及び指針を定めなければならない。

〔(2) 国家安全保障システム

国家安全保障システム(この条で定義されたところによる。)の規準及び指針は、法律による別段の授權及び大統領の指示により作成され、定められ、執行され、監視されるものとする。

〔(b) 必須要件

〔(1) 強制権限

(2)号に定める場合を除き、連邦情報システムの運用効率を高め、又はセキュリティの改善を図るために、長官が必要と判断した範囲で、(a)項(1)号に基づく強制的でかつ拘束力を有する規準を作成しなければならない。

〔(2) 必要とされる強制的な規準

〔(A) (a)項(1)号に基づき定める規準には、次に掲げる情報セキュリティの規準を含むものとする。

〔(i) 国立標準技術院法第20条(b)項(合衆国法典第15編第278条 g-3(b)) に基づき決定される最小限の情報セキュリティの要件

〔(ii) 連邦の情報及び情報システムのセキュリティの改善に必要なその他の規準

〔(B) (A)に記載される情報セキュリティの規準は、強制的で、かつ拘束力を有するものとする。

〔(c) 拒否権又は修正権

大統領が公衆の利益にかなうものであると判断したときは、大統領は、(a)項(1)号で

定める規準及び指針を拒否することができ、又は修正することができる。当該規準及び指針に関する大統領の拒否権又は修正権は、これを委譲してはならない。その拒否又は修正に関する通知は、遅滞なく連邦官報に公示されなければならない。その拒否又は修正の公示を受けて、商務長官は直ちに大統領の指示に従い当該規準又は指針を廃止し、又は修正しなければならない。

〔(d) 権限の行使

財政及び政策の一貫性を確保するために、商務長官は、大統領の指示に従い、かつ、行政管理予算庁長官と調整したうえで、この条により与えられる権限を行使しなければならない。

〔(e) より厳格な規準の適用

執行機関の長は、当該機関の内部又はその監督下にある情報システムのために、費用対効果的な情報セキュリティの規準として、商務長官がこの条に基づき定める規準よりさらに厳格な次に該当する規準を採用することができる。

〔(1) 少なくとも商務長官が強制的で、かつ拘束力をもつものとして作成した適用可能な規準を含むものであること。

〔(2) その他の点で、第44編第3543条に基づき発せられた政策及び指針に準拠するものであること。

〔(f) 規準の公表に関する決定

この条に基づく規準の公表に関する商務長官の決定は、国立標準技術院法第20条(合衆国法典第15編第278条 g-3) に基づき定められるところに従い、国立標準技術院による規準案が同長官に提出されてから6月より後に行われてはならない。

〔(g) 定義

この条において使用される次の用語の意味は、当該各号に定めるところに従う。

〔(1) 連邦情報システム

「連邦情報システム（Federal information system）」とは、執行機関、執行機関の契約者又は執行機関を代行する他の機関により使用され、又は運用される情報システムをいう。

〔(2) 情報セキュリティ

「情報セキュリティ（information security）」とは、第44編第3542条(b)項(1)号で定めるところの意味を有する。

〔(3) 国家安全保障システム

「国家安全保障システム（national security system）」は、第44編第3542条(b)項(2)号で定めるところの意味を有する。」

(b) 事務的修正

—略—

第303条 国立標準技術院

国立標準技術院法第20条（合衆国法典第15編第278条 g-3）は、その条文を削除し、次の規定を加えることにより改正される。

〔(a) 一般規定

国立標準技術院は、次のことを行うものとする。

〔(1) 情報システムのための規準、指針並びに関連の手法及び技術の開発を使命とすること。

〔(2) 行政機関、行政機関の契約者又は行政機関を代行するその他の組織により使用され、又は運用される、国家安全保障システム（合衆国法典第44編第3542条(b)項(2)号で定義するところによる。）に該当しない情報システムのための、最小限の要件を含む、規準及び指針を作成すること。

〔(3) すべての行政機関の業務及び資産に、十分な情報セキュリティを整備するために、

最小限の要件を含め、規準及び指針を作成すること。ただし、当該規準及び指針は、国家安全保障システムには適用しない。

〔(b) 規準及び指針のための最小限の要件

(a)項により要求される規準及び指針には、少なくとも次の要件が含まれていなければならない。

〔(1)(A) 危機レベルの範囲に従い、適切なレベルの情報セキュリティを整備するという目的を踏まえ、各行政機関により、又は各行政機関のために収集され、又は維持されるすべての情報及び情報システムをカテゴリー化するためにすべての行政機関において使用される規準

〔(B) 当該各カテゴリーに含まれるべき情報及び情報システムの種類を案内する指針

〔(C) 当該各カテゴリーに含まれる情報及び情報システムのための情報セキュリティの最小限の要件

〔(2) 情報セキュリティ事件の定義並びにその検知及び処理に関する指針

〔(3) 法律に従い、かつ大統領による指示を受けて発表された国家安全保障システムに適用可能な要件に合致した情報システムであることを識別するために、国家安全保障局を含む、国防総省と協力して作成された指針

〔(c) 規準及び指針の策定

(a)項及び(b)項により要求される規準及び指針を策定するに当たり、国立標準技術院は、次のことを行うものとする。

〔(1) 次のことを保証するために、他の行政機関及び官職（行政管理予算庁、国防総省、エネルギー省、国家安全保障局、会計検査院及び国土安全保障省のそれぞれの長を含む。）並びに民間部門と協議すること。

〔(A) 情報セキュリティを改善し、かつ不必

要で費用のかかる業務の重複を回避するために、適切な情報セキュリティの政策、手続及び技術を使用すること。

- 〔B〕 当該の規準及び指針は、国家安全保障システム及び当該システムに搭載される情報を保護するために採用される規準及び指針を補完するものであること。
- 〔2〕 規準及び指針の案に関し、公衆からの意見表明の機会を設けること。
- 〔3〕 合衆国法典第40編第11331条に基づき公示するために商務長官に次のものを提出すること。
  - 〔A〕 (b)項(1)号(A)に基づき要求される規準をこの条の制定日の後、12月以内に提出すること。
  - 〔B〕 (b)項(1)号(C)に基づき要求される各カテゴリーの情報セキュリティの最小限の要件をこの条の制定日の後、36月以内に提出すること。
  - 〔4〕 (b)項(1)号(B)に基づき要求される指針をこの条の制定日の後、18月以内に公表すること。
  - 〔5〕 当該規準及び指針は、特定のハードウェア又はソフトウェアを含む、特定の製品の使用又は調達を要求するものでないことを実行可能な範囲で最大限に保証すること。
  - 〔6〕 当該規準及び指針は、特定された情報セキュリティの危機に、同等のレベルの保護を可能とする代替的解決策を許容することができる十分な柔軟性を実行可能な範囲で最大限に保証すること。
  - 〔7〕 在庫のある、商業的に開発された情報セキュリティ製品の使用を許容する、柔軟で、成果主義に基づく規準及び指針を実行可能な範囲で最大限に使用すること。
- 〔d〕 情報セキュリティの機能  
国立標準技術院は、次のことを行うもの

とする。

- 〔1〕 合衆国法典第40編第11331条に基づく公示のため、強制的でかつ拘束力をもつとされる部分についての提言とともに、(a)項により作成された規準を商務長官に提出すること。
- 〔2〕 行政機関からの要請に応じ、次のことに関する技術的援助を提供すること。
  - 〔A〕 (a)項に基づき作成される規準及び指針の遵守
  - 〔B〕 情報セキュリティの事件の検知及び処理
  - 〔C〕 情報セキュリティの政策、手続及び実践
- 〔3〕 情報セキュリティの脆弱性の本質及び程度並びに費用対効果のある情報セキュリティの整備方法を決定するために必要に応じて調査を行なうこと。
- 〔4〕 行政機関の情報セキュリティの政策及び実践のために業績指標及び業績評価基準を作成し、これを定期的に改定すること。
- 〔5〕 民間部門の情報セキュリティの政策及び実務を評価し、並びに行政機関による潜在的な適用可能性を評価するために商業的に利用可能な情報技術を評価すること。
- 〔6〕 民間部門からの要請に応じて、この条に基づく活動の成果を使用し、かつ適用することにより、民間部門を支援すること。
- 〔7〕 行政機関による情報セキュリティの強化策の適用可能性を評価するために、国家安全保障システムのために策定されたセキュリティ政策及び実務を評価すること。
- 〔8〕 この条に基づき作成された規準及び指針の有効性を定期的に評価し、必要に応じて改訂すること。
- 〔9〕 (a)項に基づき作成される規準及び指針に関し、第21条により置かれる情報セキュ

リティ・プライバシー諮問委員会（Information Security and Privacy Advisory Board）に勧告を要請し、及びこれを検討して、当該勧告を商務長官に提出される規準とともに同長官に提出すること。

〔(10) この条に基づく責任を遂行するため、前年における活動及び当年の計画に関する公式の年次報告書を作成すること。〕

〔(e) 定義〕

この条において使用される次の用語の意味は、当該各号に定めるところに従う。

〔(1) 「行政機関（agency）」という用語は、合衆国法典第44編第3502条(1)号において定めるところの意味を有する。〕

〔(2) 「情報セキュリティ（information security）」という用語は、同第44編第3542条(b)項(1)号において定めるところの意味を有する。〕

〔(3) 「情報システム（information system）」という用語は、同第44編第3502条(8)号において定めるところの意味を有する。〕

〔(4) 「情報技術（information technology）」という用語は、合衆国法典第40編第11101条において定めるところの意味を有する。〕

〔(5) 「国家安全保障システム（national security system）」という用語は、合衆国法典第44編第3542条(b)項(2)号に定めるところの意味を有する。〕

〔(f) 歳出予算権限の授権〕

国立標準技術院がこの条の規定を執行可能するために2003、2004、2005、2006及び2007の各会計年度に必要とされる2000万ドルの歳出予算化を商務長官に授権する。

**第304条 情報セキュリティ・プライバシー諮問委員会**

国立標準技術院法第21条（合衆国法典第15編第278条 g-4）は、次のとおり改正される。

(1) (a)項中の「コンピュータ・システム・セキュリティ・プライバシー諮問委員会（Computer System Security and Privacy Advisory Board）」を削除し、「情報セキュリティ・プライバシー諮問委員会（Information Security and Privacy Advisory Board）」を加える。

(2) (a)項(1)号中の「コンピュータ又は遠隔通信（computer or telecommunications）」を削除し、「情報技術（information technology）」を加える。

(3) (a)項(2)号は、次のとおり改正する。

(A) 「コンピュータ又は遠隔通信技術（computer or telecommunications technology）」を削除し、「情報技術」を加える。

(B) 「コンピュータ又は遠隔通信機器（computer or telecommunications equipment）」を削除し、「情報技術」を加える。

(4) この条の(a)項(3)号は、次のとおり改正する。

(A) 「コンピュータ・システム（computer systems）」を削除し、「情報システム（information systems）」を加える。

(B) 「コンピュータ・システム・セキュリティ（computer systems security）」を削除し、「情報セキュリティ（information security）」を加える。

(5) この条の(b)項(1)号中の「コンピュータ・システム・セキュリティ」を削除し、「情報セキュリティ」を加える。

(6) この条の(b)項中、(2)号を削除し、次の規定を加える。

〔(2) 第20条に基づき作成された規準及び指針案の見直しを含め、連邦政府の情報システムの情報セキュリティ及びプライバシーの問題に関し、国立標準技術院、商務長官及

び行政管理予算庁長官に助言すること。]

(7) (b)項(3)号中、「報告書(report)」の後に「毎年(annually)」を加える。

(8) (e)項の後に次の新しい項を加える。

「(f) 委員会は、過半数をもって決定された場所、時刻及び空間において会議を開催するものとする。」

(9) (f)項及び(g)項をそれぞれ(g)項及び(h)項に再指定する。

(10) 前(9)号により再指定された(h)項を削除し、次の規定を加える。

「(h) この条において使用される「情報システム(information system)」及び「情報技術(information technology)」という用語は、第20条で定義される意味を有する。」

### 第305条 技術的及び調整的改正

(a) コンピュータ・セキュリティ法(Computer Security Act)

合衆国法典第40編第11332条及び同編第113章の目次におけるその条に関する項目は、廃止する。

(b) フロイド D. スペンス2001会計年度国家防衛授權法

フロイド D. スペンス2001会計年度国家防衛授權法(Floyd D. Spence National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2001)(公法律第106-398号)は、第1062条(合衆国法典第44編第3531条注)を削除することにより改正される。

(c) 書類作成軽減法(Paperwork Reduction Act)

(1) 合衆国法典第44編第3504条(g)項は、次のとおり改正される。

(A) (1)号の末尾に「及び(and)」を加える。

(B) (2)号は、次のとおり改正すること。

(i) 「第40編第11331条並びに第11332条(b)項及び(c)項」を削除し、「第40編第

11331条及びこの章の第II節」を加える。

(ii) 「；及び(; and)」を削除し、ピリオドを加える。

(C) (3)号を削除する。

(2) 同第44編第3505条は、その末尾に次の規定を加えることにより改正される。

「(c) 主要な情報システムの目録

「(1) 各行政機関の長は、当該機関により運用される、又は当該機関の管理の下にある主要な情報システム(主要な国家安全保障システムを含む。)の目録を作成し、これを維持しなければならない。

「(2) この項に基づく目録における情報システムの識別は、当該各情報システム及び当該機関が運用していない、又は管理していないその他すべてのシステムとの間の、又はネットワークとの間のインターフェイスの識別を含むものでなければならない。

「(3) 当該目録は、次のとおりとする。

「(A) 少なくとも年1回、更新されること。

「(B) 会計検査院長の利用に供されること。

「(C) 次のことを含めて、情報資源管理の支援するために使用されること。

「(i) 第3506条(b)項(4)号に基づく情報資源目録の作成及び維持

「(ii) 第40編第III部第3506条(h)項並びに関連の法律及びガイダンスに基づく情報技術に関する計画、予算、調達及び管理

「(iii) 第II節に基づく情報セキュリティ制御に関する監視、検査及び評価

「(iv) 合衆国法典第5編第552条(g)項に基づき必要とされる主要な情報システムのインデックスの作成

「(v) 第21章、第29章、第31章及び第33章に基づく記録管理のために必要な情

報システム目録の作成

「(4) 長官は、この項の要件を実施するためのガイダンスを公表し、かつ実施の状況を監視しなければならない。」

(3) 同第44編第3506条(g)項は、次のとおり改正される。

- (A) (1)号の末尾に「及び (and)」を加える。
- (B) (2)号は、次のとおり改正される。

(i) 「第40編第11332条」を削除し、「この章の第II節」を加える。

(ii) 「；及び (and)」を削除し、ピリオドを加える。

(C) (3)号を削除する。

(注)

(1) 該当する条項が存在しない。(b)項(2)号(A)の誤記であろう。

#### 第IV編 歳出予算権限の授権及び施行日

##### 第401条 歳出予算権限の授権

第I編又は第II編において、それらの編により行われる改正を含めて、歳出予算権限の授権が特に定められている目的を除いては、2003年から2007年までの各会計年度に関し、第I編及び第II編の実施に必要な金額の歳出予算化を授権する。

(2)号で定める場合を除き、第I編、第II編及びそれらの編により行われる改正は、この法律の制定日から120日を経過した後に施行する。

(2) 即時施行

第207条、第214条及び第215条は、この法律の制定日に施行する。

(b) 第III編及び第IV編

第III編及びこの編は、この法律の制定日に施行する。

##### 第402条 施行日

(a) 第I編及び第II編

(1) 一般規定

#### 第V編 機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化

##### 第501条 略称

この編は、「2002年機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化法 (Confidential Information Protection and Statistical Efficiency Act of 2002)」として引用することができる。

(executive agency)」又は合衆国法典第44編第3502条において定義される「機関 (agency)」に含まれるいずれかの組織体 (entity) をいう。

(2) 「代理人 (agent)」とは、次のいずれかに該当する個人をいう。

##### 第502条 定義

この編において、次の各号に掲げる用語が使用されるときは、当該各号の定めるところに従う。

(1) 「機関 (agency)」とは、合衆国法典第31編第102条において定義される「執行機関

(A)(i) 民間企業の従業員又は高等教育機関に所属する研究者（合衆国法典第13編第23条(c)項に基づき国勢調査局 (Bureau of the Census) により特別な宣誓就任の地位を与えられた者を含む。)であって、執行機関の幹部職員又

は一般職員の指揮監督の下で専ら統計活動に従事するために、その者との契約又はその他の協定が期限を付して当該機関により履行されている者

(ii) 政府組織体の権限に基づき作業を行う者であって、執行機関の幹部職員又は一般職員の指揮の下で専ら統計活動に従事するために、当該執行機関により当該政府組織体との契約又はその他の協定が履行されている者

(iii) 自営の研究者、コンサルタント、契約者又は契約者の従業員であって、執行機関の幹部職員又は一般職員の指揮の下で専ら統計活動に従事するために、その者との契約又はその他の協定が当該機関により履行されている者

(iv) 契約者又は契約者の従業員であって、この編に基づき受領したデータを処理し、又は保存するためのシステムの設計又は維持に従事するために当該機関に雇用されている者

(B) 当該機関により収集された情報に関する法律のすべての規定の遵守を書面で承諾する者

(3) 「企業データ (business data)」とは、企業、非課税組織及び政府組織体に関する業務上及び財務上のデータ及び情報をいう。

(4) 「識別可能な形態 (identifiable form)」とは、情報の問い合わせを受けた対応者の身元が直接的又は間接的な方法により合理的に推定される何らかの情報の表示をいう。

(5) 「統計以外の目的 (nonstatistical purpose)」とは、次のことをいう。

(A) 統計上の目的ではない何らかの目的のために識別可能な形態でデータを使用することをいい、ある特定の識別可能な対応者の権利、特権又は利益に影響を与え

る行政上、規制上、法執行上、裁判上その他の目的が含まれる。

(B) 専ら統計上の目的のために秘密の保護を誓約して収集したデータを合衆国法典第5編第552条(一般に情報自由法と称される。)に基づき開示することが含まれる。

(6) 「対応者 (respondent)」とは、機関への情報の申告が要請され、若しくは命じられた者若しくは組織、機関への申告が請求され、若しくは命じられた情報の主題である者若しくは組織又は当該情報を機関に提供する者若しくは組織をいう。

(7) 「統計活動 (statistical activities)」とは、次のことをいう。

(A) 経済、社会若しくは自然環境を全体として、又は関連する部門若しくは構成要素に分けて、それらに関する記述を行い、又は推定を行う目的のためにデータを収集し、編集し、処理し、又は分析すること。

(B) それらの活動を援助するための、測定法、モデル、統計分類又は抽出枠 (sampling frames) のような方法又は資源を整備することを含む。

(8) 「統計機関又は単位 (statistical agency or unit)」とは、行政府の機関又は組織単位であって、その活動が主に統計上の目的のために情報を収集し、編集し、処理し、又は分析することをいう。

(9) 「統計上の目的 (statistical purpose)」とは、次のことをいう。

(A) 集団を構成する個人又は組織を識別することなく、その集団の特徴を記述し、評価し、又は分析すること。

(B) (A)で定める目的を援助するための方法、技術的若しくは行政的な手続又は情報資源の整備、実施又は維持を含む。

**第503条 政策の調整及び監督****(a) 一般規定**

行政管理予算庁長官は、この編で定める秘密の保護及び開示の政策を調整し、かつ監視するものとする。長官は、関係機関によるこの編の解釈の一致を保証するために、規則を公表し、又はその他のガイダンスを提供することができる。

**(b) 行政機関の規則**

諸機関は、(c)項に従いこの編を実施するための規則を公表することができる。この編により授権される情報開示に関する規則は、その情報を最初に集める機関により公表されるものとする。

**(c) 規則の審査及び承認**

長官は、行政機関による規則案をこの編及び合衆国法典第44編第35章の規定との一貫性を確保するためにこの編に従い事後審査するものとし、当該の規則は長官の承認を必要とする。

**(d) 報告書**

- (1) 各機関の長は、行政管理予算庁長官の求めに応じて、報告書及びその他の情報を長官に提供しなければならない。
- (2) 第522条にいう各指定統計機関は、第523条及び第524条を実施するためにとられた措置に関し、行政管理予算庁長官、下院政府改革委員会及び上院政府問題委員会に毎年、報告しなければならない。その報告書は、第524条(a)項に従い当該年に締結された契約書の写しを添付しなければならない。
- (3) 行政管理予算庁長官は、合衆国法典第44編第3504条(e)項(2)号に基づく統計プログラムに関する連邦議会への年次報告書に、(2)号に基づき長官に提出された報告書の概要及びこの編の目的の達成のために長官としてとった措置を含めなければならない。

**第504条 他の法律への影響****(a) 合衆国法典第44編**

この編は、この編により行われる改正を含め、合衆国法典第44編第3510条に基づき行政管理予算庁長官が準拠法に反しない開示を命じる権限及び機関が準拠法に反しない開示を行なう権限に制限を加えるものではない。

**(b) 合衆国法典第13編及び第44編**

この編は、この編により行われる改正を含め、合衆国法典第13編第8条、第16条、第301条及び第401条並びに合衆国法典第44編第2108条に従い、国勢調査局が情報を提供する権限に制限を加えるものではない。

**(c) 合衆国法典第13編**

この編は、この編により行われる改正を含め、合衆国法典第13編第9条に従い、国勢調査局が収集した人口統計のデータ又は情報を統計以外の目的のために開示することを授権するものと解釈してはならない。

**(d) 各種のエネルギー関係の法律**

エネルギー情報局(Energy Information Administration)により秘密の保護を誓約して集められ、専ら統計の目的に使用すると指定されたデータ又は情報は、次の規定に基づき識別可能な形態で統計以外の目的のために開示してはならない。

- (1) 1974年連邦エネルギー行政法（Federal Energy Administration Act of 1974）第12条、第20条又は第59条（合衆国法典第15編第771条、第779条、第790条(h)項）
- (2) 1974年エネルギー供給及び環境調整法（Energy Supply and Environmental Coordination Act of 1974）第11条（合衆国法典第15編第796条）
- (3) 1977年エネルギー省組織法（Department of the Energy Organization Act of 1977）第205条又は第407条（合衆国法典第

42編第7135条、第7177条)

(e) 1974年議会予算法第201条

この編は、この編により行われる改正を含め、連邦議会予算局 (Congressional Budget Office) が、(第522条で定める) 指定統計機関のデータベースを個別に、又はこの編の第524条若しくは他の権限により共有することができるデータに関しては合同で、(開示すれば法律の違反となる情報の秘密の保護を規定する法律に従い) 年金及び保健医療の財政問題を分析する統計上の目的でこれらのデータベースの一般的有用性を高めるために使用する権限を制限するものと解釈してはならない。

(f) 州法の専占

この編におけるいかなる規定も、州により収集されるデータの秘密の保護に関し、適用可能な州法を専占してはならない。

(g) 虚偽の陳述に関する法律

第512条の規定にもかかわらず、専ら統計上の目的で秘密の保護を誓約して機関により集められた情報は、その開示又は使用が連邦法で別に禁じられている場合を除き、情報を集める機関に対する虚偽の統計情報の提出に関し、(合衆国法典第13編第221条のように) 刑事罰又は民事罰を認める法律に基づき訴追するために、当該機関により法執行機関に提供することができる。

(h) 解釈

この編のいかなる規定も、統計上の目的のために、又は1986年内国歳入法典 (Internal Revenue Code of 1986) 第6103条 (合衆国法典第26編第6103条) を含むがこれに限定されない統計以外の目的のために、集められたデータ又は情報に別に適用される、秘密の保護又は権限のない開示に対する刑罰を制限し、又は減ずるものと解釈してはならない。

(i) 連邦議会の権限

この編のいかなる規定も、委員会、議員又

は職員 (agent) を含めた連邦議会が機関の行う統計活動の監視を含む統計上の目的のために、データ又は情報を取得する権限に、影響を与えるものと解釈してはならない。

A部 機密扱いの情報の保護

第511条 事実認識及び目的

(a) 事実認識

連邦議会は、次のとおり認識する。

- (1) 個人、企業及びその他の組織が、厳密に統計上の目的のために諸機関に情報を提供するときは、各種の法的保護を受けている。
- (2) 諸機関による秘密の保護の誓約は、専ら統計上の目的のために提供される個人若しくは組織に関する情報又は個人若しくは組織により提供される情報の秘密が保持され、かつ、その個人若しくは組織の意思に反して機関の活動に利用されないことを公衆に保証するものである。
- (3) 秘密の保護の誓約の下に連邦統計プログラムに情報を提供する個人又は組織の秘密を保護することによる利益は、公衆の利益及び社会の要求の双方に役立つものである。
- (4) 秘密の保護の誓約の下に諸機関に提供される情報の保護に関し、公衆の信頼度が低下することは、統計分析の正確性及び完全性の両面に悪影響を与える。
- (5) 秘密の保護の誓約の下に統計上の目的のために提供された情報の保護を保証することは、統計プログラムへの公衆の協力を継続するうえで不可欠である。

(b) 目的

この項は、次のことを目的とする。

- (1) 統計上の目的のために個人又は組織により秘密の保護の誓約の下に機関に申告される情報は、専ら統計上の目的のために使用されることを保証すること。

(2) 秘密の保護の誓約の下に統計の目的のために諸機関に情報を申告する個人又は組織は、その情報がこの編による権限を有しない者に識別可能な形態で開示されず、統計以外の目的のために使用されることもないことを保証すること。

(3) 秘密の保護の誓約の下に統計上の目的のために集めた、個人が識別可能な情報の秘密を、その情報へのアクセス及び使用を制御することにより保護すること。

#### 第512条 データ及び情報の使用及び開示に関する制限

##### (a) 統計データ又は統計情報の使用

秘密の保護の誓約の下に、専ら統計上の目的のために機関が集めたデータ又は情報は、その機関の幹部職員、一般職員又は代理人により専ら統計上の目的のために使用されなければならない。

##### (b) 統計データ又は統計情報の開示

(1) 秘密の保護の誓約の下に、専ら統計上の目的のために機関が集めたデータ又は情報は、対応者に説明して同意を得た場合を除き、識別可能な形態で統計上の目的以外の何らかの用途のために機関により開示されてはならない。

(2) (1)号による開示は、その機関の長が当該の開示を承認し、かつ、その開示が他の法律により禁じられていない場合にのみ授權される。

(3) この条は、秘密の保護の誓約の下に専ら統計上の目的のために機関により集められるデータ又は情報に対して別に適用される法律による秘密の保護を制限し、又は減じるものではない。

##### (c) 統計以外の目的のためのデータ又は情報に関する使用規則

統計機関又は単位は、(法律で授權された)

統計以外の目的のために集められるデータ又は情報を明確に区別するものとし、これを集めるに先立ち、統計以外の目的のために使用されうることを公示しなければならない。

##### (d) 代理人の指名

統計機関又は単位は、契約により、又は第502条(2)号に基づく代理人としての取扱いに必要な規定を含む特別な協定を締結することにより、この編で定める制限及び刑罰に従い、専ら統計活動だけに従事することができる代理人を指名することができる。

#### 第513条 科料及び刑罰

専ら統計上の目的のために情報を集める機関の幹部職員、一般職員若しくは代理人であって、就任の宣誓及び署名を行い、又は第512条により課せられた制限の遵守を誓った者が、幹部職員、一般職員若しくは代理人という理由で入手し得た情報を、この編の規定に基づき開示が禁止されている特殊な情報であると知りながら、その情報を受領する権限のない者若しくは機関に何らかの方法で故意にそれを漏示したときは、E級の重罪を犯しているとし、5年以下の拘禁又は25万ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### B部 統計業務の効率化

##### 第521条 事実認識及び目的

##### (a) 事実認識

連邦議会は、次のように認識する。

(1) 連邦統計は、政策立案者、消費者、企業、投資家及び労働者のような官民の政策決定者にとって重要な情報源である。

(2) 連邦の統計機関は、絶えずその効率性の向上を追求していかななければならない。法的制約は、これらの機関のデータ共有の能力に制限を加え、そのために効率性の高い連邦の統計プログラムの遂行にも制限を加

えている。

- (3) 連邦統計の精度は、統計調査に対応する企業側の意欲により左右される。報告の負担を軽減することが回答率の向上をもたらす、経済活動のより正確な特徴付けを可能とする。
  - (4) 国勢調査局 (Bureau of Census)、経済分析局 (Bureau of Economic Analysis) 及び労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) の間で専ら統計上の目的のために企業データの共有を促進することは、大きく、かつ急速に変貌する合衆国の事業の実態をそれらの機関が、より正確に監視する能力を向上させるものである。特に、それらの統計機関が、産業別に企業を絶えず適切に分類し、データの変則性を解明し、適宜、新興産業の参入及び撤退に合わせて統計的サンプルを作成し、申告の誤りを速やかにかつ効果的に訂正することが可能になる。
  - (5) 連邦議会は、1990年国際投資通商業務法 (International Investment and Trade in Services Act of 1990) を制定し、国勢調査局、経済分析局及び労働統計局による外資系企業に関するデータの共有を可能にした。この法律は、調査の対応者から収集するデータを増やさずに、調査対象の業種を135から800以上に拡大したばかりでなく、有用な統計資料の創出にデータの共有がいかに成果をあげうるかを証明した。
  - (6) この編の A 部とともに、国勢調査局、経済分析局及び労働統計局によるデータ共有は、統計調査の対応者に対し、引き続き最高水準の秘密の保護を保証するものである。
- (b) 目的
- この部は、次のことを目的とする。
- (1) 国勢調査局、経済分析局及び労働統計局による専ら統計を目的とする企業データの共有を許可すること。

- (2) 連邦政府に求められた情報を提供する企業に課す事務処理の負担を軽減すること。
- (3) 国勢調査局、経済分析局及び労働統計局に対して、抽出枠の更新、産業別の事業所及び企業の分類の作成、対象範囲の拡大及び3機関により作成されるデータの有意差の照合により、連邦の経済統計の比較可能性及び正確性を高めること。
- (4) 米国経済、特に基幹産業及び地域の統計に関する理解を深め、技術が生産性向上に与える影響に関するより正確な指標を作成し、国民経済計算 (National Income and Product Accounts) のような国の最も重要な経済指標の信頼性を高めること。

#### 第522条 統計機関の指定

この部の目的のために、「指定統計機関 (Designated Statistical Agency)」とは、次の機関をいう。

- (1) 商務省国勢調査局 (Bureau of the Census of the Department of Commerce)
- (2) 商務省経済分析局 (Bureau of Economic Analysis of the Department of Commerce)
- (3) 労働省労働統計局 (Bureau of Labor Statistics of the Department of Labor)

#### 第523条 指定統計機関の責任

各指定統計機関の長は、次のことに責任を負う。

- (1) 統計上の目的のための情報提供において、公衆に課している重複を排除し、並びにそれ以外の申告の負担及び費用を削減するための機会を特定すること。
- (2) 統計プログラムの質的向上及び費用削減を目的とする合同統計プロジェクトを開始すること。
- (3) 統計上の目的のために集められた個人の

識別が可能な情報について、次に掲げる事項を含むセーフガード原則を遵守して、その秘密を保護すること。

- (A) 個々の対応者の身元が直接的又は間接的な方法で合理的に推定されうる場合に情報の秘密を保護することの重要性を幹部職員、一般職員及び代理人に強調すること。
- (B) 幹部職員、一般職員及び代理人に対して、個人の識別が可能な情報に関する秘密の保護にそれらの者が負うべき法的義務について、及び当該情報にアクセスするために従うべき手続について研修を実施すること。
- (C) 機密扱いのデータに関する物理的及び電子的なセキュリティを保証するために適切な措置を講じること。
- (D) 機密扱いのデータにアクセスする個人を特定し、当該データが求められたプロジェクトを特定するための記録システムを構築すること。
- (E) セーフガード原則の遵守状況の監視が法律により授權された他の機関に対し、その原則の遵守状況を示す証拠書類を作成すること。

#### 第524条 指定統計機関による企業データの共有

##### (a) 一般規定

指定統計機関は、他の指定統計機関との間で次の事項が明記された企業データの共有に関する契約書を取り交わすことにより、識別可能な形態の企業データを他の指定統計機関に提供することができる。

- (1) 共有の対象となる企業データ
- (2) 企業データが使用される統計上の目的
- (3) 共有対象の企業データに調査権限を有する幹部職員、一般職員及び代理人
- (4) 企業データの秘密の保護に関する適切な

保護手続

##### (b) 他の法律に基づく機関の責任

ある機関がこの部に基づき指定統計機関に企業データを提供することは、データ提供を行う機関による当該情報の提供又は差止めに関する他の法律（合衆国法典第5編第552条（一般に情報自由法と称される。）及び合衆国法典第5編第552条(b)項（一般に1974年プライバシー法と称される。）を含む。）に基づきデータを提供する機関の責任に何ら変更を加えるものではない。

##### (c) 幹部職員、一般職員及び代理人の責任

識別可能な形態の企業データの調査は、この条による契約書に従い個々の報告書を調査する権限を有する幹部職員、一般職員及び代理人に制限されなければならない。この部に従いデータを受領する指定統計機関の幹部職員、一般職員及び代理人は、刑罰を含めて次のことに関係する法律のすべての規定に従うものとする。

- (1) 当該情報を最初に取得した機関の幹部職員、一般職員及び代理人に適用される、企業データの不正な提供に関する規定
- (2) 当該情報を最初に取得した政府機関の幹部職員、一般職員及び代理人に適用される、企業データの不正な開示に関する規定

##### (d) 公示

対応者に法律により届出が命じられ、専ら統計上の目的のために、指定統計機関間でデータ共有が可能であることが対応者に知らされていないときは、データの提供を意図する機関は、関係する契約書の条件をその機関が発行する広報に公示しなければならない。当該公示は、パブリック・コメントのために少なくとも60日を割り当てなければならない。

#### 第525条 指定統計機関から提供される企業データの使用制限

(a) 一般的使用

この部に従い指定統計機関から提供される企業データは、専ら統計上の目的のために使用されなければならない。

(b) 公表

指定統計機関により集められた企業データの公表は、特定の対応者により提供されたデータが識別可能でない方法でなされなければならない。

第526条 調整的改正

(a) 商務省

—略—

(b) 合衆国法典第13編

合衆国法典第13編第10章は、次のとおり改正される。

(1) 第401条の後に次の規定を加える。

「第402条 指定統計機関に対する企業データの提供

「国勢調査局は、企業データが授権された統計上の目的のために求められ、かつその提供が「2002年機密扱いの情報の保護及び統計業務の効率化法」において定義される指定統計機関又はその代理人との契約書に従う場合において、(指定統計機関である)経済分析局及び労働統計局に企業データを提供することができる。」

(2) 同第10章の目次の第401条に関する項目の後に次の項目を加える。

「第402条 指定統計機関に対する企業データの提供」

(ひらの みえこ・専門調査員)